

330.4
H776k

厚生經濟研究

册上

德三著

東京 刀江書院



0019312-001

330.4-H776k

厚生經濟研究

福田德三・著

刀江書院

1930

ADA

社會科學

福田徳三著

厚生經濟研究

上册

昭和五年版

刀江書院

330.4H776R



スーレテトスリアとントラブ
(書壁筆ロエッブラ)



340342

330.4H776R



エドワード・マクドナルド・バナム
『シムオンとユダ』
1886年



24084

一九二六年六月二十六日の日記から。

昨夜十二時二十分にフキレンツエで乗込んだ汽車は、此朝七時半と云ふに早くも羅馬へ着く。驛前に群がるホテル・バスの中サヴオイア旅館のを選んで荷物をかつぎこみます。荷物といつてもスーツ・ケース二つと手提一つ切り。十分許りで宿へつく。小高い丘の上にある至つて閑静の宿、朝まだ早い爲めか部屋も食堂も支度整はず。假部屋に入つて珈琲一二杯を頂く。

九時頃ピアツツア・エヌデラのクツク店に到り小錢を兩替し、羅馬巡覽の田吾作バス(主人の命名)の切符二枚を求む。九時半發車ヴァチカノへ直行。案内者にせき立てられて大急行で各室を素通りす。目指すところは「スタンツエ・ヂ・ラファエロ」一つと主人の言ふに、日本切支丹記念物陳列場の外はとんと立寄りもせず、同行者を後に残して、勝手知つた類の主人の跡を追ひ、人込みを掻き分けて、ラファエロ室へと導進する。ラファエロ室の入口で、主人は俄かに立停つて「これだ、これだ」と云つて、正面を指す。成程中野の書齋で兼てからなじみの「アセンヌ學徒」の大壁畫がある。寛先生(私より一年前の學校友達の御冥人)で主人と留學時代御一緒の方)の御本の巻頭にある寫眞の原版は、主人が二十五年の昔し此のヴァチカノで買つて行つた寫眞だと主人大自慢のもの、其の原物を今日の當り主人と一緒に仰ぎ見る。私にはラファエロとチチアンとの區別さへ分りませんが、主人が日夜眺めては感に入つてゐる其現物を見るのも、何だか涙ぐましい心持がします。主人は何時まで経つても微動だもしません。其内に案内者が「スピト」「スピト」と入口で怒鳴つてゐます。主人の耳には道入りません。度々背を突付いたら、ホットした顔で如何したと申しました。同行の人々は見物を終つて、すでに出口へ出て待つてゐるソウです。大急ぎで幾つかの部屋を驅抜けて、やつとバスの出るの間に合ひました。……

夕五時頃クツクへ歸着、電車でヴェキア・ナチヨナールまで行き、其あたりの店をひやかし、ピアツツア・スパンニャへ出て美術寫眞館へ入り、「アセンヌの學徒」の色刷り寫眞大小數葉と、中央部の「ブラトーンとアリストテレーヌ」二人像の引延し寫眞一枚を買ふ。……(とく子)

厚生經濟研究に序す

此書に蒐めた諸文は、一九二六年秋歐洲の旅から歸朝して以來、昨年秋に至る三年の間に、執筆又は口述したものであります。其内すでに雜誌其他に公表したものは、第一篇の一・二・三、第二篇の一・二・五・六・七・八・九・十・十一・十二の十三章であります。未刊のものは、第一篇の四、第二篇の三・四の三章、第三篇の全部、並に附録のドイツ文一章等であります。各章とも、或は多く、或は少しく訂正加除いたしました。就中第一篇の一には著しく補正と削除とを施しました。一時的の「ボレミック」に屬するものは、勉めてこれを去り、卒直に研究の結果を披瀝することに力を用ゐたいと思つたからであります。

第一篇「研究及論說」は、厚生經濟研究の本體を成すもので、第二篇「評論及

批判」は、其考へ方を種々なる手近の問題について敷衍して見た雜文（殊に經濟政策の研究に關連する）に屬するものであります。第三篇「マルキシズム概論」の講演は、厚生經濟研究者としての立場から、唯物史觀と勞働價值説とを平易簡明に略吟味したもので、マルキシスト特有の口調を避けて、出来るだけ常人の平語を以つて、説明することを努めました。以上三篇の各文、其れごとくに別個のものではありませんけれども、厚生經濟の研究と云ふ考が、其凡てを通じて主となつて居ますから、今これを一書にまとめたのであります。

抑も厚生經濟と云ふ考へ方は、私が經濟學を始めて以來多少は有つてゐたところであります。しかし、特に此語を選定し、其れについて若干まとまつた思索を致したのは、大正四・五年以來の事であります。其れについては、獨佛伊等の諸學者の著作を別にしては、ジェー・エー・ホブソン氏の諸々の著作（『産業組織』『勞作と富』『現代資本主義の進化』『分配の經濟學』などなど）は、最も多くの示唆を私に與へ

て呉れました。次いで、ビグー教授の『富と厚生』（後に『厚生の經濟學』）キアナン教授の『富』（近刊第三版殊に勝れり）の二書から益を享けたところが尠からずありました。

幸にも一九二五及二六兩年に於ける二度の渡英の折、私は多數の英國學者に接する機會を得ました。就中ベヴェリッジ卿は、キアナン先生始め倫敦大學の經濟學部の諸同人を集めて、一日ゆつくり私に會談することを許されました。ホブソン先生には、先生の病氣の爲め、不幸にして面會することを得ませんでした。けれども、倫敦「エコノミスト」前主筆ハースト氏の厚意で、同氏宅に於いてホブソン夫人に御目にかゝることを得ました。百聞は一見に若かず、私は親しく諸先生の高潔な人格に接して、十年の讀書に勝る益を得ました。而して厚生經濟の研究に進む刺戟を著しく受けることが出来たのです。今此の拙著の組版を終つたとき、恰かもホブソン氏の『富と生活』キアナン教授の『經濟理論の再

吟味』の二書に接しました。私の此書は、元より杜撰千萬なものであります。しかし眼の着けどころだけは、兩先生と粗ぼ同じ様な方面に向つてゐることを見出して、私は喜びを禁じ得ないのであります。其れと同時に、私は自分の業の如何にも拙いものであることを、更らに痛切に感ぜざるを得ません。

一九二五年には、私はロシアへも参りました。露語を知らぬ爲め、得るところは僅少でありましたが、しかし、私は少くとも勞農國の經濟状態について、輕くの判断を下すことの甚だ不可なるを痛感しました。爾來多少露語の習得に勉めて見ましたけれども、所得は微少であります。本書所收第二篇の三は私のロシア行の唯だ一つの小記録たるにすぎません。第二篇の一は、勞農經濟組織について少し立入つて考察するつもりのものでありましたが、今は半成のまゝ掲ぐるに止めて置きます。他日の詳論を期する次第であります。

× × × × × × × × × ×

經濟學は行詰つたと云はれてゐます。歴史學派の滅亡とか、限界理論の破産とか云ふ叫び聲も折々は聞へます。而して、多くの同學者の中には、最も手取り早い抜け道をマルキシズムに、殊に唯物辨證論に見出された人も尠からずあります。又た他の人々は米國流行の『インスチテューションリズム』又は『ビヘイヴ・オリズム』英國の『ダグラシズム』又は新自由主義、大陸のシユムペーター張り、又はシュトレラー流の動態經濟理論、カツセルなどの函數理論、乃至はシュバーンの『ウニヴェルサルリズム』マックス・ウエーバーの『理想類型』など、其れ々に新しい旗印を求め出して、其れに馳せ參せられます。

私は右何れにも與みすることが出來ないのであります。私は、一方には、ワラス、エチウオース、パレット、フキツシアー諸氏の數理的研究に大なる期待をかけるも

のであります。しかし私自ら數學に拙い爲め、其方面のことは、唯僅かにこれを學び得るのみで、自分で工夫を着ける資格も勇氣も有ちません。幸ひ私の同學中二三の方々は其方面に精進して居られます。他日大なる收穫を期待し得ると思ひます。殊にヴェクトル數理、マトリクス數理への進出は大いに有望らしく考へられますが、今日のところ未だ前途遠遠の憾は免れません。従つて私に残された唯一の道は、ホブソン、ピグー、キアナン諸先生が荆棘を拓かれた厚生經濟理論への進出これでありませう。今茲に公けにする『厚生經濟研究』は、此の方向への端緒を唯だ暗示するにすぎないものであります。研究と云ふ題名は餘りにも僭越でありませう。しかし、向後私が何を爲さんと欲しつゝあるかの大體は、此書によつて見て頂くことが出来るであらうと存じてゐます。少くとも、過去二十七八年人を教へ乍ら、實は自分自ら學ぶことを大いに怠つてゐたことを見出し、新たに『ウムレルネン』（學び直）し、『レヴュー』（再吟味）する必要を痛切に感じつゝあつた間から、纔乍らも、一條の光明を認めた其次第を看取

して頂ければ、其れで満足であります。しかし、其收穫としては、此書の内容は餘りにも貧弱、餘りにも蕪雜、淺薄なものであることを慚ぶるのであります。唯向後幸ひに、心身に著しき支障なき限りは、此方向に幾分にも進み行くことによつて、諸先覺に負ふ學恩の一端に酬ひ得るだらうと思つて居るのであります。

昨一九二九年は、師ブレンタノ先生滿八十五歳の生誕祝の年に當りました。彼地の同人からの報によりますと、客臘十二月十八日先生の誕辰祝日には、ヒンデンブルグ大統領は、特に使節を派遣されて、先生の學績と祖國に對する貢獻とを激稱した親書を交付せられ、且つ先生に授くるにライヒス・アドラー・シルド（國の鷲の楯。我邦の金鷄勳章一級に相當するものだそうです）を以てせられたと云ふことであります。私は先生に捧ぐ可く、他に何ものをも有ちません。唯だ此の拙い『厚生經濟研究』の一書を御祝の印に獻呈する御許を先生に請ふたのであります。仍て、記念の意を明かにする爲め、附録のドイツ文一章と、先年

先生の許に参つたとき、友人の撮つて呉れた寫眞の複寫とを、此書の巻尾に附載して置きました。新收にかゝる第一篇の四は、其のドイツ文の邦譯であります。而して、此文は金輪解禁を斷行した濱口内閣の政策を批判するに、一つの出立點を供するものと存じて居ります。同じく新收の第二篇の四は、其俗解に當るものであります。

右の次第で、昨年十二月十八日までには、是非本書を上梓させたいと存じ、原稿の整理は、昨年の初秋には卒つたのですが、其頃から健康兎角勝れず、本書の印刷を初めて間もなく、床に就くこととなり、爲めに印刷の校正が著しく後れて、終に年を越すこととなつて仕舞ひました。唯幸なことには、病臥の當初から、而して入院以來は格段に、面倒を見て下さりつゝある平井醫學博士を始め、西野内科部長、飯田醫學士、外醫員各位の御蔭で、最近は著しく元氣を恢復し、病室に閉籠りつゝ、僅づゝ乍ら校正刷に目を通し得るようになりました。これに加へて、中山商

大助教授は私の爲めに、最終の校正を引受けて下さいました。此書を幾日でも早く恩師の御目にかけることを得るは、全く其賜であります。平井先生始め皆々様に心からの御禮を茲に申上ぐる御許を請ひ度いと存じます。病中種々手傳つて呉れた妻並に二人の伴にも、序を以て禮を申して置きたいのです。

附記。第一篇の一に於けるアリストテレスからの引用文は特に五六校を重ねたのでありますが、未だ全く誤植なきを保し難いのであります。其れは活字の不備不足の爲めで、如何とも致しようがないのであります。仍て正確を期する爲め、ア氏の原文をベツカー校勘の最良本から寫眞版に複寫して、八―九頁の間に入れて置きました。此の本は今や希覯となつてゐますから、かたゞ讀者にとつて無用ではあるまいと信じます。讀者疑ある場合には右複寫と對照せられんことを切望いたします。何頁のaとあるは當該頁の前欄後欄の意であります。其他挿入の寫眞は何れも先年渡歐の折入手したもの、又は撮影したものにかゝります。唯だ何れも複寫が鮮明を缺くことは残念であります。

一九三〇年二月二日の夕暮

雲に包まれた神宮外苑の森の彼方に入り行く日を眺めつゝ

慶應病院 い棟十號病室に於て記す

福田 徳三

厚生經濟研究 目次

第一篇 研究及論說

一—三二〇

一 アリストテレーズの「流通の正義」

一—三九

一 小引 若干の文獻

三

二 開題

九

二 マルクスの偉大なる業績

一六

三 アリストテレーズに「流通の正義」の論なしとの説

一九

四 ツエラー及ヒルデンブランド説の吟味

二二

五 アリストテレーズの正義論と後世の法理哲學並に經濟價值論

二六

六	アリストテレス正義論の第一章。正義と不正義の別	三五
七	種々の解釋	四二
八	同上第二章。狹義の正義の本體とその諸性質	四九
九	『配分の正義』と『匡正の正義』	五六
十	同上第三章。『配分の正義』	六二
十一	バーネット及グラント兩氏の解説	六八
十二	同上第四章。『匡正の正義』	七三
十三	其の評釋	七九
十四	バーネット氏の解	八四
十五	同上第五章。『流通の正義』	八九
十六	ロッス氏の解	九八
十七	グラント氏の解	一〇一
十八	二つの仕事	一〇七

二 餘剰の生産・交換・分配

一四一—一八三

|| 資本主義社會に於ける共產原則の展開 ||

十九	『任意行爲』と『不任意行爲』	一一二
廿	グラント對バーネット	一一六
廿一	『カ・タキシアン』	一二〇
廿二	マルクスの無造作なる解釋	一二六
廿三	マルクスの著しき誤譯	一三〇
廿四	河上博士らの更らに著しき誤譯追加	一三六
一	アリストテレスの『流通の正義』と共產原則	一四二
二	費用原則とマルクスの労働價值論	一四七
三	生産に先行する分配	一五二
四	餘剰と生産及流通	一五八

五	資本主義社會に於ける餘利と所得	一六二
六	價格と所得。二つの流れ	一六六
七	發展する資本主義社會に於ける貨幣所得の流れ	一七一
八	共產原則の展開	一七六
九	マルクスの解いた二つの難問	一八一

三 失業の必然・不必然と失業對策の 可能・不可能

一八五—二四四

一	社會三大基礎權	一八六
二	勞働權の乞索原理	一八九
三	封建社會からのインヴェントリー	一九五
四	正統學派と自然均衡	二〇一
五	雇傭社會と失業の發生	二〇四

六	資本的企業の寄生蟲性	二一一
七	英國の莫大なる失業と景氣循環相關論	二一六
八	産業の振興と産業豫備軍	二二五
九	利潤期待場裡に於ける競争	二二九
十	錯綜せる失業原因論	二三三
十一	所得の原則的統制	二三六

附記 濱口内閣の緊縮政策と失業及金輪解禁
追記 井上蔵相の失業論

二四二

四 經濟生活と經濟政策の循環性

二四五—三一九

明治元年より大正十四年に至る外國との關係に於ける日本の發展に現はれたる
現代經濟生活の根本事實としての循環性。

一	現實生活の要求する經濟理論の改造	二四六
二	明治元年以降に於ける日本の經濟的發展の特殊的性質	二五八
三	二個の根本的誤謬	二六三
四	日本經濟生活の特徵的循環性	二七五
五	日本に於ける循環運動の概觀	二八二
六	日本經濟政策の發展を劃する各時期	二九三
	第一期 明治元年より十二年に至る	二九五
	前期 明治元年—七年	二九七
	後期 明治七年—十二年	二九九
	第二期 明治十三年より二十三年 ^三 に至る	三〇一
	第三期 明治二十三年 ^三 より二十九年に至る	三〇五
	第四期 明治三十年より三十九年に至る	三一〇
	第五期 明治四十年より大正三年に至る	三一三

第六期	大正四年より十四年に至る	三一五
七	歸結	三一七

第二篇 評論及批判

一	厚生原理としての流通の正義	三二一—三四一
二	産業の合理化と資本主義の前途	三四三—三七八
三	經濟機構の變化と生産力 並に人口の問題	三七九—四一九

——一九二五年モスクヴァに於ける講演と討論——

一	發端	三八〇
二	ケーンズ氏の講演	三八四

三	右講演に對する批評。經濟機構の變化	三八九
四	私の講演	三九一
五	「生産力の問題」講演要旨	三九二
六	實際の事實	三九九
七	右に對する批評	四〇二
八	日本の人口問題と侵略主義	四〇四
九	私の答辯	四〇六
十	社會政策より見たる移民問題	四一〇
十一	日本に於ける生産力の行詰り	四一三
十二	日本の經濟機構の變化と革命の問題	四一五

四 明治財界變動史の一節

四二一—四五五

五 國際信義の立場より見たる

東京市佛貨債問題	四五七—四七六
六 日銀の動脈硬化に關する論戰	四七七—四九三
七 笛吹かざるに踊る	四九五—五一九
八 慘敗せる製絲工女爭議	五二一—五五三
九 勞働法の進出と其の歪み	五五五—五七七
工場法改正案と勞働者災害扶助法案 について	
十 洞窟の内と外	五七九—五八三
十一 文明史家としての田口鼎軒先生	五八五—六三八

|| 『鼎軒田口卯吉全集』第二卷『文明史及社會論』解説 ||

附録 田口全集の刊行に際して

六三九—六四五

十二穂積・宮崎兩博士遺著の新刊

六四七—六八五

第三篇 講演

六八七—八二六

マルキシズム 概論

(唯物史觀と勞働價值説の略吟味)

- 一 序言。若干の參考書 六八八
- 二 社會主義より共產主義へ 六九六
- 三 社會主義と共產主義との合成としての唯物史觀と唯物辨證法 七〇六
- 四 階級闘争の理論 七二〇
- 五 階級闘争の始期についての吟味 七三一

六 社會制度の變遷

七三五

ゲンス共産制。婚姻制度。私有財産制度

七 人類社會發展行程中に於ける階級闘争の運命 七四三

八 自由の世界と必然の世界 七五〇

九 プロレタリア獨裁の意味と國際共產運動 七六〇

十 唯物史觀の史的再吟味 七六六

十一 マルクス勞働價值説の由來 七七四

十二 客觀主義の價格論と主觀主義の價格論 七八一

十三 ジョン・ロックの勞働價值論 七九〇

十四 當爲としての價值論 七九八

十五 社會的必要勞働と等價形態 八〇三

十六 指導原理としての勞働價值論 八〇八

十七 均衡原理としての勞働價值論 八一五

十八 労働の賣買と労働力の賣買

八一八

附録

Cyclizität des Wirtschaftslebens und der Wirtschaftspolitik im Lichte der japanischen Entwicklung, in ihrer Beziehung zum Auslande, 1868—1925.

(Lujo Brentano gewidmet.)

一四九

挿入寫真版

目次

一 プラトーンとアリストテレース

巻頭

(ラファエロ筆 羅馬法王宮殿内の壁畫の一部)

二 ニコマホース倫理學『正義論』の複寫

八一九

(伯林學士院版 ベツカー校勘本一一二九—一一三三頁)

三 トマソ・ダクキノ銅像

二八一—二九

(伊國ナポリ大學校庭に於ける)

四 『經濟表』と易の八卦圖

二四八—九

(ランゲ『パンと穀物とについて』一七七四年刊より)

五 ブレンタノ先生同令嬢と著者夫妻(一九二五年七月撮影)

巻尾

(キーム湖畔先生の村居に於いて。先生の左に立てるは臨時の來客。最左端は先生令嬢)

厚生經濟研究 目次終

第一篇 研究及論說

一 アリストテレスの『流通の正義』

目次

- 一 小引 若干の文献
- 一 開 扉
- 二 マルクスの偉大なる業績
- 三 アリストテレスに『流通の正義』の論なしとの説
- 四 ツェラー及ヒルデンブランド説の吟味
- 五 アリストテレスの正義論と後世の法理哲學並に經濟價值論
- 六 アリストテレス正義論の第一章。正義と不正義の別
- 七 種々の解釋
- 八 同上第二章。狭義の正義の本体とその諸性質
- 九 『配分の正義』と『匡正の正義』
 - 一 アリストテレスの『流通の正義』

第一篇 研究及論説

- 十 同上第三章。『配分の正義』
- 十一 バイネット及グラント兩氏の解説
- 十二 同上第四章。『匡正の正義』
- 十三 其の評釋
- 十四 バイネット氏の解
- 十五 同上第五章。『流通の正義』
- 十六 ロッス氏の解
- 十七 グラント氏の解
- 十八 二つの仕事
- 十九 『任意行爲』と『不任意行爲』
- 二十 グラント對バイネット
- 二十一 『カ・タキシアン』
- 二十二 マルクスの無造作なる解釋
- 二十三 マルクスの著しき誤譯
- 二十四 河上博士らの更らに著しき誤譯追加

小引 若干の文獻

アリストテレース倫理學中、私が今、此の論文に於いて取扱はんとするところは、其の倫理學のE(普通これを第五篇と稱す)の前半にのせられてあるのである。此のEは、普通これをニコマホース——ニコマコスではない——倫理學に屬するものとせられてゐる。しかし、これには、異説がさまざまあつて、現に英國學者の手に成るアリストテレース倫理學註釋の現存の權威者たるグラント氏の本『The Ethics of Aristotle illustrated with essays and notes by Sir A. Grant. 4. ed. Vol. II. p. 98 et seq. London 1885.』には、*ἨΘΙΚΩΝ (EYΛΘΜΙΩΝ)* V. 『ユウデーモス倫理學第五篇』としてあるのである。其中、グラント氏の章別によれば第五章、ヘツカーの校本 *Aristotelis Opera editit Academia Regia Borussica. Vol. II. Berolini a. 1831.* によれば第八章、ハイプナー古典文庫版(スーセミール校第三版)ヘルト複校一九一二年刊本) *Aristotelis Ethica Nicomachea recognovit Fr. Susemihl. editio tertia curavit O. Apelt Lipsiae. 1912.* によれば第五章、而して、何れも、ヘツカー一頁にては、アリストテレースの著書は、今日では八・九頁挿入の原本複寫版参照 而して、其れは特に、アリストテレースの正義論中、『流通の正義』 *τὸ δίκαιον τὸ ἀντιπεπραυμένον (δίκαιον)* (*Justitia commutativa, contractoria, catalactica*) について論じてゐるところに關してゐるのである。

アリストテレース倫理學に關する文獻は、可なり豊富なものであつて、其重なるものは、トイブナー版右掲本に *Notitia literaria* と題してのせてあるし、又た、アリストテレース文獻志の最高權威たるシユザソンの書 *Bibliographie d'Aristote par Schwab, bibliothécaire à la Bibliothèque nationale. Mémoire couronné par l'Institut de France. Paris 1896.*——此書は謄寫版にて刊行せる外、印刷本はなし——には其第二二五頁以下に數十の書目がかゝけてある。また、右掲ぐるところの伯林學士院版アリストテレース全集の附卷として刊行せられてゐる古註釋集には倫理學の希臘文註釋書文けれども、四種收録されてゐる。其目左の如し。

Commentaria in Aristotelem Græca. Vol. XIX. Partes I, II.

1) *Aspasii In Ethica Nicomachea quæ supersunt commentaria.*

2) *Heliodori In Ethica Nicomachea Paraphrasis.*

Ditto Vol. XX.

3) *Eustratii et Michaelis et Anonyma In Ethica Nicomachea Commentaria.*

Ditto Vol. XXII. Pars III.

4) *Michaelis Ephesii In Librum quintum Ethicorum Nicomacheorum Commentaria.*

右の中、最後のものは、特に、正義論をのせた第五篇のみの註釋にかゝるものである。しかし、私が今問題とするところのことは、其中に註釋されてなく、最初にかゝけたもの即ち第十九卷後半に收めたヘリオドロスの作 此書については、ユーン、バウツエヒ、哲學史第二卷第十一版(一九二八年刊)二八六頁参照 と稱せらるゝ、バラフラシス(解説中に解説がのせてあるのである。これはグスタフ・ハイルブット氏の編纂にかゝるもので、一八八九年刊のものである。此書には拉丁譯がある。其題左の如し。

Ethicorum Nicomachiorum Paraphrasis, Incerto Auctore, antiquo & eximio peripatetico a Daniele Heinsio.

Lugd. Batav 1607.

近世の文獻中では、左が重要なものであらうと思ふ。

5) G. Hartenstein, *Ueber den wissenschaftlichen Wert der aristotelischen Ethik.* Leipzig 1859.

6) M. Heinze, *Ethische Werte bei Aristoteles.* 1909.

7) K. Hildenbrandl, *Geschichte und System der Rechts- und Staatsphilosophie.* Leipzig 1860.

8) H. Richards, *Aristotle's Justice in Exchange.* *Classical Review* VII. 1894. pp. 11—14.

9) I. Spengel, *Ueber die unter dem Namen des Aristoteles erhaltenen ethischen Schriften.* *Abhandlungen der bayerischen Akademie.* III. München 1841. S. 439 et seq.

10) —, *Aristotelische Studien.* I. *Nikomachische Ethik.* 2. *Eudemische Ethik.* *Grosse Ethik.* München

『ノットトテレンスの『正義の王』

其

- 1863—65. (Zuerst in Abh. d. bay. Ak. X. S. 171 et seq.).
- 11) A. Trendelenburg, Ueber einige Stellen im 5. Buche der Nikomacheischen Ethik. Monatsbericht der Akademie der Wissenschaften. Berlin 1852.
- 12) F. Wagner, Die Verdienste der Aristotelischen Ethik um das Prinzip der Persönlichkeit. Jena 1895.
- 13) M. Wetzel, Die Lehre des Aristoteles von der distributiven Gerechtigkeit und die Scholastik. Warburg 1881.
- 14) Prantl, Aristoteles. in Buntschli's Staatswörterbuch. Bd. I. SS. 342. ff.
- 15) Fechner, Ueber den Gerechtigkeitbegriff bei Aristoteles. 1855.
- 16) E. Zeller, Philosophie der Griechen in ihrer geschichtlichen Entwicklung dargestellt. II. Teil. 2 Abteilung. Aristoteles und die alten Peripatetiker. 4. Aufl. (Obrdruck) Leipzig 1921.
- 17) F. J. Neumann, Die Steuer nach der Steuerfähigkeit; ein Beitrag zur Kritik und Geschichte der Lehren von der Besteuerung. Conrad's Jahrbücher. 35 Bd. (Neue Folge Bd. I) Jena 1880. SS. 511 ff. bes. S. 534 f.
- 18) J. Burrel, The Ethics of Aristotle. London 1900.
- 19) A. Grant, The Ethics of Aristotle with essays and notes. 2 vols. 4. ed. 1884-5.
- 20) G. Ramsauer, Aristoteles' Ethica Nicomacheum. Leipzig 1879.
- 21) J. Bywater, Aristotelis Ethica Nicomacheum. Reecognovit. Oxonii 1894. 1901.

22) W. D. Ross, Aristotle London 1923. p.209 et seq

23) The Works of Aristotle translated into English under the editorship of W. D. Ross.

Vol. IX. Ethica Nicomachea translated by W. D. Ross. Oxford 1925. pp. 1129 a et seq.

右は何れも私が現に見るを得たものであり中二三を除いては、今私の座右に置かれてあるものである。其外私は一六〇五年刊の希拉對譯の「アリストテレース全集 Operum Aristotelis. Tomus II. Librorum Aristotelis qui non extant. Fragmenta quaedam &c. Petrus de la Roviere 1605.」を始め一五六四年刊の拉譯倫理學 Aristotelis ad Nicomachea filium de Moribus, quae Ethica nominantur, Libri decem. Nicolao Gruchio interprete. Parisiis 1564. 伯林學士院版全集第二卷中の原文並に第三卷のラムビヌスの拉丁譯) 牛津版ヘッカー小本全集、巴里デドール版希拉對譯全集 Aristotelis Opera Omnia. Graece et Latine. Vol. II. Parisiis. 1921. ドイツ本哲學文庫中のアリストテレース獨譯、ランゲンシヤイト全集版獨譯、バルテレミー・サン・イレーレ佛譯全集第二卷(巴里一八五六年刊)、ガルヴェの獨譯倫理學(プレスラウ一八〇一年刊)、リークヘルのニコマホース倫理獨譯、チエーズの英譯同上、ギリスの英譯同上、ブラウンの英譯同上などを左右に置いて、商量の資料に充てたのである。其他猶私の架上には、アリストテレース關係文獻冊子(學士院報告、ギムナジウム年報學位論文など)百五六十種があるが、今其等について、一々精査する暇を有ち得ぬことを遺憾とする。兎に角、以上にか、けたものに據つて、僅か斗り考へ得たところを開陳するにすぎない。従つて、其れは、無論他日

第一篇 研究及論説

著しく是正せられなければならぬ暫行的の吟味たるは言ふまでもない。

Ε.

Περὶ δὲ δικαιοσύνης καὶ ἀδικίας σκεπτόμενοι, περὶ ποίας
 τε τυγχάνουσιν εὔσαι πράξεις, καὶ ποία μεσότης ἐστὶν ἡ δι-
 καιοσύνη, καὶ τὸ δίκαιον τίνων μέσον. ἡ δὲ σκέψις ἡμῶν
 ἐστὶν κατὰ τὴν αὐτὴν μέθοδον τοῖς προειρημένοις. ὁρώμεν δὲ
 πάντας τὴν τοιαύτην ἔχειν βουλομένους λέγειν δικαιοσύνην,
 ἀφ' ἧς πρακτικοὶ τῶν δικαίων εἰσὶ καὶ ἀφ' ἧς δικαιοπρα-
 γουσι καὶ βούλονται τὰ δίκαια· τὸν αὐτὸν δὲ τρόπον καὶ
 περὶ ἀδικίας, ἀφ' ἧς ἀδικῶσι καὶ βύλονται τὰ ἀδικα. διὸ
 καὶ ἡμῶν πρῶτον ὡς ἐν τύπῳ ὑποκείσθω ταῦτα. οὐδὲ γὰρ
 τὸν αὐτὸν ἔχει τρόπον ἐπὶ τε τῶν ἐπισημῶν καὶ δυνάμεων
 καὶ ἐπὶ τῶν ἔξεων. δυνάμεις μὲν γὰρ καὶ ἐπιστήμη δοκεῖ
 τῶν ἐναντίων ἢ αὐτῆ εἶναι, ἔχει δ' ἢ ἐναντία τῶν ἐναντίων
 αὐτῶν, οἷον ἀπὸ τῆς ὑγιείας οὐ πράττεται τὰ ἐναντία, ἀλλὰ
 τὰ ὑγιεινὰ μόνον· λέγουμεν γὰρ ὑγιεινῶς βαδίζειν, ὅταν
 βαδίζῃ ὡς αὐτὸ ὑγιαίνων. πολλάκις μὲν ἔν γινώριζται ἢ
 ἐναντία ἔχει ἀπὸ τῆς ἐναντίας, πολλάκις δὲ αἱ ἔξεις ἀπὸ
 τῶν ὑποκειμένων· εἴαν τε γὰρ ἡ εὐεξία ἢ φανερά, καὶ ἡ
 καρχηζία φανερά γίνωται, καὶ ἐκ τῶν εὐεκτικῶν ἢ εὐεξία
 καὶ ἐκ ταύτης τὰ εὐεκτικά. εἰ γὰρ ἐστὶν ἡ εὐεξία πυκνότης
 σαρκός, ἀνάγκη καὶ τὴν καρχηζίαν εἶναι μανότητα σαρκός
 καὶ τὸ εὐεκτικὸν τὸ ποιητικὸν πυκνότητος ἐν σαρκί. ἀκόλου-
 θοὶ δ' ὡς ἐπὶ τὸ πολὺ, εἴαν θάτερα πλεοναχῶς λέγεται,
 καὶ θάτερα πλεοναχῶς λέγεσθαι, οἷον εἰ τὸ δίκαιον, καὶ τὸ
 ἀδικον. ἔοικε δὲ πλεοναχῶς λέγεσθαι ἢ δικαιοσύνη καὶ ἢ
 ἀδικία, ἀλλὰ διὰ τὸ σύνεργον εἶναι τὴν ὁμωνυμίαν αὐτῶν
 λαμβάνει καὶ οὐχ ὡσπερ ἐπὶ τῶν πόρρω δήλη μᾶλλον· ἢ
 γὰρ διαφορὰ πολλὴ ἢ κατὰ τὴν ἰδέαν, οἷον ὅτι καλεῖται
 κλειὸς ὁμωνυμῶς ἢ τε ὑπὸ τὸν αὐχθῆνα τῶν ζώων καὶ ἢ τὰς
 θύρας κλειούσων. εἰδήθω δὲ ὅ ἄδικος ποσαχῶς λέγεται.
 δοκεῖ δὲ ὅ τε παράνομος ἀδικος εἶναι καὶ ὁ πλεονέκτης καὶ
 ὁ ἄνιστος, ὥστε δῆλον ὅτι καὶ ὁ δίκαιος ἔσται ὅ τε νόμιμος
 καὶ ὁ ἴσος. τὸ μὲν δίκαιον ἄρα τὸ νόμιμον καὶ τὸ ἴσον, τὸ

δ' ἀδικον τὸ παράνομον καὶ τὸ ἄνιστον. ἐπεὶ δὲ καὶ πλε-
 νέκτης ὁ ἀδικος, περὶ τὰγαθὰ ἔσται, οὐ πάντα, ἀλλὰ περὶ
 ἕσα εὐτυχία καὶ ἀτυχία, ἃ ἐστὶ μὲν ἀπλῶς αἰεὶ ἀγαθὰ,
 τῶν δ' ἕκ ἀσ. οἱ δ' ἄνθρωποι ταῦτα εὐχόμενοι καὶ διώκοντες·
 διτ' δ' ἔ, ἀλλ' εὐχεσθαι μὲν τὰ ἀπλῶς ἀγαθὰ καὶ αὐτοῖς
 ἀγαθὰ εἶναι, αἰρεῖσθαι δὲ τὰ αὐτοῖς ἀγαθὰ. ὁ δ' ἀδικος
 οὐκ αἰεὶ τὸ πλεόν αἰρεῖται, ἀλλὰ καὶ τὸ ἔλαττον ἐπὶ τῶν
 ἀπλῶς κακῶν· ἀλλ' ἔτι δοκεῖ καὶ τὸ μείον κακῶν ἀγαθόν
 πως εἶναι, τοῦ δ' ἀγαθοῦ ἐστὶν ἢ πλεονεξία, διὰ τὸ δοκεῖ
 πλεονέκτης εἶναι. ἔστι δ' ἄνιστος· τοῦτο γὰρ περιέχει καὶ
 κοινόν. ἐπεὶ δ' ὁ παράνομος ἀδικος ἦν ὁ δὲ νόμιμος δίκαιος,
 δῆλον ὅτι πάντα τὰ νόμιμα ἐστὶ πως δίκαια· τὰ τε γὰρ
 ὠρισμένα ὑπὸ τῆς νομοθετικῆς νόμιμα ἐστὶ, καὶ ἔκαστον τῶ-
 ν δίκαιον εἶναι φασμέν. οἱ δὲ νόμοι ἀγορεύουσι περὶ ἀπάν-
 των, στοχαζόμενοι ἢ τοῦ κοινῆ συμφέροντος πᾶσιν ἢ τοῖς
 ἀρίστοις ἢ τοῖς κυρίοις, κατ' ἀρετὴν ἢ κατ' ἄλλον τινὰ τρό-
 πον τοιούτων· ὥστε εἶνα μὲν τρόπον δίκαια λέγομεν τὰ ποιη-
 τικὰ καὶ φυλακτικὰ τῆς εὐδαιμονίας καὶ τῶν μοριῶν αὐτῆς
 τῆ πολιτικῆ κοινωνία. προστάττει δ' ὁ νόμος καὶ τὰ τῷ ἀν-
 ὄρειον ἔργα ποιεῖν, οἷον μὴ λείπειν τὴν τάξιν μηδὲ φεύγειν
 μηδὲ ῥίπτειν τὰ ὄπλα, καὶ τὰ τῷ σώφρονος, οἷον μὴ μοι-
 χεῖναι μηδ' ὑβρίζειν, καὶ τὰ τοῦ πράου, οἷον μὴ τύπτειν
 μηδὲ κακηγορεῖν, ὁμοίως δὲ καὶ κατὰ τὰς ἄλλας ἀρετὰς
 καὶ μοχθηρίας τὰ μὲν κελύων τὰ δ' ἀπαγορεύων, ὀρθῶς
 μὲν ὁ κείμενος ὀρθῶς, χεῖρον δ' ὁ ἀπεσχεδιασμένος. αὕτη
 μὲν ἢ ἡ δικαιοσύνη ἀρετὴ μὲν ἐστὶν τελεία, ἀλλ' ἔχ ἀπλῶς
 ἀλλὰ πρὸς ἕτερον. καὶ διὰ τοῦτο πολλάκις κρατίστη τῶν
 ἀρετῶν εἶναι δοκεῖ ἢ δικαιοσύνη, καὶ οὐδ' ἔσπερος οὐδ' εἶδος
 ὅτω θαυμαστός· καὶ παροιμιαζόμενοι φασμεν "ἐν δὲ δικαιο-
 σύνη συλλήβδην πᾶσ' ἀρετῆ ἐνι." καὶ τελεία μάλιχα ἀρετὴ
 ὅτι τῆς τελείας ἀρετῆς χρῆσις ἐστίν. τελεία δ' ἐστίν, ὅτι ὁ
 ἔχων αὐτὴν καὶ πρὸς ἕτερον δύναται τῆ ἀρετῆ χρῆσθαι,
 ἀλλ' οὐ μόνον καθ' αὐτόν· πολλοὶ γὰρ ἐν μὲν τοῖς οἰκείοις
 τῆ ἀρετῆ δύναται χρῆσθαι, ἐν δὲ τοῖς πρὸς ἕτερον ἀδυνα-

6. ἐστὶν M². || 9. τὸν — 10. ἀδικα om K². || 11. οὔτε K², οὐ M². || 12. καὶ τῶν δυνάμεων H²N². || 15. ἀπὸ — πράττεται] ἢ αὐτῆ εἶναι M². || 16. γὰρ τὸ ὑγιεινῶς M². || 17. ὁ om M². || 21. καὶ — εὐεκτικά om M². || 22. σαρκὸς μανότητα M². || 23. τὸ post εὐεκτικῶν om M². || 25. ἀδικον καὶ ἢ ἀδικία K², δίκαιον καὶ τὸ ἀδικον καὶ ἢ ἀδικία L². || 26. ἀδικία καὶ ἢ δικαιοσύνη M². || 28. λαμβάνει M². || 29. ἢ om L². || 30. κλειὸς K²L². || ὁμωνυμῶς K². || 32. τε N². || 33. ἄνιστος] ἀδικος K². || 34. ὁ om K². || μὲν om L².
 1. δ' om K². || δι] γὰρ H²N². || καὶ om K²M²O². || 2. ἔσται om K². || 3. εὐτυχία καὶ ἀτυχία L². || 7. ἀλλὰ om L². || 8. μείον] μὴ K²L². || 9. τοῦ — 10. εἶναι om L². || 9. ἐστὶν om O². || 11. post κοινῆ H²N² τὸ γὰρ ἄνιστος ἔχει τὸ πλεόν καὶ τὸ ἔλαττον et, cum L²M²O², καὶ παράνομος. τούτου γὰρ, ἢ παροιμία ἦτοι ἢ (ἢ om M²O²) ἀπιστίας, περιέχει πᾶσαι ἀδικίας καὶ κοινόν ἔστι πᾶσης ἀδικίας. || 12. ἔσται M². || τὰ τε] ταῦτα M². || 16. κατ' ἢ κατ' H²N²O². || κατ' ἀρετὴν om K². || 18. τῆς om K²L²M². || 20. λείπειν O²; ceteri λιπέην. || 23. κατηγορεῖν M²O². || καὶ τὰ κατὰ L². || 24. ὀρθῶς H²M²N². || 25. χεῖρον H²L²M²N². || ταύ-
 ναι K². || 27. ἀλλὰ om L². || 29. θαυμαστός· διὰ καὶ L²M². || δι om M². || 30. ἐν K²L²O²; ceteri ἐστὶ. || 31. τελεία δ'] ἀρετὴ δὲ τελεία M². || ἔτι om K². || 34. δύναται τῆ ἀρετῆ O².

τύσιν. καὶ διὰ τὸτο εὖ δικαί ἔχειν τὸ τῷ βίαντος, ὅτι ἀρχὴ
 ἀνδρα δείξει· πρὸς ἕτερον γὰρ καὶ ἐν κοινῶν ἢ δὴ ἄρχων.
 διὰ δὲ τὸ αὐτὸ τοῦτο καὶ ἀλλότριον ἀγαθὸν δικαί εἶναι ἢ
 δικαιοσύνη μόνῃ τῶν ἀρετῶν, ὅτι πρὸς ἕτερόν ἐστιν· ἀλλὰ
 γὰρ τὰ συμφέροντα πράττει, ἢ ἀρχοντι ἢ κοινῶν. κἀκε-
 ρος μὲν ἔν ὃ καὶ πρὸς αὐτὸν καὶ πρὸς τὸς φίλους χρώμενος
 τῇ μοχθηρίᾳ, ἀριστος δ' οὐχ ὁ πρὸς αὐτὸν τῇ ἀρετῇ ἀλλὰ
 πρὸς ἕτερον· τὸτο γὰρ ἔργον χαλεπὸν. αὐτὴ μὲν ἔν ἢ δι-
 καιοσύνη ἢ μέρος ἀρετῆς ἀλλ' ὅλη ἀρετὴ ἐστίν, ἢ δ' ἑναν-
 τία ἀδικία μέρος κακίας ἀλλ' ὅλη κακία. τί δὲ διαφέρει
 ἢ ἀρετῆ καὶ ἢ δικαιοσύνη αὐτῆ, δῆλον ἐκ τῶν εἰρημένων·
 ἐστὶ μὲν γὰρ ἢ αὐτῆ, τὸ δ' εἶναι οὐ τὸ αὐτὸ, ἀλλ' ἢ μὲν
 πρὸς ἕτερον, δικαιοσύνη, ἢ δὲ τοιαύτη ἔστι, ἀπλῶς ἀρετῆ.
 4 Ζητούμεν δὲ γε τὴν ἐν μέρει ἀρετῆς δικαιοσύνην· ἔστι
 γὰρ τις, ὡς φασί. ὁμοίως δὲ καὶ περὶ ἀδικίας τῆς κατὰ
 μέρος. σημειῶν δ' ὅτι ἐστίν· κατὰ μὲν γὰρ τὰς ἄλλας
 μοχθηρίας ὁ ἐνεργῶν ἀδικεῖ μὲν, πλεονεκτεῖ δ' ἔθελον, οἷον ὁ
 βίβλας τὴν ἀσπίδα διὰ δειλίαν ἢ κακῶς εἰπὼν διὰ χαλεπό-
 τητα ἢ οὐ βοηθήσας χρήμασι δι' ἀνελευθερίαν· ὅταν δὲ
 πλεονεκτῇ, πολλὰ κίς κατ' ἰδεμίαν τῶν τοιούτων, ἀλλὰ μὴν
 ἢ δὲ κατὰ πάσας, κατὰ πονηρίαν δὲ γε τινὰ (νέγομεν γὰρ)
 καὶ κατ' ἀδικίαν. ἔστιν ἄρα γε ἄλλη τις ἀδικία ὡς μέρος
 τῆς ὅλης, καὶ ἀδικίαν τὴν ἐν μέρει τοῦ ὅλου ἀδίκου τῷ παρα-
 τὸν νόμον. ἔτι εἰ ὁ μὲν τοῦ κερδαίνειν ἔνεκα μοιχεύει καὶ
 προσλαμβάνει, ὁ δὲ προσκίβει καὶ ζημιώμενος δι' ἐπιθυμίαν, 25
 ἔτιος μὲν ἀκόλαστος δοξείεν ἂν εἶναι μᾶλλον ἢ πλεονεκτῆς,
 ἐκείνος δ' ἀδικος, ἀκόλαστος δ' οὐ· δῆλον ἄρα ὅτι διὰ τὸ
 κερδαίνειν. ἔτι περὶ μὲν τῶν πάντων ἀδικήματα γίνεται
 ἢ ἐπαναφορὰ ἐπὶ τινὰ μοχθηρίαν αἰεὶ, οἷον εἰ ἐμοίχευσεν,
 ἐπ' ἀκολασίαν, εἰ ἐγκατέλιπε τὸν παραστάτην, ἐπὶ δειλίαν, 30
 εἰ ἐπάταξεν, ἐπ' ὀργήν· εἰ δ' ἐκέρδανεν, ἐπ' ἰδεμίαν μοχθη-
 ρίαν ἀλλ' ἢ ἐπ' ἀδικίαν. ὥστε φανερόν ἐστι ὅτι τις ἀδικία
 παρατὴν ὅλην ἄλλῃ ἐν μέρει, συνώνυμος, ὅτι ὁ ὀρισμὸς ἐν

τῷ αὐτῷ γένει· ἀμφω γὰρ ἐν τῷ πρὸς ἕτερον ἔχουσι τὴν
 δύναμιν, ἀλλ' ἢ μὲν περὶ τιμῆν ἢ χρήματα ἢ σωτηρίαν, ἢ
 εἰ τι ἐχρῆμεν ἐν ὀνόματι περιλαβεῖν ταῦτα πάντα, καὶ
 δι' ἴδοντῆν τὴν ἀπὸ τῷ κέρδους, ἢ δὲ περὶ ἅπαντα περὶ ὅσα ὁ
 σπουδαῖος.
 Ὅτι μὲν ἔν εἰσι δικαιοσύνην πλεόν, καὶ ὅτι ἐστὶ τις 5
 καὶ ἕτερα παρατὴν ὅλην ἀρετῆν, δῆλον· τίς δὲ καὶ ὅποια
 τις, ληπτέον. διώρισται δὲ τὸ ἀδικόν τὸ τε παράνομον καὶ
 τὸ ἄνισον, τὸ δὲ δίκαιον τὸ τε νόμιμον καὶ τὸ ἴσον. κατὰ
 μὲν ἔν τὸ παράνομον ἢ πρότερον εἰρημένη ἀδικία ἐστίν. ἐπὶ
 δὲ τὸ ἄνισον καὶ τὸ πλεόν οὐ ταῦτόν ἀλλ' ἕτερον ὡς μέρος
 πρὸς ὅλον (τὸ μὲν γὰρ πλεόν ἅπαν ἄνισον, τὸ δ' ἄνισον
 οὐ πᾶν πλεόν), καὶ τὸ ἀδικόν καὶ ἢ ἀδικία οὐ ταῦτά ἀλλ'
 ἕτερα ἐκείνων, τὰ μὲν ὡς μέρη τὰ δ' ὡς ὅλα· μέρος γὰρ
 αὐτῆ ἢ ἀδικία τῆς ὅλης ἀδικίας, ὁμοίως δὲ καὶ ἢ δικαιο-
 σύνη τῆς δικαιοσύνης. ὥστε καὶ περὶ τῆς ἐν μέρει δικαιοσύ-
 νης καὶ περὶ τῆς ἐν μέρει ἀδικίας λακτέον, καὶ τῷ δικαίου
 καὶ τῷ ἀδίκου ὡσαύτως. ἢ μὲν ἔν κατὰ τὴν ὅλην ἀρετῆν
 τεταγμένη δικαιοσύνη καὶ ἀδικία, ἢ μὲν τῆς ὅλης ἀρετῆς
 ὅσα χρήσις πρὸς ἄλλον, ἢ δὲ τῆς κακίας, ἀφεισθῆ. καὶ
 τὸ δίκαιον δὲ καὶ τὸ ἀδικόν τὸ κατὰ ταύτας φανερόν ὡς
 διοριζέον· σχεδὸν γὰρ τὰ πολλὰ τῶν νομίμων τὰ ἀπὸ τῆς
 ὅλης ἀρετῆς πραττόμενά ἐστίν· καθ' ἑκάστην γὰρ ἀρετῆν
 προσάττει ζῆν καὶ καθ' ἑκάστην μοχθηρίαν κωλύει ὁ νόμος.
 τὰ δὲ ποικίλα τῆς ὅλης ἀρετῆς ἐστὶ τῶν νομίμων ὅσα νενο-
 μοιότηται περὶ παιδείαν τὴν πρὸς τὸ κοινόν. περὶ δὲ τῆς
 καθ' ἑκάστην παιδείας, καθ' ἣν ἀπλῶς ἀνὴρ ἀγαθὸς ἐστὶ,
 πότερον τῆς πολιτικῆς ἐστίν ἢ ἑτέρας, ὕστερον διοριζέον· οὐ
 γὰρ ἴσως ταυτὸν ἀνδρὶ τ' ἀγαθῷ εἶναι καὶ πολίτῃ παντί.
 τῆς δὲ κατὰ μέρος δικαιοσύνης καὶ τῷ κατ' αὐτὴν δικαίου
 ἐν μὲν ἐστίν εἶδος τὸ ἐν ταῖς διανομαῖς τιμῆς ἢ χρημάτων
 ἢ τῶν ἄλλων ὅσα μεριστὰ τοῖς κοινῶσι τῆς πολιτείας (ἐν
 τούτοις γὰρ ἔστι καὶ ἄνισον ἔχειν καὶ ἴσον ἕτερον ἑτέρου), ἐν

1. ἀρχὴ H·L·M·N·O. 2. τὸν ἀδρα H·N·O. 3. τὸ αὐτὸ δὲ M. 4. ὅτι καὶ πρὸς H·N. 5. κοινὸν H·N. 6. πρὸς
 ante τὸς om M. 7. ἀλλ' ὁ O. 8. ἀλλὰ καὶ ὅλη M. 9. ἀδικία] κακία K. 10. αὐτὴ K, om O. 11. ἢ] ἢ K·L·
 M. 12. ἢ δικαιοσύνη K·L·N. 13. γε om M. 14. δὲ om L. 15. περὶ] περὶ τῆς O. 16. τῆς om M. 17. ὁ om K. 18. ὁ
 om M. 19. ἢ κακῶς H·O. 20. ἀλλὰ μὲν ἀλλ' ἢ M. 21. ψευδέως, omissio γὰρ, M. 22. ἄρα γε] γὰρ K. 23. τῆς
 ἄλλῃ M·O. 24. μέρος τῆς L·M·O. 25. ἐστὶ] ἐστὶ K, ἐστὶ δὲ O. 26. προσλαμβάνει L·M, προσλαμβάνει O. 27. ὄξιος ἀν
 μᾶλλον εἶναι O, μᾶλλον δόξει εἶναι K. 28. ἐγκατέλιπε M. 29. εἰ δ' ἐπάταξεν K·L·N. 30. ὁ om M.
 31. ἢ] ἢ K·L·M. 32. ἐπὶ πάντα K, om
 M. 33. εἰσὶν αἱ δικαιοσύνη K. 34. et 7. καὶ ante ἕτερα om O. 35. δὲ K·M. 36. τε om M. 37. τὸ δὲ - ἴσον om M. 38.
 10. μὲν ἔν om K. 39. πλεόν] παράνομον πλεόν K. 40. πρὸς] καὶ πρὸς K. 41. τὸ μὲν γὰρ πλεόν] τὸ μὲν γὰρ ἄνισον ἅπαν
 παράνομον, τὸ
 δὲ παράνομον ὡς ἅπαν ἄνισον, καὶ (ὡσαύτως δὲ καὶ O) τὸ πλεόν M·O. 42. οὐχ ἅπαν M. 43. γὰρ] δ' M. 44. ὅσα περὶ L·
 O, ὡς περὶ K. 45. περὶ om O. 46. τῷ om K. 47. δὲ om M. 48. αὐτάς L, πάντα M. 49. τὰ] τὴ M. 50. τὰ om M. 51.
 23. προσάττειν K, προσάττειν magro O. 52. κατὰ ταύτην δικαίου K, δικαίου τοῦ κατ' αὐτὴν L.

δὲ τὸ ἐν τοῖς συναλλάγμασι διορθωτικόν. τούτου δὲ μέρη
 δύο· τῶν γὰρ συναλλαγμάτων τὰ μὲν ἐκείνα ἐστὶ τὰ δ'
 αἰκία, ἐκείνα μὲν τὰ τοιαῦτα οἷον πᾶσι, ὠνή, δανεισμός,
 ἐγγυή, χρῆσις, παρακαταθήκη, μίσθωσις· ἐκείνα δὲ λέ-
 γεται, ὅτι ἢ ἀρχὴ τῶν συναλλαγμάτων τῶν ἐκείνων. τῶν 5
 δ' αἰκίων τὰ μὲν λαβρῆα, οἷον κλοπή, μοιχεία, φαρ-
 μακεία, προαγωγεία, δουλοπατία, δολοφονία, ψευδομαρ-
 τυρία, τὰ δὲ βίαια, οἷον αἰκία, δεσμός, θάνατος, ἀρπαγή,
 6 πῆρσις, κακηγορία, προσηλαπισμός. ἐπεὶ δ' ὁ τ' ἀδικος
 ἄνιστος καὶ τὸ ἀδικόν ἄνισον, δῆλον ὅτι καὶ μέσον τί ἐστὶ τῷ
 ἀνίστου. τὸτο δ' ἐστὶ τὸ ἴσον· ἐν ὅποιον γὰρ πράξει ἐστὶ τὸ
 πλεόν καὶ τὸ ἔλαττον, ἐστὶ καὶ τὸ ἴσον. εἰ ἔν τὸ ἀδικόν ἄνι-
 σον, τὸ δίκαιον ἴσον· ὅπερ καὶ ἀνευ λόγου δικαί πᾶσι.
 ἐπεὶ δὲ τὸ ἴσον μέσον, τὸ δίκαιον μέσον τι ἂν εἴη. ἐστὶ δὲ
 τὸ ἴσον ἐν ἐλαχίστοις ὄντι· ἀνάγκη τοίνυν τὸ δίκαιον μὲ-
 15 σον τε καὶ ἴσον εἶναι [καὶ πρὸς τι] καὶ τισίν, καὶ ἢ μὲν μέ-
 σον, τισῶν (ταῦτα δ' ἐστὶ πλεόν καὶ ἔλαττον), ἢ δ' ἴσον
 ἐστὶ, δυοῖν, ἢ δὲ δίκαιον, τισίν. ἀνάγκη ἄρα τὸ δίκαιον
 ἐν ἐλαχίστοις εἶναι τέτταρον· οἷς τε γὰρ δίκαιον τυγχάνει
 ἔν, δύο ἐστὶ, καὶ ἐν οἷς τὰ πράγματα, δύο. καὶ ἢ αὐτῆ 20
 ἔσαι ἰσότης, οἷς καὶ ἐν οἷς· ὡς γὰρ ἐκεῖνα ἔχει τὰ ἐν οἷς,
 ἔτω κἀκεῖνα ἔχει· εἰ γὰρ μὴ ἴσοι, ἢ ἴσα ἔχουσιν, ἀλλ'
 ἐστὶν αἰ μάχαι καὶ τὰ ἐγκλήματα, ὅταν ἢ ἴσοι μὴ ἴσα
 ἢ μὴ ἴσοι ἴσα ἔχουσι καὶ νέμονται. ἐστὶ ἐκ τῶν κατ' ἀξίαν
 τούτο δῆλον· τὸ γὰρ δίκαιον ἐν ταῖς διανομαῖς ὁμολογῆσι 25
 πάντες κατ' ἀξίαν τινὰ δεῖν εἶναι, τὴν μέντοι ἀξίαν ἢ τὴν
 αὐτὴν λέγουσι πάντες ὑπάρχειν, ἀλλ' οἱ μὲν δημοκρατικοὶ
 ἐλευθερίαν, οἱ δ' ἄριστοκρατικοὶ πλῆτον, οἱ δ' εὐγένειαν, οἱ δ'
 ἀριστοκρατικοὶ ἀρετῆν. ἐστὶν ἄρα τὸ δίκαιον ἀνάλογόν τι.
 τὸ γὰρ ἀνάλογόν ἢ μόνον ἐστὶ μοναδικῷ ἀριθμῷ ἴδιον, ἀλλ' 30
 ὅπως ἀριθμῷ· ἢ γὰρ ἀναλογία ἰσότης ἐστὶ λόγῳ, καὶ ἐν
 τέτταρον ἐλαχίστοις. ἢ μὲν ἔν διορημένῃ ὅτι ἐν τέτταρον,
 ἢ ἴσον. ἀλλὰ καὶ ἢ συνεχῆς· τῷ γὰρ ἐν ὡς δυοῖν χρῆ-

ται καὶ δις λέγει, οἷον ὡς ἢ τοῦ α πρὸς τὴν τῷ β, οὕτως
 καὶ ἢ τῷ β πρὸς τὴν τῷ γ. δις ἔν ἢ τῷ β εἴρηται· ὡς· εἰ
 ἢ τοῦ β τῷ δ, τέτταρον ἔσαι τὰ ἀνάλογα. ἐστὶ δὲ καὶ
 τὸ δίκαιον ἐν τέτταρον ἐλαχίστοις, καὶ ὁ λόγος ὁ αὐτός·
 διήρηται γὰρ ὁμοίως, οἷς τε καὶ α. ἔσαι ἄρα ὡς ὁ α ἔρος
 πρὸς τὸν β, ὕτως ὁ γ πρὸς τὸν δ, καὶ ἐναλλάξ ἄρα, ὡς ἰ
 α πρὸς τὸν γ, ὁ β πρὸς τὸν δ. ὥστε καὶ τὸ ὅλον πρὸς τὴν
 ὅλον· ὅπερ ἢ νομῆ συνδυάζει· καὶ ὕτως συντεθῆ, δικαίως
 συνδυάζει. ἢ ἄρα τῷ α ἔρος τῷ γ καὶ ἢ τῷ β τῷ δ σύ-
 35 ζευξίς τὸ ἐν διανομῇ δίκαιον ἐστὶ, καὶ μέσον τὸ δίκαιον
 τῷ ἐστὶ τῷ παρατὸ ἀνάλογον· τὸ γὰρ ἀνάλογον μέσον, τὸ
 δὲ δίκαιον ἀνάλογον. καλοῦσι δὲ τὴν τοιαύτην ἀναλογίαν
 γεωμετρικὴν οἱ μαθηματικοί· ἐν γὰρ τῇ γεωμετρικῇ συμ-
 βαίνει καὶ τὸ ὅλον πρὸς τὸ ὅλον ὅπερ ἐκείτερον πρὸς ἐκά-
 40 τερον. ἐστὶ δ' ἢ συνεχῆς αὐτῆ ἢ ἀναλογία· ἢ γὰρ γίνεσθαι
 εἰς ἀριθμῶ ἔρος, ἢ καὶ ἔ. τὸ μὲν ἔν δίκαιον τούτο τὸ ἀνά-
 λογόν, τὸ δ' ἀδικόν τὸ παρατὸ ἀνάλογον. γίνεσθαι ἄρα τὸ
 μὲν πλεόν τὸ δὲ ἔλαττον. ὅπερ καὶ ἐπὶ τῶν ἔργων συμ-
 βαίνει· ὁ μὲν γὰρ ἀδικῶν πλεόν ἔχει, ὁ δ' ἀδικούμενος
 ἔλαττον τῷ ἀγαθῷ. ἐπὶ δὲ τῷ κακῷ ἀνάπαλιν· ἐν ἀγαθῷ
 γὰρ λόγῳ γίνεσθαι τὸ ἔλαττον κακόν πρὸς τὸ μείζον κακόν·
 ἐστὶ γὰρ τὸ ἔλαττον κακόν μᾶλλον αἰρετόν τῷ μείζονος, τὸ
 δ' αἰρετόν ἀγαθόν, καὶ τὸ μᾶλλον μείζον. τὸ μὲν οὖν ἐν
 εἶδος τῷ δικαίου τῷ ἐστὶ.
 Τὸ δὲ λοιπὸν ἐν τὸ διορθωτικόν, ὃ γίνεσθαι ἐν τοῖς συ-
 ναλλάγμασι καὶ τοῖς ἐκείνοις καὶ τοῖς αἰκίοις. τούτο δὲ
 τὸ δίκαιον ἄλλο εἶδος ἔχει τῷ προτέρῳ. τὸ μὲν γὰρ διανο-
 μητικὸν δίκαιον τῶν κοινῶν αἰεὶ κατὰ τὴν ἀναλογίαν ἐστὶ
 τὴν εἰρημένην· καὶ γὰρ ἀπὸ χρημάτων κοινῶν εἰς γίνεσθαι
 45 ἢ διανομή, ἔσαι κατὰ τὸν λόγον τὸν αὐτὸν ὅπερ ἔχουσι
 πρὸς ἄλληλα τὰ εἰσνεχθέντα· καὶ τὸ ἀδικόν τὸ ἀντικε-
 μένον τῷ δικαίῳ τῷ γὰρ παρατὸ ἀνάλογόν ἐστίν. τὸ δ' ἐν
 τοῖς συναλλάγμασι δίκαιον ἐστὶ μὲν ἴσον τι, καὶ τὸ ἀδι-

1. μέρη εἰσι δύο L, δύο μέρη M. 2. ἀδικήματα K·M et pr L. 3. μὲν γὰρ τὰ L. 4. προαγωγία K·L. 5. δολοπατία
 K. 6. κακηγορία O. 7. ὅπερ - πᾶσι om M. 8. μέσον καὶ τὸ M. 9. ἂν ante τὴ K, om O. 10. καὶ πρὸς τι om K,
 καὶ τισὶ om L. 11. καὶ τισὶ καὶ πρὸς τι O. 12. πλεόν L. 13. ἰσότης om K. 14. ἔσαι om K·O. 15. τὰ ἐν οἷς om K. 16. 22.
 γὰρ αἰκίαι O. 17. ἢ om L·M. 18. μὴ ἴσοι ἴσα K. 19. ἢ μὴ ἴσοι ἴσα om L·M. 20. post ἄνωται L καὶ οἱ μὴ ἴσοι ἴσα. 21. ἔσαι
 δ' M. 22. νομαῖς K·L. 23. αἰαὶ δεῖν M. 24. ὑπάρχειν] κατ' ἀξίαν τινὰ δεῖν εἶναι K, om O. 25. ἢ τε γὰρ M·O. 26. ἢ
 λόγῳ K·O. 27. χρέσταις L·M.
 1. ὡς om M. 2. α - β et 2. β - γ] πρώτου - δευτέρου - τρίτου - τέτατου K, et perinde 5, 6, 7, 9. 3. οὕτως om
 L·M. 4. εἰς τὸ δεύτερον δε τῷ K. 5. διήρηται K·M·O. 6. ἔσαι om K. 7. καὶ - 7. δ om M. 8. καὶ - 9. συνδυάζει om M.
 9. τῷ - 12. δίκαιον om M. 10. τῷ] τὸ K·L. 11. μὲν γὰρ O. 12. μαθηματικῶν L. 13. τὸ post πρὸς om M. 14. αὐτῆ K. 15. ὁ ἔρος O. 16. ἢ om pr K. 17. τῷ μὲν πλεόν τῷ M. 18 et 19. πλεόν O. 20. κακῷ τὸ ἀνάπαλιν O. 21. γίνεσθαι καὶ τὸ M. 22. συναλλάγμασι καὶ τοῖς αἰκίοις καὶ τοῖς ἐκείνοις
 L, συναλλάγμασι τοῖς ἐκείνοις τε καὶ αἰκίοις M. 23. πρότερον K. 24. γὰρ om M. 25. ἴσον om K. 26. γίνεσθαι L. 27. 30.
 τὸ post κατὰ om M. 31. εἰς ἄλληλα προσνεχθέντα K. 32. τῷ τὸ παρατὸ K·O.

κον άνισον, άλλ' ή κατά τήν αναλογίαν ίκείνη άλλα κατά τήν αριθμητικήν. ούθεν γάρ διαφέρει, ει επεικής φαύλον άπερίεργον ή φαύλος επεικής, υδ' ει ήμοίχυσεν επεικής ή φαύλος· αλλά προς τή βλάβει τήν διαφοράν μόνον βλέπει ο νόμος, και χρώται ως ίσοι, ει ο μόν άδικεί ή δ' άδικείται, και ει βλάψεν ή δε βέβλαπται. ώστε το άδικον εντο άνισον άν ισάξεν περιβάται ή δικαστής· και γάρ όταν ή μόν πληγή ή δε πατάξη, ή και κτείη ή δ' άποβαίη, διήρηται το πάθος και ή πράξις εις άνισα· αλλά περιβάται τή ζημία ισάξεν, αφαιρών τή κέρδος. λέγεται γάρ ως απλώς ειπείν επί τοις τοιούτοις, καν ει μη τίσιν οικείον όνομα ειη, το κέρδος, οίον τῷ πατάξαντι, και ή ζημία τῷ παθόντι· άλλ' όταν γε μετρηθῇ το πάθος, καλείται το μόν ζημία το δε κέρδος. ώστε τῷ μόν πλείους και ελάττους το ίσον μέσον, το δε κέρδος και ή ζημία το μόν πλείον το δ' ελατ- 15 οίον εν τῷ άνείσθαι και πωλείν και εν όσοις άλλοις άδειαις εδωκεν ή νόμος. εταν δε μήτε πλείον μήτ' ελαττον άλλ' αύτά δι' αύτῶν γένηται, τα αύτῶν φασίν εχειν και ούτε ζημιῶσθαι ύτε κερδαίνειν· ώστε κέρδος τινός και ζημίας μέσον το δίκαιόν εις τῶν παρα το εκύσιον, το ίσον εχειν και 20 πρότερον και ύστερον.

δέ, ενί άν μόνον υπερέχον. τῷ μέν άρα ενή και το μέσον, αφ' ή αφηρέθη, ενί. τούτῳ άρα γνωριούμεν τί τε αφηλείθ δει από του πλείον εχοντος, και τί προσθεῖναι τῷ ελαττον εχοντι· ψ μόν γάρ το μέσον υπερέχει, τυτο προσθεῖναι δει τῷ ελαττον εχοντι, ψ δ' υπερέχεται, αφηλείθ από τῷ μο- γίνε. ίσαι αι εφ' ὧν ΑΑ ΒΒ ΓΓ άλλήλαις· από τῆς ΑΑ αφηρήσθω το ΑΕ, και προσκεισθω τῇ ΓΓ το εφ' ὧν ΓΔ, ώστε ὅλη ή ΔΓΓ τῆς ΕΑ υπερέχει τῷ ΓΔ και τῷ ΓΖ· τῆς άρα ΒΒ τῷ ΓΔ. ες δε και επί τῶν άλλων τεχνῶν τυτο· ανηρῆτο γάρ αν, ει μη έποιεί το ποιουν και ὄσον και οίον, και το πάσχον έπασχε τυτο και τοούτον και τοιούτον. ελή- λυθε δε τα όνόματα ταύτα, ή τε ζημία και το κέρδος, εκ τῆς εκύσεις αλλαγῆς· το μόν γάρ πλείον εχειν ή τα ίαντῷ κερδαίνειν λέγεται, το δ' ελαττον τῶν εζ' αρχῆς ζημιῶσθαι, οίον εν τῷ άνείσθαι και πωλείν και εν όσοις άλλοις άδειαις εδωκεν ή νόμος. εταν δε μήτε πλείον μήτ' ελαττον άλλ' 25 αύτά δι' αύτῶν γένηται, τα αύτῶν φασίν εχειν και ούτε ζημιῶσθαι ύτε κερδαίνειν· ώστε κέρδος τινός και ζημίας μέσον το δίκαιόν εις τῶν παρα το εκύσιον, το ίσον εχειν και 20 πρότερον και ύστερον.

Δοκεῖ δέ τισι και το αντιπεπονηθός είναι απλῶς δίκαιον, Β ὡσπερ οι Πυθαγόρειοι εφασαν· ώρίζοντο γάρ απλῶς το δίκαιον το αντιπεπονηθός άλλῳ. το δ' αντιπεπονηθός ικε εφαρ- 25 μόντε εν' επί το διανεμητικόν δίκαιον ούτ' επί το διορθω- κόν· καίτοι βύλονται γε τυτο λέγειν και το Ραθαμαάνθους δίκαιον·

ει κε πάθος τά κ' έρεξε, δίκαι κ' ίθεια γένοιτο. πολλαχῶ γάρ διαφωρεῖ· οίον ει αρχῆν εχον επάταξεν, ου δει αντιπληγῆναι, και ει αρχῆντα επάταξεν, ή πληγῆναι μόνον δεῖ αλλά και κολασθῆναι. ετι το εκύσιον και το άνώ- 30 σιον διαφέρει πολυ. άλλ' εν μόν ταῖς κοινωνίαις ταῖς αλ- λακτικαῖς συνεχῆς το τοούτον δίκαιον το αντιπεπονηθός, κατ' αναλογίαν και μη κατ' ισότητα· τῷ αντιποιεῖν γάρ άνώ- λογον συμμένει ή πόλις. ή γάρ το κανῶς ζητῶσιν· ει δε

2. ει ή επεικής M². || 3. άποερίσει O². || 7. ή φαύλος Ιταικῆ M². || 4. διαφοράν M². || βλάβει μόνον K². || 6. και om M². || ει ή μη βλάψεν L²M²O². || βλάπτεται M². || 8. και om M². || 11. ειή ή K², δοκῆ O². || 14. και του ελάττους O². || 15. το κέρδος δε L². || 21. ίσον — είναι om K². || 22. ήμοίχυσεν om M². || 23. μεσοδίκαιος (u correctio) L², μεσοδίκαιος H²N². || 24. τι om M². || 27. και et προσθεῖναι om K². || 28. τα αύτου O², το αύτου M², το αύτου K²L². || 29. ελάττους και μεζῶσος M². || 31. α.] γάρ α L², om M². || ει om K². || 34. το ύστερον L²M²O². || αφαιρέθ μόν, μη προσθεῖθ M².
1. ει ή γ' α M². || μόνον L². || 2. αφ'] το αφ' O². || τε om K². || 3. πλείον M². || προσθεῖναι M². || 4. ψ — 5. εχειν om M². || 6. αι post ω M². || 7. αφηρέθη K², αφαιρέσθω L²O². || πρίσκειται K². || 8. ὅλη ή] ὅλη K², ή ὅλη O². || υπερέχειν corr K². || τῷ post και om L². || 9. τυτο post δε K²O². || 10. γάρ] μόν γάρ L². || ὄσον] πόσον pr K². || 11. και et τυτο om M². || τοούτο και ταύτα L²O². || 12. ταύτα om M². || 13. αύτῶ O², αύτῷ K². || 15. πωλείν και άνείσθαι L²M². || ὄσοις] τοῖς K². || 16. διδωκεν K²O². || 17. αύτά δε] τα M². || 19. τῷ K², τῷ M². || περι M². || και om K². || 21. απλῶς είναι O². || 22. πυθαγόρειοι K². || 23. άλλῳ om L²M²O². || 24. αριθμητικόν K²L²O². || 25. γε om L². || 27. ει και K². || έρεξε L². || 28. M². || 29. αρχῆν εχοντα O². || 30. και om K². || άνώσιον και το ίώσιον L². || 31. συναλλακτικαῖς M². || 33. και] εχειν και M². || 34. ήμοίχυσεν M²

μή, διλεία δοκῆ είναι, ει μη αντιποιεῖσιν· ή το εὔ· ει δε μή, μετάδοσις ή γίνεται, τῇ μεταδοσει δε συμμένουσιν. διδ και Χαρίτων ίερὸν έμποδῶν ποιούνται, εν' ανταπόδοσις ή τυτο γάρ ίδιον χάριτος· άνθυπημετῆσαι τε γάρ δεῖ τῷ χα- ρισαμένῳ, και πάλιν αυτὸν άρξαι χαρίζόμενον. ποιεί δε 5 τῶν αντίδοσιν τήν κατ' αναλογίαν ή κατά διάμετρον συζευ- ζεις, οίον οικόδομος εφ' ὧ Α, σκυτοτόμος εφ' ὧ Β, οίκια εφ' ὧ Γ, υπόδημα εφ' ὧ Δ. δεῖ εν λαμβάνειν τῶν οικε- δόμων παρα τῷ σκυτοτόμῳ τῷ εκείνῳ έργῳ, και αυτὸν εκείνῳ μεταδιδόναι το αύτῷ. εαν εν πρώτον ή το κατά τήν ανα- 10 λογίαν ίσον, ετα το αντιπεπονηθός γένηται, εσαι το λεγόμενον. ει δε μή, ικε ίσον, υδθ συμμένει· υδθ γάρ κωλύει κρείττον είναι το θατέρῳ έργῳ ή το θατέρου, δεῖ εν ταύτα ισασθῆναι. ες δε τυτο και επί τῶν άλλων τεχνῶν· ανηρῆτο γάρ αν, ει μη έποιεί το ποιουν και ὄσον και οίον, και το πάσχον έπασχε τυτο και τοούτον και τοιούτον. ου γάρ εκ 15 δύο ίατρῶν γίνεται κοινωνία, άλλ' εζ' ίατρῷ και γεωργῷ, και ὅλων έτέρων και ικε ίσον· αλλά τυτες δεῖ ισασθῆναι. διδ πάντα συμβλητά δεῖ πως είναι, εν εςῖν αλλαγή. εφ' ὧ το νόμισμα ελάλυθε, και γίνεται πως μέσον· πάντα γάρ 20 μετρεῖ, ώστε και τήν υπεροχήν και τήν ἔλλειψιν, πόσα αττα δεῖ υπόδηματ' ίσον οίκια ή τροφή. δεῖ τούτων ὡσπερ οικόδομος προς σκυτοτόμον, τοσαδῖ υπόδηματα προς οίκίαν ή τροφήν. ει γάρ μη τυτο, ικε εσαι αλλαγή ή υχ ή αυτή. οίον δ' τυτο δ', ει μη ίσα ειη πως, ικε εσαι. δεῖ άρα ενί τῶν πάντα 25 μετρεῖσθαι, ὡσπερ ελάχθη πρότερον. τυτο δ' εστῖ τῇ μόν ἀληθεία ή χρεια, ή πάντα συνεχῆ· ει γάρ μῆθεν δλοιντο ή μη ήμοίως, ή ικε εσαι αλλαγή ή υχ ή αυτή. οίον δ' υπάλλαγμα τῆς χρειας το νόμισμα γέγυνε κατά συνθήκην· και δια τυτο τῶνομα εχει νόμισμα, οτι ή φύσει άλλα νόμῳ 30 εςῖ, και εφ' ήμῶν μεταβαλεῖν και ποιῆσαι άχρησον. εσαι δε αντιπεπονηθός, όταν ισασθῆ, ὡσε ὡσπερ γεωργός προς σκυ- τοτόμον, το έργον το τυ σκυτοτόμῳ προς το τυ γεωργῷ. εις

σχῆμα δ' αναλογίας ή δεῖ άγειν, όταν αλλαζώνται· ει δε μή, άμφοτέρως εζει τας υπεροχάς το έτερον άκρον. άλλ' όταν εχῶσι τα αύτων, ὡτως ίσοι και κοινοί, ετι αυτη ή ισότης δύναται επ' αυτῶν γίνεσθαι. γεωργός Α, τροφή Γ, σκυτοτόμος Β, το έργον αυτῷ το ισασμένον Δ. ει δ' ετω 5 μη ήν αντιπεπονηθός, ικε αν ήν κοινωνία. ετι δ' ή χρεια συνεχῆς ὡσπερ εν τι εν, δηλοῖ οτι όταν μη εν χρεια ὡσιν άλλῶν, ή άμφοτέροι ή άτερος, ικε αλλαζόνται, ὡσπερ όταν ή εχει αυτὸς δεῖναι τις, οίον οίνου, διδόντες σῖτον εζα- 10 γωγῆς. δεῖ άρα τυτο ισασθῆναι. υπέρ δε τῆς μαλλύσεως αλ- λαγῆς, ει νῦν μηδεν δεῖται, οτι εσαι, εαν δεηθῇ, το νόμισμα οίον εγγυπηθός εστ' ήμῶν· δεῖ γάρ τυτο φέροντι είναι λαβεῖν. πάσχει μόν εν και τυτο το αύτό· ή γάρ αἰε ίσον δύναται· ὅμως δε βύλεται μένειν μαλλον. διδ δεῖ πάντα 15 τετιμῆσθαι· ετω γάρ αἰε εσαι αλλαγή, ει δε τυτο, κοινο- νία. το δε νόμισμα ὡσπερ μέτρον σύμμετρα ποιῆσαν ισά- ζει· ετε γάρ αν μη ύσης αλλαγῆς κοινωνία ήν, ετ' αλλαγή ισότητος μη ύσης, ετ' ισότης μη ύσης συμμετρίας. τῇ μόν εν ἀληθεία αδύνατον τα τοούτων διαφέροντα σύμμετρα γε- 20 νῆσθαι, προς δε τήν χρειάν ενδύχεται ικανῶς. εν δε τι δεῖ είναι, τυτο δ' εζ' υποθέσεως· διδ νόμισμα καλείται· τυτο γάρ πάντα ποιεί σύμμετρα· μετρεῖται γάρ πάντα νομί- σματι. οίκια Α, μονά δεκα Β, κλίη Γ. το δε Α τῷ Β ήμισυ, ει πάντε μῶν άξία ή οίκια, ή ίσον· ή δε κλίη δε- 25 κατον μέρος το Γ τοῦ Β· δηλον τούτων πόσαι κλίαι ίσον οίκια, οτι πάντε. οτι δ' ὡτως ή αλλαγή ήν πριν το νόμισμα είναι, δηλον· διαφέρει γάρ υδθ ή κλίαι πάντε αντι οίκιας, ή ὄσε αι πάντε κλίαι.

Τί μόν εν το άδικον και τί το δίκαιόν εστιν, εῖρηται διωρισμένων δε τούτων δηλον οτι ή δικαιοπραγία μέσον εςῖ τῷ άδικῶν και άδικεῖσθαι· το μόν γάρ πλείον εχειν το δ' ελαττόν εστιν. ή δε δικαιοσύνη μεσοτής εστιν εν τῶν αυτῶν τρόπου ταῖς πρότερον άρεταῖς, άλλ' οτι μέσου ὄσιν· ή δ'

3. ίκποδῶν M². || 4. τε add L²O². || 5. χαρίζομεν τῇ δε αντίδοσιν κατ' αναλογίαν ή κατά το μέτρον συζεύξεις M². || 7. οίον om K². || 8. υπόδηματα O². || 9. το εκείνῳ έργῳ M². || 10. τῶν om M². || 11. γιγνέσεται O². || 12. συμμένει O², συμφέρει M². || 15. α. om O². || και ὄσον και οίον] τοούτον και τοούτον M². || 16. και τοούτον om K². || 18. και ante ικε om M². || 19. ταύτα pr K². || ζυμβλητά M². || 20. ω L²M²O². || 21. μετρίστε και K². || 22. αττα om K². || ίσον — 23. υπόδηματα om M². || 23. ὡσπερ ο οικόδομος L²M²O². || 23. τοσαδε K², τόσα δε L². || 26. ισῆ] ίτι K². || 27. ή om K². || 28. ή ante ικε om M². || 30. υχ] L². || 31. μεταβάλλαιν K²M²O². || 33. το post έργον om L²M².
4. ή δάγειν αναλογίας K². || 2. υπερβολαῖς K². || 3. το K². || 4. Α] το α K². || 7. ἰσότης O². || 8. θατέρος O². || 9. ψ εχει] υχ] K². || τις om K². || οίον M². || δότες K². || ίξαγωγῆν L²M²O². || 10. τυτο άρα O². || 11. α. K². || 12. ίσον O². || ήμῶν M². || φασίοντι K². || 13. παρῶσκει M². || 15. τετιμῆσθαι L². || εσαι αἰε M²O². || 16. μέτρον L², μέσον M². || 17. α. om M². || ειη O². || 20. δε τι λεῖ L², δε δεῖ τι M², δεῖ δεῖ τι O². || 23. Α] Ιφ' ης α O². || δε] δε M², om K²O². || 24. ή το ίσον M². || κλίη ή δίκαιον L². || 25. οτι δίκαιον pr enim om. || δε K². || 27. είναι M², om L²: ceteri ψ. || 29. ιστιν om L². || 30. ετι και ή M². || 31. εχει M². || 32. μεσοτής τις ιστιν K²L². || αυτῶν δε τρόποι K²L²O². || 33. ταῖς άρεταῖς ταῖς πρότεροι· O², ταῖς άλλαις άρεταῖς L². || ετι τοῦ ίσον μέσον M².

アリストテレス全集の最高權威たるマツカー校勘本伯林學士院藏版伯林ゲオルロ・ライマー書店一八三一年刊行第二卷一一二九頁より一一三三頁即ちニコマホース倫理學中正義論を載せたる部分の全部を並に原本其儘寫眞版に附して刷出す。原文は版面の大きき七寸三分五厘(二・二二)粉(横五寸七分(一・七二)粉)なり。此寫眞はこれを整約四寸八分(一・四六)粉(横約三寸八分五厘(一・一六)粉)に縮刷した。

本書原題は左の通りである。

ARISTOTELIS OPERA EDIDIT ACADEMIA REGIA BORUSSICA.

· Volumen Secundum. Aristoteles Graece ex Recognitione
· Immanuelis Bekkeri. Volumen Posterius. Berolini apud Georgium
Reimerum A. 1831 ex officina Academia.

一 開 題

アリストテレースの經濟說については、經濟學史の書物には多少なりとも必ず言及してゐるところであるが、大部分は極めて簡単な紹介に止り、特に研究の跡を示めして居らぬ。特に古代希臘の經濟學說、經濟思想を取扱つた若干の書物に於いても、アリストテレースを稱揚する言は載せてあるが、何故に、其の經濟學說が重要視せらるべきであるかを適確に示したものは、甚だ少いのである。其反對に今日の經濟學に對するアリストテレース經濟學說の貢獻を、一掃的に否認する者も見出される。其甚だ著しいものとして、茲に、一例をあげて見る。其れは、フランスの經濟史家スーシヨンの『古代希臘に於ける經濟諸理論』巴里一八九八年刊。六一八頁中の左の言である。

『我々の中、誰人にも、其の經濟學的信念に於いて、プラトーンやアリストテレースに、負ふ可き何も、のかを有つものは、一人もない。(中略) 古代希臘の遠い過去にまで溯つて、我々の思想とは餘りに縁遠いことが慥かに疑ない若干の不明瞭な思想などを尋討することは、我々の現代的研究を何等助くる見込のない甚だ無益な業である。』

右の一條と正反對の例は、實にカール・マルクスに於いて、見出されるのである。マルクスは資本論第一卷丈けに於いて三度も繰返して、最上級の尊稱を、アリストテレースに與へてゐる。即ち、民衆版で云へば、第二四頁に『偉大なる研究者』、第四五頁に『思想界の巨人』、第三五二頁に『古代の最大思想家』と云つてゐる。而して(一)價值形態について(二)奴隸勞働について(三)財の二様の用途について(四)貨殖と家計との別について(五)利子について(六)人間の社交動物なることについて(七)機械について、など數ヶ所に、アリストテレースの言をあげて、自説の吟味裏書對照などに當てゝゐるのである。就中彼が最も深い尊敬の態度を以つてアリストテレースの説を引用し、論評してゐるのは、私が今當面の問題とする等價形態論中に於いてである。今其文を河上博士等の譯本から、次に引用して置く。此引用文は、私に於いて、一も手をふれず、原譯文其まゝ、同譯本八二頁以下から引く。

『最後に展開した等價形態の二つの特徴は、價值形態をば、多くの思惟諸形態や社會諸形態や自然諸形態やとともに、始めて分析したところの、かの偉大なる研究者にまで吾々が遡るならば、なほ一層理解し易くなるであらう。それはアリストテレスを指す。

アリストテレスは先づ、商品の貨幣形態はたゞ簡單なる價值形態のすなはち一商品の價值の任

意なる他の一商品における表現のより發展せる姿であることを、明白に述べる、彼はいふ、

『5枚の銀 = 1軒の家』 (*xiúv πέντε ἀργύρια οικίας*)

は『5枚の銀 = 半斗の貨幣』 (*xiúv πέντε ἀργύρια … ὀσούρι πέντε χιλιάδων*)

と『異るところはない』

彼は更に、かゝる價值表現を含んでゐる價值關係は、そのもの自體において、家は褥に對し質的に平等とされることをまたこれらの感性的に異なる物は、かゝる本質上の平等なくしては同一單位にて測りうべき大きさとして互に關係しえないだらうことを條件づけてゐるといふことを洞察してゐる。彼はいふ、『交換は平等なくして存在しえない、しかし平等は通約性なくしては存在しえない』 (*οὐκ ἰσότης μὴ ὀσότης οὐπῆρπιας*) と。しかし彼はこゝで立ち停つて、價值形態のより以上の分析を抛棄した。『かくも多種多様な物が同一單位で測られうるといふことは『すなはち質的に等しいといふことは、』しかし實際には不可能である』 (*μὴ γὰρ οὐκ ἔστιν ἀδύνατον*) かゝる平等の取扱は物の眞の性質とは何等か無關係のものでしかありえない、従つてたゞ『實際的必要の應急手段』⁽¹¹⁾たるにすぎない。

(11) (11-a) 『アリストテレス著『ニコマコーコス倫理學』十卷本、第五卷、第八節。——カウツキー補註』

かくてアリストテレスは、彼れのより以上の分析がどこで挫折したかを、すなはち價值概念の缺亡を、彼れ自から吾々に語つてゐる。褥の價值表現において家が褥に對して表はすところの、ある

平等なるもの、すなはち共通なる實體は、何であるか？ かゝるものは「實際には在りえない」とアリストテレスは云ふ。何故か？ けだし家は、樺と家との双方に存在するところの現實的に平等なる或るものを代表する限りにおいて、樺に對し平等なる或るものを代表する。そしてそれは——人間労働である。

しかるに、總ての労働が商品價値の形態においては平等なる人間労働として、且つそれゆゑに相等しと看做さるゝものとして、表現されるといふことは、價値形態そのものからはアリストテレスの看取しえざるところであつた。なぜなれば、ギリシヤの社會は奴隸労働に立脚してをり、それゆゑに人間および人間の労働力の不平等をその自然的基礎としてゐたのであるから。價値表現の祕密は——あらゆる労働は、それが人間労働一般であるがゆゑに、またその限りにおいて、平等性と等一な妥當性とを有すといふことは、——人間平等の概念がすでに國民的信念の固定性をもつに至つたとき、漸く闡明されうる。しかしかくの如きは、商品形態が労働生産物の一般的形態であり、かくてまた商品所有者としての人間相互の關係が支配的な社會的關係であるやうな社會において、始めて可能である。アリストテレスの才の美は、彼れが商品の價値表現のうちに一の平等關係を見出したといふ點にこそ、正に光り輝く。たゞ彼れの生活せし社會の歴史的限界は、この平等關係が「實際には」何において成立するかを發見することから、彼れを妨げたのである。」

右當該部分を、高島氏譯本からも引いて見よう。改造社刊本二九、三〇頁。河上博士文同様に、手を觸れずに引く。

「これらの最後に述べた等價形態の二特色は、かの思想形態や、社會形態や、自然形態など幾多の形態と相並んで、更らに價値形態をも初めて分析したところの大思想家に溯つて考へるとき、ヨリ理解し易きものとなる。その大思想家といふのは、即ちアリストテレスのことである。

アリストテレスは先づ、商品の貨幣形態なものが單純なる價値形態換言すれば任意に選んだ何等かの商品を以つてする一商品の價値表章の更らに發達した姿容に過ぎぬことを明かに述べてゐる。即ち彼れは「蘇——對圖——蘇——購——購——購」と「異なる」と言つてゐる。

彼れはまた、この價値表章を含む價値關係が更らに、家屋が樺と質的に等しいものとされること、並びに斯かる本質上の等一性なくんば、これらの感性的に相異つた物は、通約し得べき大きさとして相互に關係せしめられ得るものでないことを認めてゐる。彼れは言ふ。「交換は等一なくして存在し得るものでなく、等一は通約性なくして存在し得るものでない」と。が、彼れは茲で行き詰つてしまつて、價値形態のそれ以上に進んだ分析を放棄してゐる。「然し斯く種類の異つた者が通約され得るといふこと」換言すれば質的に等しいといふことは、「本當は不可能である」。斯かる等一は、これらの物の眞の性質には關係なきものであつて、「實地の必要に對する應急策」たり得るに過ぎぬのであると。

要するに、アリストテレスは、彼れのそれ以上に進んだ分析が如何なる點で頓挫したかをみづから語つてゐる譯である。即ち、價値概念の缺如といふことがその頓挫の原因となつたのであ

る。褥の價值表章に於いて、家屋が褥に比して代表するところの等一物、換言すれば、家屋と褥との雙方に共通するところの實體は何であるか？ 斯様な物は「本當に存在し得るものでない」と、アリストテレースは言ふ。何故存在し得ないか。褥と家屋との雙方に於ける現實的の等一物が家屋に依つて代表される限り、家屋は褥に比して等一物を代表することになる。而してその等一物とは、即ち人間労働のことである。

然るに、商品價値の形態に於いては、一切の労働が等一なる人間労働として、即ち同じ値打のものとして言ひ現されるといふ事實をば、價値形態それ自身の中から看取することを、アリストテレースにとつて不可能たらしめた原因がある。それは即ち、ギリシヤの社會は奴隸労働に立脚するものであつて、人類及びその労働力の不等を自然的の基礎にしてゐたといふ事實である。一切の労働は人間労働一般であるが故に、又その限りに於いてのみ、等一であり同じ値打のものであるといふ、價値表章の祕密は、人類平等の概念が既に固定して先入的俗見となつたとき、初めて解明し得るものである。然し斯かる事實は、商品形態が労働生産物の一般的形態となり、随つてまた商品所有者としての人類相互の關係が、支配的の社會關係となつてゐる社會の下に、初めて行はれ得ることである。アリストテレースは商品の價値表章の中に等一關係を發見した點に、天才の閃きを示してゐるが、彼れの生存せる社會の歴史的制限に依つて、この等一關係なるものが「本當」は如何なる事實に存してゐるかを見出すことを妨げられたのである。」

マルクスは、先づ偉大なる研究者たるアリストテレースが等價形態の二特徴を、いみじくも看破したる業績を稱揚し、其所説を援き來つて、自説の最有力なる支持者となしたものである。而して後、彼れは自説の更らに、ア氏説に勝りて、價値形態をより徹底的に闡明するものである所以、價値表現に於いて表はさるゝ共通の實體が、人間労働であることに、アリストテレースの思及ばなかつた所以、而して、其れは希臘社會が奴隸労働に立脚した社會であり、従つて、人間並に人間労働力の不平等を、其の自然的基礎としてゐた爲めであることを、論明してゐるのである。

スーシヨンの批判に對して、著しい對立を爲すものは、今、露國の經濟學界に於いて、ニコライ・オン氏以後の第一人者と認められてゐるゲレスノフ氏の『社會科學及社會政策季報』第五十卷第一冊一九二二年刊に寄せた「アリストテレースの經濟學的思界」と題する一文である。其中同報二九頁に言ふ。

「アリストテレースの貨幣理論の缺點は、如何に大であらうとも、次ぎのことは、無條件的に認められねばならぬ。貨幣の成立の行程に關する彼の叙述——其れは序に云ふが、事實的歴史的の過程を叙したものでなく、『理想的』のシエーマを描き出さんとしたものである——が、深くして、巨匠的で

あるのみでなく、彼の貨幣價值問題の捉へ方は、驚歎に値するものであると共に、之れに比肩すべき説を、近時の經濟諸理論家の間に、轉くは、見出し得ざるものであること、これである。彼の説に最も多く類似するものは、恐らくマルクスの問題提出方これであらう。而して、茲に、注目に値することは、マルクスは、アリストテレースとは、——福田註。問題の提出方は同じであり乍ら——全く正反對の解答を與へたこと、並びに彼は、アリストテレースの貨幣理論を、可なり詳かに取扱つてゐる乍ら『經濟學批評』一、二〇、五一、一一二、一三七の諸頁及『資本論』第一卷民衆版第二五頁に於いて、アリストテレースの提案した解答を全く顧みなかつたと、これである。』

二 マルクスの偉大なる業績

さてマルクスが、前段の引用文に於いて取扱つてゐるアリストテレースの論議は、其の『流通の正義』論の條中に見出さるゝのである。

アリストテレースが、其倫理學第五篇中に、正義を分つて、廣義の正義、狹義の正義とし、二者共に正しき中間を守ることによつて得られることを説き、狹義の正義を更らに、配分の正義 (*τὸ δίκαιον τὸ δίκαιον*) と、匡正の正義 (*τὸ δίκαιον τὸ διορθωτικόν*) の二つとしたことは、人の

周く知るところである。此事は、今私が當面の問題とするところでない。而してマルクスの評論も、毫も此事に關係して居らぬのである。マルクスの取扱つて居るところ、而して、私が今問題とするところは、狹義の正義の中、『流通の正義』についてのアリストテレースの所論これである。

抑も、アリストテレースの狹義の正義論は、其の倫理學よりも、むしろ政治學に屬することを適當のものであることは、先覺學者の間に定論の存するところである。而して、其の『配分の正義』については、政治學者、經濟學者中、立入つてこれを考察したのも若干は見出される。例へば、シュモラーは、夙に、一八七五年刊の一論文に於いて、これに論及してゐる。『法律及國民經濟の若干の根本問題』六一頁。しかし、彼は、これを以つて、私經濟的流通の過程に關するものとなしてゐる。これは、私を以て見れば、冠履顛倒の論であつて、ア氏の『配分の正義』の本質は、公共的のものであり、其經濟的意義は、流通交換の上にあるのではなく、公納貢獻公租等の公經濟的配分にかゝはるものである。之れに反して、シュモラーが、配分の正義の範圍と認めたところは、更らに、第三の正義たる『流通の正義』の領域に屬せしめられてゐるのである。此

點に於いては、マルクスは、慥かに、シユモラーよりも遙かに精しく、アリストテレースの説に通じてゐることを示めてゐるのである。

アリストテレー스는、別に『配分の正義』てふ成語を用ゐずして、其の政治學第三篇に於いても、同様に詳かに、此の問題を取扱つてゐる。其反對に『流通の正義』に就いては、右掲の倫理學第五篇中の一ヶ條のみが我々に残されてゐるのみであつて、此の眞珠を拾ひ上げて、特に研究したマルクスの篇學は、實に敬服に値するのである。『配分の正義』については、人の知ること甚だ周く、従つて、特別の注意を以てせずとも、其處に問題の横はつてゐることだけは、これを知り得られる。『流通の正義』については、左様ではない。否、配分の正義についてと雖も、シユモラーの學問を以てしてさへ、猶ほ誤あるを免れなかつた。其の經濟學的の眞意義を、始めて發見し、其れに基いて、租稅給付能力の根本原理を打立つべく奮闘したのは、實に、或意味に於いては、其の偉大さの今日と雖も未だ秘れて居ると云ふ可きノイマン教授一人あるのみである。前段所掲文獻表を見よ但し、教授は、流通の正義については立入つて考察して居ない。これは、實に學問の爲め残念千萬なことであるが、氏の問題の捉へ方に

於いては、まさに當然の事である。かくて、マルクスは、最後まで其光明を失はざる最も輝ける學星として残る。私は、此問題について、マルクスの示唆を得てから以來、可なり長い間、關係文獻を涉獵して見たが、ついに、右の如く斷言するの外ないものである。偉なる哉マルクス！私は記して茲に至り感慨無量なるなきを得ざるものである。

三 アリストテレー스에『流通の正義』の論なしとの説

さて、先づ順序として、アリストテレー스에、『流通の正義』などとの第三分類は認められぬ、と主張する説の一端を紹介せねばならぬ。此の説を主張するもの、中最も有名有力なるは、ツエラー、ヒルデンブランド並に英國のグラントの三氏である。書名何れも、前段所掲の文獻表に掲げあり。

先づ、最も簡明なグラント氏の説からあげる。其れは、氏のアリストテレース倫理學解説書名前掲第二卷一―二頁註一中に、かゝつてある。氏は、ア氏の次の一句を釋く。

τὸ δὲ λοιπὸν ἐκ τῶ διαφορικῶν, ὁ γινεται ἐν τοῖς οὐκαὶ ἀλλήλων καὶ τοῖς ἐκνομοῖσι καὶ τοῖς ἀνομοῖσι.
τοῦτο δὲ τὸ διαφορὸν ἕξο εἶδος ἔχει τοῖ ποτέρον.

一 アリストテレースの『流通の正義』

「残る一つは、匡正的の其れであつて、其れは、任意並に非任意兩様の諸取引と關聯して起るものである。此種の正義は、前述のものとは異なる特殊の性質を有つものである」

而して、グラント氏は云ふ。此一節に照して、アリストテレースは、前に「配分的正義」を述べ、而して、残るところの正義は、唯一つ、即ち、「匡正的」の其れであると、明言してゐることは明かである。従つて、更らに第三種として、「カタラクチック」とか又は之れに類する名を以つて呼ばるべき正義ありとするものでないことは明かである。τὸ διορθωτικὸν δίκαιονとは、單に「規制的」regulative を意味するのみではない、却つて、嚴密に「補償的」strictly remedial なる正義を意味する。アリストテレース政治學第三篇十三の二十三に於いては、διορθωτικὸν ἢ ῥηδύμα (報償) を意味すべく用られてゐると。

乃ち氏の意を推して云へば、「流通の正義」若くは「對償的正義」entgeltende Gerechtigkeit なるものは、當然remedyの中に含まるゝもの、即ち「匡正的正義」に屬するものであると云ふにあると思ふ。氏は、此の「匡正的」を英語ではcorrectiveとしてゐるが、同時にペーコンのcommutativeなる用語をも是認してゐるらしく思はれる。同上頁第四節の結論中 然るに、更らに、右の

解説によれば、これをremedialと爲す可きが如くに見へる。此點、氏の用語は稍々統整を缺いて居るやうに感ぜられる。remedialとすれば、「對償的」の意に於ける「流通の正義」は、含まれてゐると云へよう。correctiveとしては、含まれてゐないとする方が、當然である。更らにcommutativeと解すれば、「匡正」の意味は、全く失はれて、純然たる「流通の正義」の義となつて仕舞ふやうに考へられる。これ私が統整を缺くと感ずる所以である。

ツエラー及びヒルデンプランドの説も、粗ぼ同様であるかに見へる。曰く、アリストテレースは、「配分的」「匡正的」二種の正義を認むるのみである。而して、匡正的正義の中には、私經濟的流通の諸關係は、同時に含まれてゐる。従つて、其は、グロチウスによつて*convallatix*とも呼ばれ、グロノヰキウスによつて*contractoria*と呼ばれ、ライプニッツによつては、*commutativa* とさへ呼ばれてゐるのであると。

而して、第三種の正義を認めない理由としては、(一)右グラント氏のあげた文を引いて、ア氏は明かに、唯二種の正義を認むるのみ (二)アリストテレースは「匡正的正義」を論ず

るに方つて *ἐκείνου οὐκ ἀλλήματα* をあげ、就中、重なる流通行爲として、賣買貸借・雇傭及賃貸借等を指摘してゐるの二點を提出してゐるのである。

ノイマン教授は、右説に對して、自説をあげて評論してゐる。私は、最も多くを教授から學んだ。更らに、ブラウン氏の英譯倫理學書名前に出づに於ける註解中の若干言からも、示唆を得た。私は、また、バラフランスの解説について、多少の時間を費して、考慮して見た。而して私は、『配分』『匡正』と互格的に對立すべきものとしてではないとするも、アリストテレースは、慥かに其の約束を一貫的に支持せず、更らに第三種の正義としての『流通の正義』なるものを説いてゐるものと考定するに至つたのである。

マルクスは此問題に觸れてゐない。其は何故であるかは分らないことであるけれども、先づ此問題に對する立場を明かに定めて置くのでなければ、アリストテレーズの價値形態論は、これを正しく解釋し難いものと信ずる。以下其次第を順次に開陳する。

四 ツエラー及びヒルデンブランド説の吟味

ツエラー及びヒルデンブランドの擧げた兩個の論據の第一は、主として文義解釋に屬するものであるが、其の第二は、單なる文義解釋に屬せず、直ちにアリストテレーズ研究の本體に進入するものである。従て、其第一については、極めて簡単に、其第二については、やや立入つて、吟味しなくてはならぬ。

第一の論據は、グラント氏と相並んで、アリストテレーズ倫理學註釋家として權威と認められてゐるバーネットも、其の第三の正義別在否認論の根據となすところである。即ち、氏は、問題の一句を釋いていふ。「これら並にこれにつゞく言葉は、正義には他に猶ほ一つの種類、即ち、『匡正の正義』があるのみであること、而して、それは、不任意の諸行爲（これを先づ論ずる）に適用せられるのみでなく、同時にまた、任意の諸行爲（諸取引）（これについては、一一三二頁b三十行以下を見よ）にも適用することを、意味してゐる。以下、私の註釋は、如何に、私が、第三の『エイドス』（交換的又は流通的正義）なるものを認むるを避くるかを示めずであらう」と。アリストテレーズ倫理學註釋教一九〇〇年刊第二二三頁。原名前に出づ。

さて、右ツエラー、ヒルデンブランド、グラント並にバーネット四學者の文義解釋に對向

する反對論は、前掲ノイマン氏の論あるに先つて、すでに若干の有名なる學者が唱道してゐるところであつて、私は、ノイマン氏の引用を辿つて、其一々について、新たに商量して見た。其先づ第一に來るものは、中世の有力なる法學者にして法理哲學者たるサムエル・プフェンドルフである。

Samuelis Pufendorfii, De Jure Naturae et Gentium. Libri octo cum annotatis Joannis Nicolas Hertii.

Editio nova. Francfurti 1706 p. 120 et seq. Lib. I. Cap. VII. § 12 et seq.

プフェンドルフの説を承繼し、更らに自説を樹てたものは、自然法學者、哲學史家たるトレンドレンブルヒである。

A. Trendelenburg,

a) *Naturrecht auf dem Grunde der Ethik.* 2. ausgeführte Aufl. Leipzig 1868. § 51.—

b) *Historische Beiträge zur Philosophie.* Bd. III. 1867. p. 408 ff. *Die aristotelische Begriffsbestimmung und Eintheilung der Gerechtigkeit.*

降つては、フェヒナー氏あり、書名 前出 またブランドルヒ書名 前出 がある。

私は、今此等先覺學者の所論を一々茲に引用する必要を認めぬ。唯だ、其等を一括したノイマン教授の言を其儘引くを以て足ると信ずる。教授曰く「此の第一の論據に對しては次の如く答ふるを以て足れりとする。(此一句のみに就て見れば、論者の解の通りであるに相違ないけれども) 直ちに其れにつゞく句に於いて、アリストテレスは、これと全く意味を異にすることを、明かに言明して居る。而して、これは、(ア氏の書に於いては決して稀ならざるところであつて) 殊に彼が、其の所論の取扱材料の分類、配合に於いては、議論の進行に従ひ甚だ屢々訂正や修正を試むるものであることを鑑みるときは、(此の文義解釋論は) 敢へて重きを置くに足らぬものである」と。前掲論文 五三四頁

第二の論據は、右様に簡單に取扱ふことを許さない。問題は、實にアリストテレスの狹義の正義論の全體に互つてゐるのである。従つて、先づ、狹義の正義論の大要を知つての後でなければ、此の論據の支持すべきであるか無いかの吟味を下すことが出來ない。タトへ、假りに、それを試みるとしても、讀者は、容易にそれを受入れることは出來ないであらう。

ソコデ、私は第二の論據の吟味を姑く後段に譲ることとして、茲に極めて、簡単にアリストテレースの狹義の正義論の大要を紹介しようと思ふのである。

五 アリストテレースの正義論と後世の法 理哲學並に經濟價值論

其れを爲すに先つて、ア氏の正義論殊に其の狹義の正義論は、中世より近世に至る歐羅巴の法理哲學、並に其れに立脚する經濟學說殊に經濟價值・價格論に如何に有力且重要な影響を及ぼしたものであるかを一言して置かねばならぬ。マルクスは決して、前人を飛躍して、アリストテレースを發見したものではない。否、彼は、此等の中世並に近世の先覺諸學者の示唆を得たればこそ、其の發見に到達することを得たものと云はねばならぬ。此は決して、彼の學績を小ならしめる所以ではない。却つて、反對に、彼の尋討の範圍の如何に廣汎であつたかを窺知せしめるに足ることなのである。前段に、私が、河上博士譯本並に高昌氏譯本から、其全文を引いて置いたマルクスのアリストテレーズ評論には、此等諸先覺學者の名を挙げず、直ちに、アリストテレーズの說のみを挙げてあるからとて、

マルクスは單にアリストテレーズのみに就いて商量したものなりと速断するは謬れるの甚しいものである。

アリストテレーズを最も深く究めた中世の學者は、中世最大の哲學者であり「中世のアリストテレーズ」の稱を、最も適切に値するトマソ・ダクキノ私は、從來此名を、便宜に従つてトマス・ダクキノと訓じ來つたが、一昨年の夏親しくアクキノ村を訪れて、土地の人々が、一様にアクキノと發言することを知つた、故に今原發音に従つて、本文の如く改めるであることは、言ふまでもないところである。トマソの師アルベルトスは其出藍の弟子によつて、全く掩はれて仕舞つたと云つても大過はない。

トマソ・ダクキノが、アリストテレーズの正義論を取扱つたものに、二大雄篇がある。其一は、ア氏のニコマホース倫理學の註釋書であり、其二は、トマソの最大著作たる『神學綜覽』第二部第二篇中に於ける正義論である。

右二書の原名は、左の通りである。

1) In X Libros Ethicorum ad Nicomachum Commentariam. Liber Quintus. De Justitia et Injustitia, de Jure et Injuria, ac ipsarum speciebus, de Aequitate, et Aequo. (Doctoris Angelici divi Thomae

Aquinatis Opera Omnia. Studio ac Labore Stanislai Eduardi Freté. Vol. XXV. In Aristotelis Stagiritae Libros Nonnullos Commentaria IV. Parisiis 1875 pp. 430 et seq.)

此書は一二六六年頃の起草にかゝるものであつて、單行本としての刊本は、不幸にして私は見ることが出来ないけれども、トマンの全集版本には何れも収録されてある。即ちローマ版法王ピウス第五世刊と稱する一五七〇—七一年刊行のものの第五卷。パルマ版一八五二—七二年刊の第二十一卷第一頁以下。ヴイヴニス版フレッチャー編纂一八七一—八〇年刊第一版、一八八九—九〇年刊第二版、共に巴里刊行の第二十五卷第二三一頁以下に收めてある。2) に掲ぐるトマン全集の最新にして最完全と認められる法王レオネ版これを羅馬第二回版と通稱す。一八八二年に刊行を始め爾來年を關する四十五年餘の今日に至るも未だ刊了となつてゐないのである。私が挿架のものは、此文起草中入手し得た巴里刊ヴイヴニス本第一版である。仍て以下には其版によつて頁を掲出する。

- 2) Sancti Thomae Aquinatis Opera Omnia issu impensaque Leonis XIII P. M. edita. Tomus Nonus. Secunda Secundae Summae Theologiae a Quaestione LVII ad Quaestionem CXXII ad Codices Manuscriptos Vaticanos exacta cum Commentariis Thomae de Vio Caietani cura et studio Fratrum eiusdem Ordinis. Romae 1897 pp. 5 et seq. Qu. 58 et seq.



像銅ノキクダ・ソマトの庭校學大リボナ
(者著はるて立き仰)

一九二六年四月十七日の日記から。

ギリシア行の船の出帆の時間分らず、朝七時半ホテルの男来り八時までには荷を片付けて置くようと云ふ。大まごつき、何も彼も無茶苦茶に詰め込む。やつと終つて例の掲示場へ出て見れば、出帆は夕六時とあり、何んだ人を馬鹿にするにも程のあるもの、荷拵へ手傳の男に十フラン取られたのが癪。イタリヤのホテルの人の悪いこと、毎時も此の傳です。一日儲つたから一昨日夕方一寸見て来たトマソ・ダクキノの像を今一遍見直し、出来たら寫眞を取つて来やうと主人は言ひます。ナポリは隅から隅まで見て仕舞つたし、歸朝の時も再び茲から出帆する豫定ですから、今日は日本當の休息日です。ホテル前の客待馬車に乗つて町へ出る。大學の處は知つてゐる、直ぐつく。今日は學生も少い様で校庭には人一人居ません。いくつも並んだ銅像の一番奥の方にあるトマソ像の下に立つ。主人は光線の工合を見たりして、アツチへ行けのゴツチへ来いと言ひます。やつとポーズが出来たとて合圖をします。パチンと取る。光線が強すぎて如何か知らんと案じます。成る可く早く現像しなければと思ふが、イタリヤの寫眞屋の當てにならぬこと、イツソ船へ持つて行つて、ボーイにいくらかつかませて暗室を借りた方がと主人は申します。……………
グキア・ローマの百貨店に遣入り、船中用のブラウズなどを買ふ。此店はイタリヤ人の店に似ず如何にも親切で値段も安いし品も悪くありません。御釣りをゴマカさないだけでも安心です……………。后四時パトリア丸に乗込む……………。正六時出帆、夕餐後から大夕立ち、船の動搖はげし、夜中の三時ストロムボリ火山が見えるといふので着物をきたまゝ、サロンで轉寝して待つ……………。(とく子)

トマソ一生の最大著述たる此の『神學綜覽』は一二六七年から一二七三年に亘つて起草せられたもので、此書は諸全集版は勿論、單行本としても、實に無數の刊本が現存通行してゐる。私が挿架のもの丈けれども、恐らく十種以上に及んでゐるであらう。而して、佛語譯は、私の知るところ丈けれども三四種あり、今現に續刊中の新譯本もある。英譯はツヒ近年全部刊了し、續いて訂正再版が刊行せられつゝある。ドイツ譯はシュナイダー氏の舊譯本が一種あるのみで、其本は、今日の進歩した學問の要求に應じ難く思はれる。

私は、英譯が未だ全然顯はれなかつた―而して佛譯の一本も見ざるを得なかつた―今から二十餘年前に、ドイツ舊譯本とアシュレー氏の英國經濟史中の敘述と各種の部分的紹介とを頼りとして、此書中の『ユストム・プレチウム』並に『ウズラ』に關する部分について、若干考證して『トマソ・ダクキノの經濟學說』なる一篇を公けにしたことがあるが、今『經濟學全集』に收むしかし乍ら今日の進歩したトマソ研究の立場から回顧するとき、實に隔世の感を禁じ得ないのである。私が右に掲げたのは前掲の最新のトマソ全集たる羅馬第二回版(レオネ版)の書名と其頁數とである。

茲に問題となる『神學綜覽』の第二部第二篇は、一二七一年から一二七二年に亘つて起草

せられたもので、其れは、右レオネ版以外の全集では、羅馬第一回版の第十一卷、バルマ版の第三卷第一頁以下、ヴィグエス版の第三卷第七一頁以下に收められてある。

今巴里ルネリユー版『神學綜覽』一覽表 *Summae Theologicae Synopsis Sumptibus P. Lethiell-eux, Parisiis 1924* によつて、關係部分の要目をあぐれば左の如くである。

トマソ此篇の正義論其他彼の經濟學説に關する論説を集成して、拉丁の原本から邦譯をつけた上田辰之助教授の勞作がある。何れ公刊せられることと思ふ。

神學綜覽 第二部第二篇

人間行爲各論

- 一、信仰について (自一問 至十六問)
- 二、希望について (自十七問 至二十二問)
- 三、慈愛について (自二十三問 至四十三問)
- 四、節制について (自四十七問 至五十六問)
- 五、正義について (自五十七問 至百二十二問)

(下略)

而して、五の正義については、左の如く分たれてゐる。

- (第一) 正義其ものについて (自五十七問 至六十問)
 - (第二) 正義の部分について (自六十一問 至百二十問)
 - (第三) 敬神の賜について (百二十一問)
 - (第四) 正義の教訓について (百二十二問)
- 而して、第一は更らに左の通りに分れる。

- (其一) 權利について、(第五十七問)
 - (第二) 一般の正義について、特殊の正義について、(第五十八問)
 - (其三) 不正義について (第五十九問)
 - (其四) 裁判について (第六十問)
- 更らに第二は左の如く分れる。

- (其一) 正義の種類、即ち、『配分の正義』と『匡正の正義』とについて (自六十一問 至七十八問)
- (其二) 正義の準渾一的部分について (七十九問)
- (其三) 正義の活動部分即ち附屬的諸徳について (自八十問 至百二十問)

私の問題とするところに、最も關係の深いのは、右の中其一である。これは次の如くに分たれてある。『改造』掲載の拙文には並にある「匡正の正義」を「流通の正義」と譯出した。其れは原語「コムタチウア」に拘泥したのである。此點は細細論を要するが、今は其餘白くないから、むしろア氏と一致せしむべく断然「匡正の正義」と改めて置く。

(一) 正義の主觀的部分について。此れについて考ふ可き點二あり。

(A) 正義の部分其もの (六十二問)

(B) 正義の反對の諸惡 (自六十三問至七十八問)

(A) は左の如く分つ。

甲 匡正の正義と、配分の正義との區別について (第六十一問)

乙 匡正の正義の行爲として見たるレスチチエチオーネ(補償)について(第六十二問)

(B) は左の如く分つ。

(甲) 配分の正義の反對たる諸惡。即ち人格の揀擇について (第六十三問)

(乙) 匡正の正義の反對たる諸惡。之れを不任意的・任意的の二に分つ。

(イ) 不任意的。

(天) 行爲による (自六十四問至六十六問)

(地) 言語による (自六十七問至七十六問)

(ロ) 任意的。

(天) 賣買に於ける諸々の非行(詐欺)(七十七問)

(地) 貸借に於けるウズラ(不法利得)(七十八問)

トマソの『神學綜覽』に於ける正義論は、其のア氏倫理學註釋と密接に關聯するものである。後者は、一二六六年起草、前者は、其第二部第二篇は、一二七一年から翌七二年にかけて起稿せられたものであつて、後者は云はゞ前者の爲めの準備研究であつたのである。従て、我々は前者を見て、トマソ其人の正義論を知り得るのみならず、これによりて、アリストテレス解釋に、著しい援助を與へられるものである。トマソの此書を顧みることなくして、アリストテレスを究めんとするは、抑も徒勞である。

トマソ以後四百年の間は、別に見るべきものは顯はれなかつたが、十七世紀に至つて、少くとも五人の大學者が、何れも、或は詳に、或は略に、アリストテレスの正義論に立脚して、自家の正義論を披瀝して居る。其五人とは、(一)フランシス・ベーコン(二)ウゴ・グロチウス(三)トマス・ホッブス(四)サムエル・プフェンドルフ(五)ゴットフリート・ヴ・キルヘルム・ライブニッツこれである。其正義論をのせた書の原名は、左の通りである。出来るだけ、私の挿架本について、當該箇所の頁數を示して置く。

- (1) Francisci Baronis de Verulamio, De Dignitate et Augmentis Scientiarum. 1623. Liber Octavus: Exemplum Tractatus de Justitia Universali, sive de Fontibus Juris, in uno titulo, per Aphorismos. (The Works of Francis Bacon collected and edited by J. Spedding & D. D. Heath. Vol. I. p. 803 et seq. London 1857.)
- (2) Hugonis Grotii, De Jure belli et pacis. Libri tres. 1625. Accompanied by an abridged translation by W. Whewell with the notes of the Author, Barbeyrac, and others. Cambridge 1853 Vol. I. p. 6 et seq.
- (3) Thomas Hobbes, Leviathan or the Matter, Forme, & Power of a Common-Wealth ecclesiastical & civil. London. 1651. Chap. 15. p. 75 et seq.
- (4) Samuelis Pufendorfii, De Jure naturae et gentium. (前掲) p. 120. Lib. I. Cap. VII. §12 et seq.
- (5) G. W. Leibniz, Codex juris gentium diplomaticus 1693. (Die philosophischen Schriften von G. W. Leibniz herausg. v. C. I. Gerhardt. 7 Bde. Berlin 1875. Bd. III. p. 386 et seq.)

以下、私は、右等諸學者の所論を吟味し、更らに、アリストテレースに溯つて商量したところ

ろに基いて、出来るだけ、分り易く、アリストテレースの正義論、殊に、其の狭義の正義論の大意を紹介して見る。

— 以下頁数はベツカー本に據り、章別はツェル本に據つてあげる。 —

六 アリストテレース正義論の第一章。 正義と不正義の別

今、私が問題とするところに關するアリストテレースの論はベツカー頁では、一一二九^a 第一行から、一一三三頁^b 第二十八行までにのせてある。而して今日通行の章別であるツェルの分ち方に従へば、其全體は、五章に分たれてゐる。<sup>前段ハ九頁原
本複寫参照。</sup> 其章の要旨を題目に略して示めすと、左の如くである。

第五篇

- 第一章 緒論。正義の徳を考察する方法論。正義と不正義との別。(自一一二九^a 第十四行)
- 第二章 狭義の正義の本體とその諸性質。(自一一三〇^a 第十四行)
- 第三章 配分の正義。(自一一三二^a 第二十行)

— アリストテレースの『流通の正義』

第四章 匡正の正義。(自一一三二b 第二十四行)

第五章 流通の正義。(自一一三三b 第二十八行)

第一章 緒論。

正義とは、諸藝術、諸科學または諸技能のやうに、二つの相對立した行爲を兼備するものではない。藝術や技能に於ては、相對立した二つの行爲が兼ね含まれてゐる。例へば、醫師には善き醫師(名醫)あり、惡しき醫師(庸醫)あり、樂師には善き樂師(名手)あり、惡しき樂師(凡手)がある。しかし、其孰れも、均しく醫師であり、樂師であることに於いて異なるところなしと認められるのである。正義に於ては然らず、善き正義、惡き正義の兩者の併存することは許されない。徳としての正義は、常に必ず統一した諸の行爲でなければならぬので、其反對を併せ容るゝ餘地はないのである。従つて、正義の反對から、正義其ものを見極め、一の對抗の諸々の種類によつて、他の對抗の諸々の種類を論究することが出来るのである。此の研究方法によつて、我々は正義の諸特徴を限定し、従つて正義の概念は、これを、鮮明に捕捉することが出来る。

ソコデ、アリストテレースは、通俗に正義の反對極と認められてゐる「不正義」を取り來り、其れを吟味することによつて、正義其ものゝ概念を明かにする出立點を得可しとし、其れについて、論を進める。

通俗の世に於いては、同一の語を以つて、種々異なつたものを、兼ね言顯はすことが屢々ある。例へば *metis* と云ふ語は、「頸骨」の意にも、又た「鍵」の意にも用られてゐる。其と同様に、「不正義」と云ふ語も、色々異つたことを併せ稱するに用られてゐる。其中に、二つの大別を下すことが出来る。即ち一は、*νόμος* (法律を踰越する者、違背する者) で、他は、*μισονομία* (横領する者、不法利得を占むる者) である。従つて其不正義の反對たる正義とは、(一)法律を遵奉する者 (二) *ἰσος* (均等) 即ち過多ならず過少ならず受授する者。此の「イッス」後に、マルクスのアリストテレース解釋を吟味するに方、つて重要な關係を有つ語であることを、豫め斷つて置く。 の二つを併せ含む。

乍去、速断してはならぬ、「プレオネクテース」とはすべての不均等を指して云ふのであつて、單に、より多く取り、並に、より多く與ふることのみを意味するのではない。何となれば、他人に與ふるよりもより、少く自己に損を與ふる者は、それによつて、其のより、少く損した諸財丈けは、利益を享けたと同様であるから、其れは、やはり不均等 *ἴσος* を敢てしたものと

に外ならないから。此點トレンテレンアルヒ及び
フェヒナーの訓讀に従ふ。

従つて、ブレオネクテリス(横領)とアニソス(不均等)とは、全く同一事に歸着するのである。
今アリストテレースの意を汲んで、これを分り易く、表示すれば、左の通りとなる。自一二九
b第六行至
同第十
一行

不正義
一、バラノモス *παράνομος* (法律踰越)
二、ブレオネクテリス *πλεονεκτής* (横領即ちアニソス *ἀνισός* (不均等))

不均等
一、ブレオン・アガソン *πλεον δράσων* (過多の利を占む)
二、メイオン・カコン *μειον κακῶν* (過少の損にて済ます)

第十一行の『兩者に共通である』 *ἑσπέηται καὶ κοινῶν* の解き方、パーネット(二〇七頁)
及フェヒナー(二八頁)に従ふ。但し、此點學者間に異論がある。

ソコデ、グラント氏は直ちに、分類を、次ぎの如くに下してゐる。前掲書
一〇〇頁

正義
一、法律遵奉 || 廣義の正義
二、イソス(均等) || 狹義の正義

不正義
一、法律踰越 || 廣義の不正義
二、不均等 || 狹義の不正義

而して、氏は不正義を分つて、(一)法律踰越 (二)多くを貪る (三)不均等(過少の損)の三とな
すは、ア氏の意を正しく解するものでなく、而して其れは、正義を (一)法律遵奉 (二)均等の
二となすに照應してゐないから、許さるべきでない主張してゐる。

流通の正義を、第三の正義と認むべきか否かの見解の相違は、抑も、此の劈頭の一條に對
する解釋の一定してゐないことに存すると、私は思ふ。而して、私は、前掲の表を次ぎの如
く、集約することによつて、アリストテレースの考へ方は、最も正しく言ひ表はされるので
はあるまいかと考へつゝある。

正義
一、法律遵奉 || 廣義の正義 *ἀνομιαν*
二、均等 || 狹義の正義 *ἰσότη* 一、過多の利を占めず
二、過少の損にて済ます

不正義
一、法律踰越 || 廣義の不正義 *ἄδικον* 一、過多の利を占む
二、横領即不均等 *ἀδίκον* || 狹義の不正義 二、過少の損にて済ます

ソコデ、廣義の正義を問題外に置き、狹義の正義のみについて見るときは、ツェラーの示した通り

δικαιοσύνη 正義 || 均 等

ἀδικαιοσύνη 不正義 || 不均 等

と云ふことに歸着する。而してアリストテレスの正義論の要點は、實に茲に存すると思ふ。

彼はいふ。『法律を踰越するものは、不正を行ふものであり、法律を遵奉する者は正義を行ふ者であるから、すべての法律遵守行爲は、或る意味に於ては、正義の行爲である。何となれば、立法によつて規定せられた諸々の行爲は、法律遵守の行爲であつて、其一つ一つは正義の行爲であると云ひ得るから。』

彼は續けていふ。

『法律の規定は、其すべてに於いて、凡そ權力を有つもの、またはこれと同種のもの、一切又は其内の最善なるもの、共同の利益を以つて目的とする。従つて、或意味に於ては、我々は、『ポリテイア』(國家、政治團體)の爲めに、幸福と其構成成分とを産み出し並びにこれを維持すべき諸行爲を、正義の行爲と言ふのである。』(中略)

『此の形に於ける正義は、渾一なる徳である。しかし、其れは、絶對的ではなく、吾人の隣人との相對關係に於いて、渾一なる徳であるのである。従つて正義は、屢々、諸徳中其の最大なるものと考へられる。(中略) 然り、其れは、其の最も十分なる意味に於いて、渾一なる徳である。何となれば、其れは、渾一なる徳の現實の執行であるから。其れは、渾一である。何となれば、此れを有つ人は、其の徳を彼自らに於いて (ἐκείνου) 行ひ得るのみでなく、其の隣人に對しても (ἐπὶ τοῖς ἑσπέραις) また、行ひ得るから。多くの人は、自分の事柄に於いて徳を行ひ得るも、隣人との關係に於いて、これを行ひ得ない。此の故に、『統治は人の本體を現はす』てふピアスの言は眞なりと考へられる。何となれば、統治者は、必然的に他人と關涉せざるを得ず、また一社會の成員たらざるを得ないから。同じ道理によつて、諸々の徳の

中、正義のみ獨り「他人の善」*allospon dyadon* なりと考へられる。何となれば、其は、我が隣人に關涉するもので、一の統治者たり、又は一の仲間たる他人に取つて利あることを爲すものであるから。ソコデ、最悪の人とは其の悪行を、己れ自らに對しても、また他人に對しても行ふ人の謂であるが、最善の人とは、其の徳行を己れに對して爲す人の謂でなく、これを他人に對して爲す人の謂である。何となれば、其れは、六ヶ數ことであるから。

されば、此意味に於いての正義は、徳の一部分ではなく、其の全體である。其反對に、不正義は、惡の一部分ではなく、惡其もの、全體である。此意味に於ける徳と正義との間に於ける區別如何は以上言つたことで、明瞭である。兩者は同じものであるが、其の本體ουσιαは同じものではない。隣人との關係として見るとき、正義であるものは、限定なき状態の或る種類としては、(グラント氏解。單に心の一状態として見るときは)徳である。』以上、一一二九bより一一三〇a央までを全譯す。譯文は、ロツス氏の英譯を頼りとして、ア氏の原文について、之れを作つた。

七 種々の解釋

ブラウン氏は、此最後の二節を解釋して、次の意であると云ふ。「徳と廣義の正義とは、實質的には同じものであるが、其の存在の體容に於いては異なるものである。言葉を換へて云へば、同一の慣行は、これを絶對的に考察するときは、徳と名けられ、相對的の一義務として考察するときは、廣義の正義と名けられるのである」と。前出書 一一〇頁註

グラント氏の解釋に曰く、「茲に用られた論理的形式は、再び、第六篇第八章第一節に於いて用られてゐる。即ち、智慧と政治とは、同一の心の状態であるが、其の本質は異なつたものと概念せられてゐる。(中略) 此の二つの場合に於いて、『兩者は同じものである、唯だ其のエイナイ(本質)は異なる』と云ふのは、其の結果は同じであるが、其の本體的性質、其の原因、ドイッ語で云へば、グランド・ベグリッフ(根本概念)は異ると云ふ意味と解せねばならぬ。即ち、廣義に於ける正義についての第一の觀念は、それが、一の關係であると云ふことこれである。徳についての第一の觀念は、心の規制といふことである。(中略)

プラトーンは、正義を論ずるに方つて、先づ、ソフィスト的概念を一掃し、而して正義は、人

間的制度のみによるものでなく、其れよりも遙かに多く、人間精神の本質によるものなるを證明した。かくて、彼は、正義を以て心其ものに於ける正しい均衡なりとの定義を以て其論を結んだ。アリストテレースの出立點は其れとは異り、正義とは、政治的動物としての人間の本質の發展から生じ來るものなりと前提してゐる。また、政治的諸制度には、絶對的であつて假設的でない或るものありと前提してゐる。(第五篇第七章自一至五節)かくて、残る唯一の問題は、正義其ものの正確な限界は何であるかこれである。これに對する答は次ぎの如くである。我々は、正義を最も廣義に解して、他人との關涉に於ける正しき行爲の一切を含むものとするとも出來るし、又は狹義に解して、すべての種類の財産及び利益に關係しての正しい行爲なりとするとも出來る」と。前出書 一〇四頁

しかるに、茲に、バーネット氏は、廣義の正義、狹義の正義の別を認むべきでないと主張する。曰く、「正義は、善の一切であり、全一なる善であるが故に、渾一なのである。其れは獨り善の所有のみでなく、其の使用であるから、渾一なのである。其れは、プロス・エテロン(他人の爲めにする)であるから、渾一なのである」二〇八頁 而して、氏は、他の所に於いて、次ぎの如く

断じてゐる。「我々は、アリストテレースの體系の一部として『廣義及狹義の正義』の區別を設けてはならぬ。アリストテレースは、唯だ例によつて、言葉の適用を狹めるによつて、論題を鮮明ならしめたにすぎない」と。二〇六頁

私は、多數の學者の通説に反して、バーネット氏が、廣狹兩義正義區別論を斥けて、ア氏は單に、其の推論の範圍を、漸次に狹めて論點を中心の問題に集中したものにすぎないと主張することの、むしろア氏の眞を得るに近いものではないかと考へざるを得ないものである。何となれば、ア氏は、其の正義論に於いては徳の一切と全く一致するてふ意に於ける廣義の正義に關する一切の論究を、問題外に置くことを明言し、所謂狹義の正義のみに就いて論ずることが、主要の考究であると、明瞭に断言してゐるから。若しも、廣義、狹義の區別が、ア氏の正義論の體系に於いて、本格的のものであるならば、單に、問題外に置くなどとせず、其れについて、立入つて論究すべき筈と思ふ。然るに、全く其事のないのは、唯だ考察を漸次問題の中心に集中したが爲めと見る方が、無理の少い解釋であらうと思はれる。

頁a第八行、これを狭義に解して、諸財の分配に關する徳、即ち利益と損失との配分に於ける正しき中庸又は正しき比率を守ることとなしてゐるのである」前掲書 六四〇頁

ツエラーは、更らに、其脚註六四に於いていふ、「此意味に於て）正義は、諸財の所有に於いて、過多過少といふことの起り得るものゝ間にのみ存することである。即ち人間に於けるは其れである。（其反對に）諸財の所有について何等の制限を被らざるものたち、例へば、神々の間に於いて、又は諸財を所有する力なきものたち、例へば、醫すべからざる悪人たち、等の如きについては、正義なるものは、存し得ないのである」一一三七a 第二十六行

かくて、ア氏の第五篇第一章は、考察の方法を確定し、正義と不正義とを辨別するによつて、正義の本質を究明し、終りに、問題の中心に考察を集中すべく、一切渾一の徳としての正義の考察を簡単に試みたる後、人間共同生活に關する徳の全體でなく、其一部分たる利益と損失との配分に於ける中庸、即ち正しき比率の遵守としての正義を以て、論題とすることを明かにしてゐるのである。

八 同上第二章。 狭義の正義の本體とその諸性質

第二章 狭義の正義の本體とその諸性質

グラント氏は、此章を三つに分つて見る可しと云つてゐる。前掲書 一〇四頁 即ち、(一)狭義の不正義の存在を證明し、其れは主として財貨(財産又は金錢)に關するものであることを説き、更らに、これから推論して其反對なる狭義の正義の存在を明かにす。(ツエルの分類の第一節至第六節。一一三〇a第十四行至同b第五行)(二)廣義の正義は、本論に於いて問題とせざることを明かにす。(同上第七節至第十一節。一一三〇b第七行至一一三〇b第二十九行)(三)狭義の正義を分つて配分の正義と匡正の正義の二とす。(同上第十二節至第十三節一一三〇b第三十行至一一三一a第九行)これである。

今、グラント氏の分け方に従つて、順次に吟味して見よう。

其一。

先づ、ア氏の原文を出来るだけ、忠實に、左に譯出する。

「然し、兎に角、我々が考察せんとするところは、徳の一部分たる正義である。我々は、此く

の如き種類の正義の存することを主張する。我々は、また同時に、同じ様に狭められた意味に於ける不正義をも考察せんとする。

此くの如きものの存することは、次ぎの事實によつて示される。様々な悪事を行ふ者でも、必ずしも、貪慾の非行を犯すものでないものがある。例へば、怯懦の爲めに、武器を捨て、逃去るもの、悪癖の爲めに悪口雑言を吐くもの、吝なる爲め友人を助く可く金銭を與へざるものなどの如きこれである。反對に、また、貪慾な行爲を犯す者にして、此等の非行の何れをも冒さないものもある。(中略)されば、廣く解した不正義の一部分にしか該當せぬ不正義の一種があるわけであつて、従つて、法律違反てふ廣い意味に解した不正の一部にしか該當せぬ意味で、不正なる語が用られることがあるのである。

更らに、同じく姦通の罪を犯すものでも、其或ものは、利益の爲めにこれを犯し、それによつて金銭を得、他の或るものは、淫慾に驅られてこれを犯し、其爲めに却つて金銭を失ひ、または刑罰に處せられるとせよ。後者は、貪慾者と云ふよりも、むしろ、不節制者と考へ

られるであらうが、前者は不正者ではあるが、不節制者とは見られないであらう。従つて、前者は其の淫行によつて、金銭上の利益を得た故を以て、不正者たることは明かである。

更らにまた、すべての他の不正行爲は、例外なく、夫れ／＼或る特殊の罪惡に歸せられる。例へば、姦通は不節制の罪惡に、戦争に於いて、僚友を捨て、逃去する者は、卑怯の罪惡に、暴力は憤怒の罪惡に、歸せられるが如き、これである。然るに、金銭上の利益を得るもの其行爲は、或る特定の罪惡に歸せられず、直ちに不正義其ものに歸せられる。

従つて、廣く解した不正義と區別せらるべき、狹義、特定の不正義なるものがあることは明かである。而して、其れは、廣く解した不正義と其名稱並びに性質を同くする。何となれば、其の定義は、同一の種類に屬するから。此の二つとも、其の意義は、自己の隣人に對する關係に於いて存するものである。しかし、一は、名譽又は貨幣又は安全——若くは、此れらすべてを含むところのもの(若しこれに對し單一の名稱があれば、其れ)——に關するものであつて、而して其の動機は、利益から生じ來るところの快樂にある、他は、其反對

に善き人に、關係あるすべての對象に關するものである。』自一一三〇a第十四行
至一一三〇b第五行

ソコデ、ア氏は次ぎの如く問題を限定してゐる。『されば、また、正義にも一種類以上あり、而して、渾一の徳と區別せらるべき一種の正義あることは、明かである。我々は、其の一般相と特殊相とを捉らへねばならぬ』と。かくて、論は、狹義の正義に集中せられることとなる。

グラント氏は、以上の節を説明して云ふ。前掲書一〇四頁以下『茲にア氏が、狹義の不正義の存在を

立證すべく用ゐた論辯は、畢竟するに、單に用語の疏明に歸着する。(一)我々は卑怯者をも *doxkein* (惡を爲す者) といふ。其れと同時に我々はまた、己れの正さに受く可き分以上を取る者をも惡を爲す者といふ。此二つの場合に於ける用語は決して同一義を有つものではない。(二)利益を占むるが爲めに犯す罪は此くの如き動機なくして犯す罪とは、區別された意味で惡と言はれる。(三)他のすべての惡 (*adyniata*) は、夫れ〳〵何か或る惡しき原則(例へば、卑怯、不節制など)に歸せられるが、不正利得を獲得する行爲は「不正義」其もの以外、

何等特殊の原則に歸せられない。従つて、これは、特別の意味を有つものであり、而して、心に於ける一の特種の罪惡を指すものである』と。

パーネット氏は、また此節を釋いていふ。前掲書二一〇頁『此節の論旨は次ぎの如くである。狹義の罪惡の場合に於いて、我々は、或人が己れの爲めに、何等の不正なる利益を獲得しないときにも、其人を *dokein* 惡行者といふ。此の意味に於いては、*adynia* = *dy namu pros epon* 惡行 || 他人に對する渾一の惡である。しかるに、他方に於いては、不正なる利得を占むるの故を以て、或人を *dokein* といふことがある。此場合には、其の「アヂキア」は、或る特殊の罪惡と同一でもなく、また渾一の惡(オレー・カキア)とも同一ではない。しかし、其れは、カキア(惡)である(何となれば、我々は、之れを非難するから)。而して、それは、「アヂキア」(不正義)である(何となれば、或る意味に於いては、*adikos* = *πλεονεκτης* 不正義 || 横領、不當利得であるから)』と。

此一段は、ア氏の推理に多少の無理がある。或は脱文がある爲めかも知れないが、グラント氏の云ふように、單なる文義解釋に傾きすぎてゐる。而して、此論法を以て推して行

くときは、グラント氏が、鋭く指摘したように、他の何れの罪惡でも、不當利得行爲と同様に、一種別格のものとせられ得る。例へば、不當利得の代りに、怠惰の惡行を以てして見る。然るときは、次ぎの如くに云ひ得るであらう。茲に一人の情け者がある。彼は他に何の罪を犯さない。しかし、我々は彼を惡行者と呼び、彼を非難する。しかれば、我々は、此の惡行を以て、廣義の不正義と區別せらるべき一の狹義の不正義であると云ひ得るであらう。

グラント前掲
書一〇五頁

然し、此くの如く解するは、決して、アリストテレースの眞意を得た所以ではあるまいと思はれる。ア氏の説明の餘りに簡單なる爲め、其意を十分に盡くして居らぬので、彼は、不當利得、横領即ち財貨(金錢、財産)に關する不均等のみを以て、特に狹義の不正義なりとするもので、同一の論法を以て、他のすべての、若くは、何れかの惡行を、同じく狹義の不正義と爲すことは、決して、これを許さないものであらうと思はれる。即ち、他のすべての非行とは、鮮かに、而して格段に區別せらるべき一特性が、財貨の配分に關する不均等(横領、不當利得)に具つてゐるものと認めるものなることは、疑を容るゝ餘地なきように思はれる。唯だ

何故に然るかの論據をアリストテレースが明示して呉れてないことは、我々經濟學研究者に取りては、甚だ遺憾なことである。此の論據が明示されてゐたならば、アリストテレースの經濟學說の後世に及ぼした影響は、更らに、更らに、著しく大なるものであつたらうと思はれる。否、後世への影響は、さて置き、希臘の經濟思想其ものゝ深刻さは、爲めに、更らに一層を加へたであらうと考へられる。返へすゝも、残念なことである。然るに、多くのアリストテレース經濟學說評論家中——私の淺學寡聞の届く限り——今日まで、一人も、此點を指摘した人のないことは、不思議でもあり、また惜むべきことである。

唯だ、トマソダクキノは、ア氏とは、順序を逆にして、諸々の不正義を考察した後、「正義の渾一的部分について」(二ノ二の七十九問)と題して、此問題を詳しく論じてゐる。但し、其論、經濟的考察には進入してゐない。

其二。

此部分は、廣義の正義を問題外に置くことを疏明したもので、私の當面の問題に、殆んど、何等直接の關係を有たず、而して、錯簡、脱漏、殊に重複の甚だ多く見出さるゝ部分に屬するから、全くこれを紹介せずに置く。原文を一讀せられたい方は、ベツカー頁の一一三〇頁

り第十七行から、一一三一頁a第二十九行 ツェルの分け方では第七節から第十一節まで、また翻譯によらんとする人は、ロツス氏の英譯の當該頁此本は、ベツカー頁を其儘其本の頁としてゐるから、甚だ便利であり、且つ翻譯は、現在諸國語譯本中の第一位を占むるものである。を見られたい。

九 『配分の正義』と『匡正の正義』

其三。狹義の正義を分つて、配分の正義と匡正の正義の二とす。

此一節は、後段の吟味に取つて、重要な關係をもつものであるから原文と逐字譯とを、併せ掲げて置く。

——各行の配置をベツカー本其儘に刷出した——

12 τῆς δὲ κατὰ μέρος δικαιοσύνης καὶ τοῦ κατ' ἀρετὴν δίκαιου 1130 β 30
 ἐν μὲν ἑστῶν εἶδος τὸ ἐν ταῖς δυνάμεισι τμηθῆς ἢ χρημάτων
 ἢ τῶν ἄλλων ὅσα μεριστὰ τοῖς κοινωνοῦσι τῆς πολιτείας (ἐν
 τοῖτοῖς γὰρ ἔστι καὶ ἄνεον ἔχειν καὶ ἴσον ἔσπον), ἐν

13 δὲ τὸ ἐν τοῖς συναλλαγμασι διορθωτικόν. τοῖτου δὲ μέρος 1131 α 1
 οἷο τῶν γῆρ συναλλαγμάτων τὰ μὲν ἐνομοιά ἐστι τὰ δ'
 ἀνομία, ἐνομία μὲν τὰ τοιάδε οἷον πρῶτα ἀνὴρ δικαιοσύνης
 ἐγγὴν χροῖαίσι τυρακταρθεῖν μίσθωσις (ἐνομία δὲ λέγεται,
 ὅτι ἢ ἀρχὴ τῶν συναλλαγμάτων τοῖτων ἐνομοίος). τῶν δ'
 ἀνομιάων τὰ μὲν λαθραία, οἷον κλοπὴ μορχειὰ φαρμα-
 κεία προαγωγεία δουλοπαρτία δολογονία ψευδομαρτυρία,
 τὰ δὲ βίαια, οἷον αἰκία, δεισιμός, θάνατος, ἡρπαγή, κτίσσις,
 κωλυσιεργία προσηλυτισμός.

右譯文

「狭く解した意味の正義、並に、其れに照應する正しきことについては、(二つの種類がある)。第一はポリテイアの成員たる人々の間に配分せられる名譽、金錢、または、其他のもの、配分に於いて現はるゝもの。福田註。即ち配分の正義 第二は、人と人との間に於ける諸々の取引に於いて、匡正的役割を演ずるもの。福田註。即ち匡正の正義 これである。

— アリストテレスの『流通の正義』

此の第二については、更らに、二つの区分がある。即ち、(人與人との間の) 諸々の取引(スナラグマシ・テオルソチコン)には、(一)或種のもは、任意的(エクラーシア)であり、(二)或種のもは、不任意的(アクラーシア)である。

任意的取引には、(a)賣買 (*πρῶται ἀγῶ*) 拉丁譯文では *emtio venditio* (b)消費貸借 (*δανείσιμος* 拉丁譯文では *mutuum*) (c)質入 (*εἴσθη*) 拉丁譯文では *pignus* (d)使用貸借 (*χρησις*) 拉丁譯文では *commodatum*) (e)預入 (*καρποκρασίη*) 拉丁譯文では *depositum* (f)雇傭請負・貸貸借 (*μισθωσις* 拉丁譯文では *locatio conductio*) されは *operarum, operis, res* の三者を併せ含む)などがある。(これらを、任意的取引といふのは、其發生原因が、任意的であるから。)

不任意的なものには、(a)人の目を忍ぶものと、(b)公然暴力に訴へるものがある。(a)には、窃盜、姦通、毒害、媒合、奴隸誘拐、暗殺、偽證などがあり (b)には、毆打、監禁、殺人、強盜、傷害、誹謗、侮辱などがある。

バーネット氏は、先づ「第一は、『ポリテイア』の成員たる人々の間に配分せられる名譽、金錢

又は、其他のものゝ配分』の句を釋いていふ。希臘に於ては、市民とは、第一次に、ポリテイア所有の諸財の分け前に預る權利を有つ者の謂であつて、今日の國家に於けるが如く、國費の負擔に任ずる義務は、第二義的のものとしてせられてゐた。即ち市民とは、國家の株主の謂であつて、今日の國民の如く、納稅者の謂ではなかつたのであると。前掲書二一三頁。此點ノイマ
ン氏租稅負擔論に詳論あり。

後
及
す。

氏は更らに、『スナラグマシ』及び『テオルソチコン』の二語を釋いていふ。『スナラグマシ』とは、一切の商取引を含む意味の廣い語であつて、決して、單に『諸契約』*εὐθυμία* のみに限られてゐるのではない。而して、其中について、任意的なるものが契約に該當するので不任意的なるものは(羅馬法の) *obligationes ex delicto* (不法行爲より生ずる諸債務)に該當するのである。 三二頁

次に、『テオルソチコン』なる語についてはいふ。『此語を “corrective justice” 『匡正的正義』とする通行の翻譯によつて、多くの混雜が醸されてゐる。此譯語よりも、スコラ哲學者の

譯語 *institia directiva* の方が、儘かにより、正確である。何となれば、『ヂオルソウン』*ἰσότης* と云ふ語は（此語と併せ用ひらるる）*ἐπιβολή* 福田註。匡正 correction といふ語よりも遙かに広い意味を含むものであつて、取引の前たると後たるを問はず、『調節する』*adjust* ことを意味する』二一 三頁

「エクローシア（任意的）について、ジアックソン氏は、これらに該當する正義の形態は、諸々の取引から起る非行の *rectification*（是正）のみであると主張してゐる。しかし、此解は當らぬ。何となれば、非行が一度生ずるときは、其取引（スナラグマ）は、直ちに、不任意的のものに變化するから。ア氏の與へた例を見ても、其れは、事前に、取引の諸條件を協定することに關してゐて、事後に、發生非行を是正（匡正）することには、關してゐないのである』と。同上 頁

グラント氏の解説は、少しく趣を異にしてゐる。曰く、ア氏は、茲に至つて、狹義の正義を分つて、配分の正義と匡正の正義の二となす。（中略）彼は、任意的諸取引 *tá ἐκούσια αυθαίρετα* 即ち、『賣買、消費貸借賣入、使用貸借預入、雇傭請負貸借』は、匡正の正義 *corrective justice* の目

に屬すること、不任意的諸取引と同じであると爲してゐる。彼が此く云ふ意は、此等の諸取引に際して行はれた諸々の不正義行爲の是正（匡正）は、匡正の正義によつて爲さるべきものなりとするにある。（後段）第五節に於いて、我々が見る通り、賣買は、幾何的比例の原則によつて支配されてあり、若しくは、支配さるべきものである。従つて、其れは、配分の正義の場合に類してゐるのである。（だつち）賣買（の行爲）が匡正の正義の下に持來されるのは、詐偽若しくは錯誤が發生した場合にのみ限るのであると。』一〇 八頁

此一條は、私が當面の問題とする『流通の正義』が、ア氏によりて、第三の別在なる正義と認められてゐるか否かを決定するに、甚だ重要な關係を有つところのものである。而して、幾多の先覺學者は、此一條に就いて、様々に、商量推究してゐるのである。其れらは、流通の正義其ものを取扱ふ段に至つて、其一端を示めす方が、讀者の會得をより容易からしめると思ふから、今は、唯だパーネット、グラント兩氏の對立説をあぐるに止めて置く。

以上を以て、ア氏正義論の第二章狹義の正義の本體とその諸性質の一應の紹介を終つた。それは私の本題に、直接の關係を有たぬが如くに見へたかも知れない。乍去、ア氏説

に對するマルクスの解釋の當否を吟味するについては、私は出来るだけ慎重に、而してまた出来るだけ根本的に考慮すべき義務を有つと信ずる。何となれば、マルクスのア氏評論は、決して尋常一樣の文獻的訓詁的閑葛藤を以て目すべきものではなく、深く、マルクスの學問の根柢を爲すものであると思ふから。此の意味に於いて、以上ア氏第一第二章についての吟味は、私が必ず爲さねばならぬ根本的仕事であつたと信ずる。

以下、私は出来るだけ簡単に、乍去慎重に、ア氏の第三—五章の吟味に進み入る。

十 同上第三章。『配分の正義』

第三章 配分の正義

先づ、ア氏の原文を出来るだけ、綿密に譯出して見る。

『不正義者とは、均等の原則を破る者の謂であり、不正の行爲とは、均等を破る行爲の謂である以上、二個の不均等の中間に位するものゝ存すべきは明かである。其れは即ち均等である。過多若くは過少の存する行爲に於いては——また同時に——均等の行爲が存すべ

き筈である。

不正義とは、不均等の謂であるならば、正義とは、均等の謂でなければならぬ。此れは議論を須たずして、誰人も認むるところであらう。

而して、均等は、同時に、中間的のものであるが故に、正義は、また一の中間的のものであるべきである。

均等と云ふことは、少くとも、其れが二つのものゝ間に存することを意味する。従つて正義は中間的のものであり、また均等のものであると共に、其れは、必然的に相對的のものであつて、或る人々に取つての正しいことであるべきである。

中間としては、過多と過少との二つの物の間に横はる。均等としては少くとも、それが相均からしむべき二つの物が存することを前提する。而して最後に、正義である限り、其れは少くとも、或る種の人々二人以上の存在を前提してゐる。

従つて、正義(配分の正義)は少くとも、四つの要項あることを前提するものである。何となれば、此正義の當てはまる當事者は、少くとも二人の人であり、而して、此正義が體現せられて、配分せられる對象は少くとも二個の物であるから。其れと同じく、正義と同一なる

均等は、當該の人々の均等、當該の物々の均等である。蓋し、二つの物の相互の關係は、二つの人の相互の關係である。人々が互に均等でないならば、彼等の受くる分け前も、また均等でないであらう。而して、其れが爲めに、相等しい者たちが不均等な分け前を得るとか、不均等な者たちが、均等な分前を得るとかの争や苦情が起る。

此の道理は、(物の側でなく物の配分を受ける)人々の功績の上から見ても同様である。(又譯、配分は各人の功績に従つて、これを爲すべきとの原則から見ても同様である)。何となれば、正しき配分とは、何かの意味に於ける功績^{△△△△△△△△△△}に従ふべきものなりとは、すべての人の認むるところであるから。

乍去この功績の標準を、何に求むべきかについては、政體の異なるに従つて、異つて解釋されてゐる。民主政國に於ては、自由の身分を以て其標準とし(自由民のみが、すべての財と名譽とを享受すべきものなりとし)寡頭政國に於いては、富又は高貴なる出自のみが、其標準たるべしと爲し、貴族政國に於いては、(個人的才能(徳性)のみが、其標準たるべしとしてゐる。

かくて、(配分の)正義は、或る比例に存することを知る。(其比例とは、單位いくつかを含むところの數の一性質ではなく、すべての算し得る大さ一般に具る一性質の謂である)。

比例とは、二つの關係の均等の謂であつて、少くとも、四箇の係數を有つものである。これは *proportio discreta* については、明白なことであるが、*proportio continua* についても、四箇の係數が入用である。何となれば、其れは、一の係數を二度使用し、これを、二箇の係數として取扱ふものであるから。例へば、線 A の線 B に於けるは、線 B の線 I に於けるに等しと云ふとき、線 B は二回用られるのであつて、係數は明かに四箇であるのである。

これと同様に、(配分の)正義は、少くとも、四個の要項を前提するものである。一の對偶間の關係は、他の對偶間の關係に均しい。一の對偶は、人と人との關係であり、他の對偶は物と物との間の關係である。何となれば、人と人との間と、物と物との間には、同様な差別が存するから。すなはち、A(人)の B(物)に於けるは、I(人)の Δ(物)に於けるが如くなりとすれば、其を言ひ換へて、A(人)の I(人)に於けるは、B(物)の Δ(物)に於けるが如しと言ひ得るが如くで

ある。』以上一三三頁
b 第六行まで

これにつゞく數節は、難解な此の第三章中にあつても、殊更らに難解なもので、恐らく錯簡脱漏、又は混入が著しい部分に屬するのであらう。私は、到底原文について、譯筆を下すことが出来ない。又た拉、佛、獨、英多數の譯本を其れれ、對校して見たけれども、何れも其れれ、の解釋を執つてゐて、これを調和せしめることが出来ない。よつて以下、重に最新譯たる ロッス氏の英譯を頼りとし、逐字的に譯出して見る。
但し記號の式はすべてア氏原文通りにあげる。

『されば、全體は、全體と、同じ比例に於いてある。 $A(x) + [B(x) + \Delta(x)]$ かく、配分の結果を對偶することは、(而して若しも各項がかく結合されるときは) 正しき結果を生ずる。

福田註。ガルヴェの譯は次の如し。『全體が全體に於けるが如く、部分は部分に對する。これらの關係が正しき配分を結び付ける。而して、それは茲に示めす通りに、これら關係が結び付けられるときに、生ずる。』パルテレーミー・サン・イレールの譯は次の如し。『從つて、要項二個の合計は、他の要項二個の合計と、同一の關係にある。而して分割した二項と、其れれ、其に從ふ二項とを加へれば、一部分と他の部分とから此の合計が作られる。此の法則に從つて、各項を相互に結合するとき、其合計は、完全に正義に合するものとなる。』

Aを「と、Bを△と結び合はすと、配分に於ける正義である。
イレールの譯、『配分の正義の典型である。』ガルヴェの譯、『配分の正義の作用である。』ロッス氏の註、『配分の正義の問題は、配分すべき名譽又は報酬を、配分に與るべき人々の功績相互の關係に應じた關係に立つところの諸々の部分に分割すること、これである。即ち $A(x) + [B(x) + \Delta(x)]$ とすれば、これを言

ひ換へて、 $A::B::A$ とすることが出来る。而してまた、これを結合させて、 $A+B::B+\Delta::A::B$ とすることも出来る。換言すれば、かく立てられた地位は、當事者たちの相對的功績に相應するものである。』

此種の正義は、中間的のものである。而して(これに對應する)不正義は、此の比例を破るものである。何となれば比例的とは中間的のことであり、而して、正義は、比例的のものであるから。
ガルヴェの譯、『此の正義は、二つの不正義、換言すれば、二つの非比例的な配分の間に位する中間である。』イレールの譯、何となれば、比例とは一の中間の謂であつて、これなくしては、二極端は、比例に持來され能はぬのである。而して、正義は常に比例的のものであるから。』

(數學者たちは、此種類の比例を、幾何的と名ける。何となれば、全體の全體に於けるは、一の部分が他の部分に於ける如くなりとは、其れが幾何的比例に於てあることを意味するから)。此の比例は *proportio continua* ではない。何となれば、我々は、一の人と一のものとの兩者を言表はすべき單一語を有たぬから。
ガルヴェの譯、『此の比例は、決して、相關的比例ではあり得ない。何となれば、數の上の於いて、比例に於ける同一の項を爲すものではないから。』

かく、(配分に於ける)正義は、比例的のものであり、不正義は、非比例的のものである。從つて、一の項は過多に、他の項は過少になり得ることは、實際上見るところである。即ち不正

を行ふ人は、財を過多に有ち、不正を行はれた人は、財を過少に有つ。(財の反對に)損害(善き財の反對に悪しき財)の場合には、其關係は右の反對となる。何となれば、より、少き損はより、大なる損に對しては、一の(善き財であり、より、小なる損は、より、大なる損より希はしいものであり、希はしいものは財であり、而してより、希はしいものは、より、大なる財であるが故に)。

以上が、正義の一種(たる配分の正義)である。以上一三頁、第二十四行まで

十一 バーンネット及グラント兩氏の解説

以上、私が辛ふじて譯出した第三章は、極めて難澁なものであつて、其解釋については、古來異説紛々たるのである。また、其の學問上の價值についても、極端から極端までの評價が行はれてゐる。或學者たちは、此配分の正義の一條は、プラトーンPlatoの其れとは、到底比較するを得ないもので學問上さまで重要視すべきものでないと主張し、他の學者たちは、其の正反對に、此一條は實に深遠な思惟の産物であると稱へてゐる。

經濟學の上に、此一條を活用することを試みたのは、前にも一言して置いた通り、實にノイマン教授に始まるのである。ノイマン教授の研究あつて、始めて紛々たる是非の論は若干の解決を見たと言ひ得る。少くとも、財政學の上に於いて、殊に租稅負擔原則の考究に於いて、ア氏の立論は極めて深い示唆を與へるものであることは、ノイマンの研究あつて以後、最早疑を容れないものと言つても大過ないと言ひ得ると私は思ふ。

バーネット氏は此の第三章の論旨を要約して次ぎの如く言つてゐる。「ア氏が先づ取扱ふものは配分の正義である。彼は中間の原則が此種の正義に適用することを示さんが爲めに、 $A:B::C:D$ $A=B$ $C=D$ 等比例を以て、此種の正義を言表す式と爲す。これは希臘人が『幾何的』比例と名けたところのものである。第二の正義は、普通、匡正の正義“corrective justice”と誤譯されてゐる。此誤譯はア氏立論を解釋するに方つて多くの混亂を惹き起した。此種の正義は *obligationes ex contractu* (契約から生ずる諸々の債務)を支配すること *obligationes ex delicto* (不法行爲から生ずる諸々の債務)を支配することである。茲に用られる語の *διορθεωσις* の眞の意味は、匡正(*επινομήσις*)手段によると否とを問はず「調節すること」であつて、スコラ學者がこれを譯して *iustitia directiva*

民法としたのは遙かにより、正確である。元より法廷の命によつて課せられた損害賠償や刑罰を調節する正義を名けて、匡正の正義 *iustitia correctiva* と呼び、商品の交換や其れに類する事項を調節する正義をトマンダクキノに従つて、流通の正義(?) *iustitia commutativa* と呼ぶのは、何等妨げないことであらう。しかし、此くすると、此兩者共にア氏に従へば同一の原則、即ち算術的比例の原則の應用にすぎぬ事實を不明瞭ならしめる嫌あるを免れない。

我々は、 $A-B = C-D$ と云ふ式を比例とは名けない。しかし、これはブサゴレイオイ學派で認められた *isodromes* (比例) の一であつて、アリストテレスの時代に在つては、其れは一般に *analogia* と呼ばれて居たのである。但し、其れは本來は幾何的比例のみに限られてゐたのであるけれども、『算術的比例』なる名稱を用ひて置くことは、我々にとつて便利であらう。』前掲書二〇三頁

私の此の小さい論文に取つて、此第三章が關係を有つのは、一に右バーネット氏の示した通り、幾何的比例と算術的比例との區別に關する點である。而して、其れのみが、マルクスのア氏解釋とも關聯してゐるのである。更らに、右バーネット氏の言は、後に論及するところの『流通の正義』別在肯定否定の吟味に關係を有つものであることを記憶し置かれんことを、讀者に希望して置かねばならぬ。

グラント氏の解説は、バーネット氏の其れよりも更らに詳細を極めてゐる。今其大要をあげて見よう。

『第三章は配分の正義を取扱つてゐる。其の要點は次ぎの如くである。正義は均等を含む。其意は、二つの物が均等であることのみでなく、正義の行はれる二人の人が均等であることこれである。即ち、それは四項より成る一の幾何的比例である。A Bを以て人とし、 $C \Delta$ を以つて配分せられる分前とすれば、AのBに於けるが如く、 C は Δ に於けるのでなければならぬ。而して、正しき配分から生ずる結果は、 $C + E$ の $B + D$ に於けるはAのBに對する元來の關係と、同一比に於てあらねばならぬ。換言すれば、配分の正義とは、各市民の功績に従つて、國家に於ける財産、名譽其他を配分することに存するものである。

ア氏の本文に於いては、明言はしてないけれども、此原則は (一) 現實的には國家によつ

て爲される報賞のすべての場合に適用され (二)理想的には財産の配分、社會上一切の表彰に對する一の統制原則として、より、廣き適用を有つものと見へる。此學說の歴史に關しては我々はそれが既にプラトーンによつて世界に支配する調和並に比例の大觀念に於いて描き出されてゐることを見出すのである。『ゴルギアス』五〇七E、並に『法律論』五五七B、参照。

配分並に匡正の正義てふ語が、アリストテレスの『政治學』に見へないことは、(此の區別並びに其れに關聯する論點は、事實に於いて、倫理學よりも、むしろ、より多く政治學に屬するにも拘らず注目に價する。乍去『配分の正義』てふ名稱こそ顯はれて居らぬけれども、其の觀念は、十分に『政治學』第三篇第九章に説かれてある。(中略)更らにまた『配分の正義』てふ概念は、プラトーンから一の概念として受取られ、アリストテレスによつて其の『政治學』に於いて更らに進んで研究せられたものが、ア氏體系の後の發展に於いて、彼の生涯の終期、又はユードモリスによる彼の説の祖述に於いて、一の套語に型化せられたものらしく見へる。』(中略)

ア氏の結論『政治學』第三篇第九章第十五節は曰く、「國家に於ける道德並に善行の共同資財に最も多く貢

獻するものは、他の種類の優越に其の要求を置く人々よりも、より、大なる分前を、公事の監督に於いて有する權能を持つものであると」。

十二 同上第四章。『匡正の正義』

第四章 匡正の正義

先づ前例を襲つて、ア氏の原文を譯出する。

「残る一つは、匡正的の其れであつて、其れは、任意並に非任意兩様の諸取引と關聯して起るものである。此種の正義は、前述のものとは異なる特殊の性質を有つものである。前段二〇頁既出

前に述べた、公共諸財の配分に關する正義(配分の正義)は、前述の種類の比例(即ち幾何的比例)に従ふものである。(何となれば、一の公共財團の共同資金について、配分を行ふ場合にも各員が其の共同資金に寄與した割合に應じて、其配分は行はれるものであるから)而して此場合に於ける不正義とは此の比例を破るものを稱して云ふのである、乍去人と

人との間に於ける諸取引(契約)に於ける正義は、同じく均等の一種であり、(其反對に不正義は不均等の一種である。しかし其均等は前述の比例(即ち幾何的比例)に従ふものでなく、算術的比例に従ふものである。此條、ロルフエスに従ふ。但し疑あり。)

何となれば、此場合に於いては當事者の身分の差は何の關係をも有たない。即ち善人が悪人を欺くも悪人が善人を欺くも一方が他方の財産又は妻女を奪ふ限りは、其間何等の差別は存しないから。法律は唯其の不正の行爲其ものの本質のみを眼中に置くので、其當事者は全く相均しいものとしてこれを取扱ふのである。即ち法律の認むる區別は、單に誰れが不正を働き、誰が不正を蒙つたか、誰が損害を與へ、誰がこれを蒙つたかの一事のみに存するのである。裁判官は其の不正義によつて惹き起された不均等を均等に導くのみである。例へば、一人が他人に傷を蒙らしめた場合、若くは一人が他を殺し、他が殺された場合には、其の被害と犯行とは、不均等に配分されたものである。裁判官は加害者の利益を奪ひ取る刑罰を課するによつて、此の場合均等を恢復するのである。何となれば、「損益」なる語は一般に此くの如き場合について用られるのであるから。但し、其れは

或場合については適當な語でないこともあらう。例へば他人を殴打する人を稱して利益を得たりと云ひ、殴打せられた人を稱して損を蒙つたと云ふが如きは妥當ではない。しかし被つた害の大きさを評價するに當つては、損得てふ語は妥當なりと云ひ得る。

過多と過少との中間は均等である。益と損とは、相互に反對の意味に於いて、過多であり過少である。即ち善のより多く、惡のより少いのは益であり、其反對善のより少く、惡のより多いのは損である。此兩者の中間は即ち均等であつて、これを正義と名くるのである。従つて匡正の正義は損と益との中間に存すと云ひ得るのである。

(匡正の正義は、均等の設定、換言すれば、一方の益と他方の損との中間の設定の謂に外ならぬのである。)従つて、人々は、(損益について)争を生ずるときは、裁判官の許へ赴くのである。裁判官の許へ赴くのは正義の恢復を求むるからである。何となれば裁判官は正義を權化する人格であるから。

而して人々は中間者(不偏不黨)たる裁判官を求め。而して或國々に於いては、彼等は裁判官を仲介者(中間)を興ふる者と呼ぶ。それは人々は中間的のものを得るは、正義を得る所以であると前提するからである。かく、裁判官は中間を興へるものであるから、正義はまた中間的のものであるべき筈である。

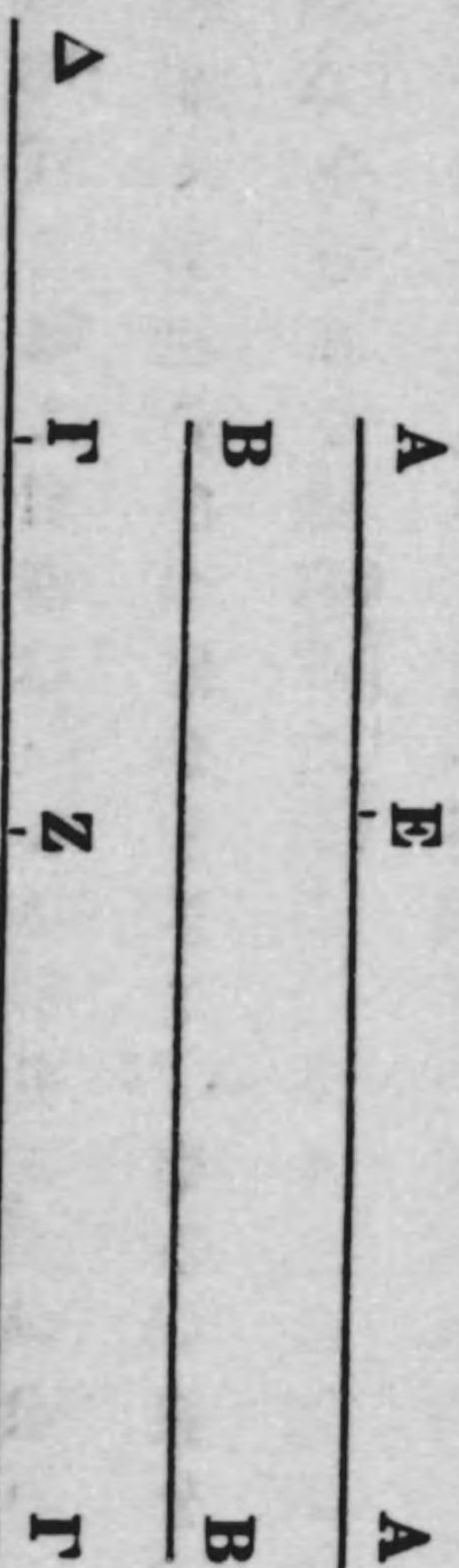
裁判官は均等を恢復する。これを譬へて云へば、二つの不等分に分割された一つの線について裁判官は半分を超過する部分から、其超過分を取り去つて、不足せる他の部分に加ふるが如きこれである。かくて、全體が二等分せられたとき、人々は各其の分を有つと云ふ。即ち各人は均しきものを有つの謂である。

均等は、算術的比例に従つて、過長線と過短線との中間的比例數たるものである。

従つてまた正義をデカイオン *dikaion* といふ。此語は二等分 *dyo* といふ語から來るのである。デカイオンはデハイオン *dikaion* に通ずる。而して裁判官デカステース *dikaistis* とは、二等分する人デハステース *dyoastis* の謂である。

二等分の一方から或るものを控除しこれを他方に加へるときは、他方は其分の二倍だけ一方を凌ぐことになる。また、一方から控除したまゝで、これを他方に加へないならば、他方は唯其部分一箇だけ一方を凌ぐのである。前の場合に於いては附加せられた方は、中間を凌ぐこと部分一箇であり、而して中間は取り去られた方を凌ぐことまた部分一箇たるべきである。これによつて、我々は過多を有つものから取り去らねばならぬ如くに、過少を有つものへは附加せねばならぬことを知るのである。即ち後者に對しては、中間がこれを凌ぐ分だけを附加せねばならず、前者に對しては、それが中間を凌ぐ分だけを取り去らねばならぬのである。

今此理を説明して見よう。



「アリストテレスの『流道の正義』」

AA BB ΓΓ 三線は相等しいものとする。AA線からAEなる部分を取り去り、ΓΓ線へΓΔなる部分を加へるとする。然るときはΔΓΓ線のEA線を凌ぐことは、ΓΔΓZ二箇分であり、BBを凌ぐことは、ΓΔ分である。以上一三三頁b
第九行に至る。

(此間の一句後章と重複す、省之)

さて、茲に用ゐた損益と云ふ語は任意的取引から來る語である。何となれば、己れの受く可き分より多くを得ることは、利益と呼ばれ、己れの本來分より少くを得ることは、損失と呼ばれるから。例へば、賣買、其他法律が當事者の自由決定を許す事項に於けるが如きこれである。これに反し、各人が過多にも過少にも受取らず、恰かも、己れに屬すべき分を受くるに止るときは、彼等は各其分を受けたりと云ひ、其間に損失も利益も存せざるものと云はれる。

故に、正義とは或種の利益と、或る種の損失との間の中間である。即ち、損を蒙る者に取つては不任意的なものである。それは取引の前に於いても、後に於いても、同様な分け前を有つことをいふのである。以上一三三頁b
第二十行に至る。

以上を以て第四章は終つてゐる。

十三 其の評釋

フエヒナーは、配分の主義と匡正の正義との區別を説いていふ。配分の正義は人々の間に財貨を配分することに關するものであるから、其の意味する均等とは、人と人との間に於ける關係に於いてのみあり得るものである。何となれば、諸々の財を、諸々の人に均等にするのでなく、財の人に對する關係を均等にするのであるから。(中略)即ち、均等の財が、均等の人々に、不均等の財が不均等の人々に分たると謂である。其の均等とは、諸財貨の數量、品質の均等の謂ではなく關係の均等の謂である。(中略)二つの關係の均等を、數學者は幾何的アナロジーと名けるところから、此の名稱を敷衍して、配分の正義にも、應用するのである。しかし、此場合決して連續比例は存せぬ。何となれば、一の人と一の客體との間には、決して絶對的な均等は成り立ち能はぬから。匡正の正義に於ける均等はこれに異なる。一三三頁b
第十五行此場合に於いては變化された状態を以前の配分的地位に引戻すことのみに關するのである。人々は其の價値に於いて全く同一のものとして止るので、要す

るところは、單に財貨の轉換これのみである。即ち一方の過多を、他方に移して均等を持ち來たすに止る。(中略)即ち、其れは單純に算術的の加除にのみよるものであつて、財貨の過多と過少、利益と損失とを均等ならしむるにすぎない。(中略)かくて、生じたる二つの全く均等なる大さの關係を名けて算術的アナロジーといふ。これが取りも直さず匡正の正義の持ち來すところである。一三二頁と。前掲書三三二頁二十九行

ツエラーも亦た粗ば同様なことを言ふ。曰く、配分の正義の掌る市民的利益並に共同財産の個人への配分の場合と、匡正の正義の掌る法律上の除去及障礙の場合と(今日の言葉で云へば、事公法に關する場合と、私法に關する場合と)では、事態が同一でない。元より、此二つの場合に於いて諸財貨の配分が均等の法則に従つて行はるべきは言ふまでもない。乍去、第一の場合に於いては、法律自ら各人が均しく多く受取るのではなく、各人は其の功績に應じて受取ることを要求する。従つて此場合に於ける配分は、幾何的比例に従つて行はれる。即ちAの功績のBの其れに於ける如くに、Aの受くる名譽、又は利益は、Bの受くる其れらに對すべきである。自註。これと同一のことは、公的負擔の配分についても、また言はるべきである。即ち、各人は其の負擔能力に應ずる分け前を其れに引受くべきである。但し、アリストテレスは此點に論及してゐない。福田註。此れ即ちノイマン教授が取つて以つて其の該博な研究の對象とした處である。

之れに反し、第二の場合、即ち一の法律上の非行が惹き起した障礙を匡正する場合、並に諸々の契約の場合には、各人の人格的功績は考慮に入らない。不正を爲した者は、不法に得た利益に相應するだけの不利益を甘受しなければならない。即ち、彼の利益から、不利を蒙つた人の損失に當る丈けのものを取り去らなければならぬ。これと同様に、賣買、貸借、雇傭、質貸借等についても、其間ふところは唯だ物の價值如何のみである。従つて、これらの場合には、算術的均等の原則が妥當する。即ち、過多に有つ者は、其過多の分を取去られ、兩當事者が均等に歸するようにするのである。交換契約に於いては、此の均等は價値の均等に存する。茲に長き註あり。其事後に論ず。(下略)前掲書六四一—六四二頁

グラントの解説は甚だ詳細を極めてゐる。今其の要旨をあげて見る。

第四章は、任意たると、不任意たるとを問はず、人と人との間の一切の取引に適用される匡正の正義を論ず。匡正の正義は、幾何的でなく、算術的比例の一原則の上に立つ。換言すれば、其れは、(當事者の)人格について、何等顧慮するところなく、其關係事例を不正損益の事例として取扱ふ。而して不正の損益を當事者間の均等の中間點まで持ち來す用を爲

すものである。正義は中間であり、裁判官は正義の権化の一種、一の仲介者、又は均等に分割する人である。原告と被告とを、均等に持ち來たす正義の作用は、二つの不均等なる線の均等化を以つて説明することを得る。但し、損失、利益てふ名稱は、商業から借り來つた單なる比喩語にすぎない。

匡正の正義と云ふ語 *ἡ ἀποδραστηρία* または、後に、第六節に於いて用られる語では、*ἡ ἐπιεική* *ὀφθαλμῶν δίκαιον* 其れ自らは、選を誤つた用語である。何となれば、其れは、唯だ、補償に對する諸原則を下すに止るが如くに見えて、不當であるから。かくて、其れは、我々の考察を不任意的取引のみに限局し、人と人との一切の取引(不任意たると任意たるとを問はず)に於ける正義の原則たるべきものを説明しないで終る嫌がある。此の第四章に於いては、初めには、任意的諸取引は、匡正の正義に屬すと云ひ置き乍ら、其後に於いて論ずるところは、單に、不任意取引に適用するものに限られてゐると云ふことは、注意に値することである。而して、最後に至つて曰く、こゝに用ゐた語は、任意取引からの比喩語であると。これによれば、任意取引は、全く別種に屬するものゝ如くに見える。しかし乍ら賣買並に、すべての

任意取引は、人格に何等の顧慮を拂ふものではなく而して其の故に民法及刑法と共通の或ものを有つと云ひ得よう。ペーコンは、『學問の進歩』の第二篇に於いて、以上二種の正義について *commutative* 及び *distributive* なる名の下に言及してゐる』と。前掲書 一—二頁

又曰く、『算術的比例とは、二個の極端項から等距離にある中間項又は均等點を言ひ表はす。即ち、六は、算術的比例に従へば、四と八の間の中間である。倫理學第二篇に於いては、それは、*μετὰ τοῦ πρῶτου* と呼ばれてゐる。其意は、人格に何等の顧慮を拂はずと云ふことである。ソコデ、匡正の正義は茲では、すべての場合を非人格的に、單に損益の一事件として取扱ひ、此兩者の間に中間點を見出すものであると言はれる。茲に人格を顧慮せずと云ふは、各人の道徳的價値を顧慮せずとの意である。何となれば、第五章第三—四節に於いて、我々は、人々の地位及び事情の考慮が、一の不正行爲から生じた損益の評価を左右すべく入り込むものとせられてゐるを見出すから。』前掲書 一—三頁

ヂカイオンとヂハイオンとの字義論については、グラント氏は、アリストテレースの説

は、誤なりとして云ふ。ヂケー *oim* てふ語の昔し概念は、判定、調停若くは正義の其れではなく、「示めす」訓示する「規制」「方法」等の其れであつたものと見へる。此語は *oim* てふ語幹から來る。此語幹は、*oim* と云ふ語に示されてゐる。これに當る拉丁語は *indico*, *index*, *index* (法律を示す人) 等である。前掲書 一四頁

又曰く、「すべての種類の商業に於いて、法律は各人が其能ふ限り利益を獲ることを許す。然るに、不任意の取引にあつては、法律は何等の利益を獲得することをも許さないのである。法律はすべてのものを、其の水準に引戻す。斯く法律が商取引に干渉せぬことは、若しこれを徹底すれば、自由貿易の原則となる。」同上

十四 バーネット氏の解

第四章の要點について、通行のものとは、著しく趣きを異にした解釋を下してゐるものは、バーネット氏である。今其説の大要をあげて見よう。

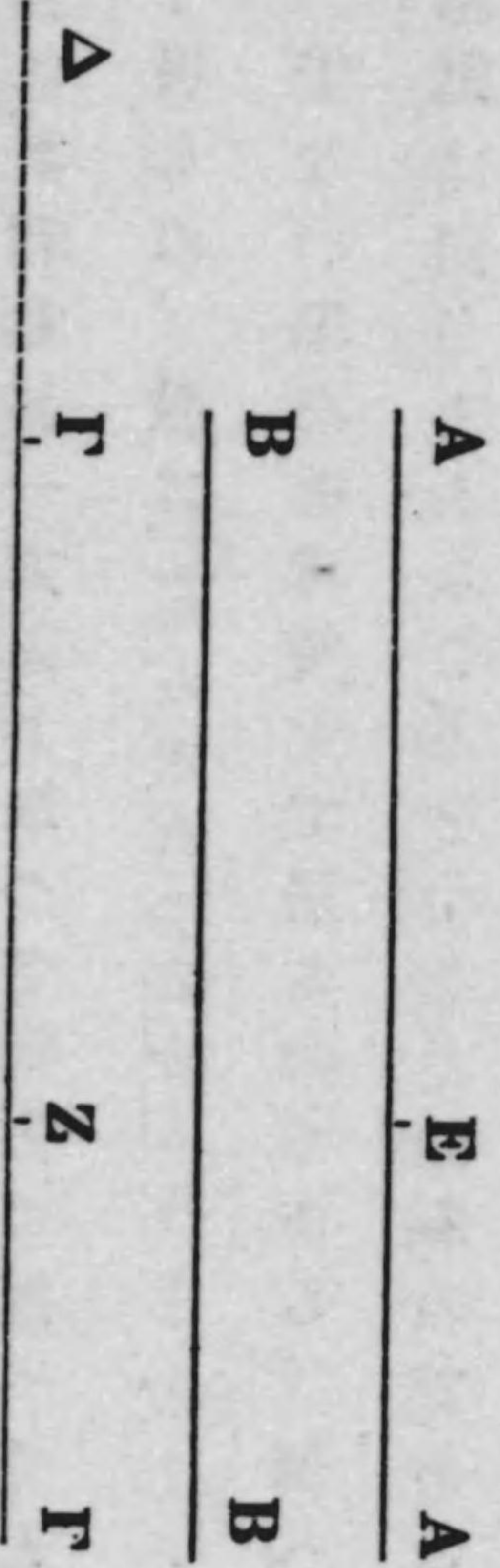
to rubos xai y napaicis とは、逐字的に云へば、「爲されること」と「爲すこと」の謂である。(中略)

此句は、プラトーン法律論八七六頁 福田註。D第 四―五行など 以下の極めて明瞭なる句を、甚しく壓搾した句であることは、未だ誰人も注意してゐないようである。プラトーンは、其條に於いては、裁判官の裁量の範圍を論じてゐるのである。(中略) 其處の例は、人を殺さうとして、傷を蒙らしむる場合である。此場合には、爲した非行 *adikia* は、加へられた(蒙つた)傷害 *blabos* に、遙かに超過するのである。此犯行者は殺人を以て罰せらるべきではない。さりとして、彼は單なる傷害罪のみを以て問はるべきでもない。彼は傷害の故を以て罰せらるべきであると共に、またまさに追放に値するのである。次には親を傷害する子の場合がある。此場合には、アヂキア *adikia* (非行)は、アセベイア *asebeia* (瀆神)を含むのであつて、其刑罰はまさに死刑たるべきである。要するに、此一節は、(含蓄の甚だ深いものであつて)細心の研究に値するものである。

「爲されること」と「爲すこと」とは、元より同一事を反面から見たことである。然るにも拘らず、此兩者は、不均等な部分に分割された一つの線によつて示されてある。通行の解釋では、此の不思議事を説くことは不可能である。これを説くには、單に一方から他方へ

移された不分割の一线たるを要するのである。かくして、兩方は不均一となるのである。然るに、此事については誰も何事も言つてゐない。(中略)裁判官は、Bの損失を補填すべく、Aを餘儀なくするのではない。裁判官の爲すところは、Aによつて爲された害が、Bの蒙つた損よりも大なるときは、Aは單に、其損を補償するよりも、より以上の大なる刑罰を受くるようにすることである。(中略)正義は均等であり、均等は過多と過少との中間である。従つて、(裁判官の下す)正しき判決は、犯行者に彼が與へた損害の額だけを課するのではなく、彼が他人に蒙らしめた損害と、彼が犯した非行との間の算術的中间を見出すのであらねばならぬ。即ち、プラトーンがあげた、他人を殺さんとして、其人を傷けた者の場合の例に當るのである。(中略)これを數學的に云へば、次ぎの如くなる。犯した罪と、其罪の爲めに蒙つた損失との割合は如何にあらうとも、正しき判決とは、Aは犯した罪と、其爲めに他人に蒙らしめた損害との間の算術的中间を支拂ひ、Bは其支拂を受くべしとすることこれでなければならぬ。例へば、犯した罪と、蒙つた害 $(\Gamma + \Delta) \parallel 10$ とせよ。而して $\Gamma \parallel 7$ $\Delta \parallel 3$ とせよ。(Γはケルドス *κερδος* (利益)として評價した不正、Δはゼーミア *ζημία* (損失)として評價した加害) 然るときは、A Bてふ當事者は、裁判官の前へ $A+7, B-3$ として立つ

のである。然るときは、 $(A+7)-(B-3)=(\Gamma+5)-(\Delta-5)$ と云ふ式によつて、均等が恢復されねばならぬのである。かくて、5は要せられた *μεσότης* (= *δυνατότης*) 中間 || 正義である。犯行と被害の合計量10が、如何に分たるゝとも、Aは常に算術的中间の二倍を有つのである。(中略) 犯行と被害AAが、如何に分たるゝとも、BB線は、常にAE線と、 $\Delta \Gamma$ 線との間の算術的中间である。従つて、それは、正義を表はす。ジャクソンは云ふ。此の例に於いては、 $\Gamma \Delta = \Gamma Z = AE$ であるべきである。然るに、アリストテレースが、其れを明言して居らぬのは、解し難いことである。しかし、其れは必要のないことである。アリストテレースは、(次ぎの如き描圖を眼前に置いて居たに相違ない。而して、其描圖に於いては、明かに $AE = \Gamma Z$ と描き出されて居て、其事をわざ／＼断るは餘計なことであつたのであらう。



それに反し、 $\Gamma \Delta = AE$ とするのは誤りである。何となれば、A氏の議論では、 $\Delta \Gamma = EA$ とす

るのみであつて、右とは全く異つて居るから。ア氏は、利益と損失とが均一なるならば、裁判官は、其利益を一方より取つて、他方に返へさねばならぬてふ明白な事實を明瞭に説示して居らぬ。彼は、(此の明白な場合よりも)むしろ、より、興味ある場合、即ち利益と損失とが均一でない場合を考究して居るのである。例へば、合計10なる數を、如何様に分割するとも、原則は同じであることを示して居るのである。即ち、例へば $17-10=10-3$ 、又は $16-10=10-4$ 、又は $15-10=10-5$ 、又は $14-10=10-6$ などの式が存し得る。これらすべての場合に於いて、10が正義を言表はすものなることを、ア氏は説いてゐるのである。

損失(ゼーミア)利益(ケルドス)てふ兩語は、最後に至つて任意取引から不任意取引に轉置せられてゐる。即ちこれによつて、我々は此兩種の取引は、共に同一種の正義に屬するものとせられることを推測すべき、強き理由を有つのである。以上前掲書二一九頁から二二二頁までについて抄出す

右パーネット氏の解説は一見奇抜に過ぐるが如くである。乍去、アリストテレーヌの眞意は、むしろこれによりて、より鮮明に、より妥當に展開せられてゐると思ふ。フェヒナ、ツエラー並にグラント諸氏の解釋は無論一通りの説明を下したものとて誤つては

居るまい。しかし、錯簡、誤脱、混入等の爲めに難澁なものとなつてゐるア氏説の眞面目を描出するについては、一通り以上の考慮を要する。バ氏の説くところを以つてしても、全くは疑點を止めざるものではないけれども、それは儘かに、一頭地を抜いた見解を披瀝したと云はねばならぬと思ふ。其點は、後に至つて、再論するであらう。

以上を以つて、第四章の要領を紹介し終つた。其最後の二節は、『流通の正義』別在肯定否定兩論の吟味に、最も密接は關係を有つものである。しかし、其吟味は後に至つて一括して、これを試みる方が、讀者の諒解を容易ならしめ得るに便なりと思ふが故に、姑くこれを措き、以下私は愈々私の本題とするところの『流通の正義』に關するア氏論をのせた最後の章たる第五章について、少し具かに紹介することを努めよう。

十五 同上第五章。『流通の正義』

第五章 流通の正義

嚴密にア氏の文を移し出す爲めに、節分けにして譯文をかゝげて見る。

(一)さて、ある人々は何等の限定なき報復(τὸ ἀντιμισθίου ἀρκίον)を以て正義なりとする。例へば、プサゴレオイ學派の如きこれである。何となれば、彼等は正義を以て單に隣人に對する報復なりと定義してゐるから。

(二)作去單純なる報復は、配分の正義とも、また、匡正の正義とも相合致するものではない。(三)然るに、人は、ラダマンスオスの正義を、此意味に解釋して、「人が其の爲したることについて惱むのは、正しき正義に合ふことである」といふ。(二目を以て一目を償ひ、一齒を以て一齒を償ふの意)。

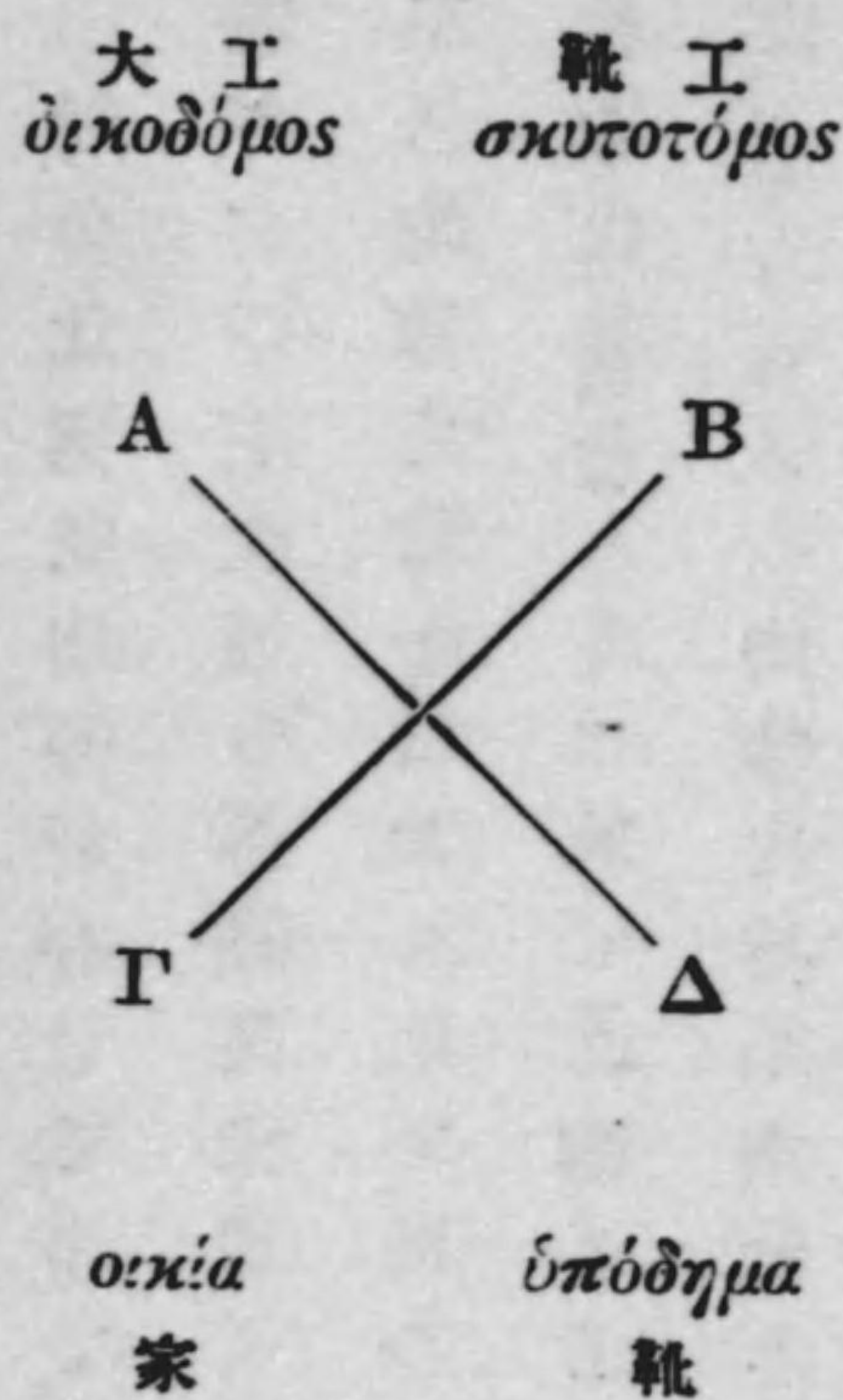
(四)何となれば、多くの場合に於いて、單なる報復と匡正の正義とは一致しないものであるから。例へば、(第一の場合)アルホンテス(官吏)が人を傷害した場合、報復として、其のアルホンテスに傷を蒙らしむべきでない。反對に、或人がアルホンテスを傷害した場合、其犯人には單に傷を蒙らしめて報復するに止めず、それに刑罰を附加すべきである。

(五)(第二の場合)更らに、任意の行爲と、不任意の行爲との間には大なる差異が存する。

(六)流通社會にあつては、(Τὴν κοινωσίαν τῶν ἀλλοτρίων) (任意的取引にあつてはの意) 此の種類の正義即ち報復は、人と人とを結び付ける連帶である。——即ち、それは、一の比例に基づく

報復であつて、(嚴密なる均等の報酬に基づく報復ではない。何となれば、一のポリス(國家社會)を結束するものは、比例的報酬の原則であるから。人々は、惡に報ゆるに惡を以てするか、善に報ゆるに善を以てするかを欲する。前者を爲し能はざるときは、人々は自己の地位を以て奴隸に異ならぬものと考へよう。後者を爲し能はざるときは、人々は相互を結び付くべき流通行爲其ものを營むこと能はずと考へるだらう。

(七)これ故に、人民かハリス(恩惠神の殿堂を建て、奉仕の報復を奨励するのである。蓋し、ハリス神の特性は次の一事であるから。我々は、我々に、ハリス(恩惠)を與へたものに報復として奉仕すべく、而して、他人に恩惠を授くるに於いて、また第一人者たるを勉むべきものであると。



一 アリストテレスの『流通の正義』

(八)我々は正方形の兩對角の結合によつて、比例的報酬を見出すことが出来る。

Aを大工、Bを靴工、Fを家、Δを靴とせよ。大工は靴工から其製品を受け、これに換へて、自己の製品を與へねばならぬ。此場合、若し始に、兩

者の財の比例的均等が存してゐて、而して、これについて相互交換の行爲が起つたのならば、我々が示した通りの結果は得られるであらう。反對に然らざる場合には、其取引は（始めから均等でなかつたもので、従つてそれは妥當でない。何となれば、一方の仕事が、他方の仕事に（價值の上に於いて）勝ることあり得るを妨ぐ可き何物も存しないから。従て、兩者は、先づ初めに均等に持ち來たされてあらねばならぬのである。

（九）此道理は（獨り大工と靴工とについてのみならず）他の業についても同じことである。何となれば、一方の與ふところ、（作り出すところ、爲すところ）が、他方の求むるところ、（受くるところ、要むるところ、爲されるところ）と、まさに同様で、其分量や種類も同一でなかつたならば、靴等は滅亡するであらうから。醫者と醫者との間には流通は起らぬ。醫者と農夫との間には流通は起る。一般に、流通は相均しき者の間に起らず、互に相異なる者同志の間に行はれる。何となれば、相異なる者たちこそ、均等に持ち來たされることを要するものであるから。

（十）これ即ち、交換されるものは、すべて何等かの方法に於いて、通約的（相比較し得べきもの）でなければならぬ所以である。此目的の爲めに、貨幣の使用は起つたので、而して貨幣は

ある意味に於いて、一つの仲介者となる。何となれば、貨幣はすべての物を測り、従つてまた物の過不足を測る——例へば、一戸の家又は一定量の食料に對しては、何個の靴が均等であるかを測るが如きこれである。一戸の家（若くは一定量の食料）に對して交換せられる靴の箇數は、大工の靴工に對する比例に相應せねばならぬ。若し左様でないならば、交換も流通も成立たないであらう。而して、此の比例は諸財が何等かの方法によつて均等なるにあらざる限り、成立しないであらう。

（十一）即ち、前すでに述べた通り、すべての財貨は、何か或る一物によつて測られるのでなければならぬ。此の評價の單位は、眞實に於いては、需要（*Need*）である。需要は、すべての物を結び付ける。（何となれば、若し人々が、相互に他人の物を要すること全くこれなきか、若しくは均等に相互の物を要することがないならば、交換は全く成立たないか、若しくは相互間同等の交換は成立たないであらうから）。しかし乍ら、貨幣は、（唯だ）便宜上設定せられた一種の需要代表物であるのである。これ、其れが、ノミスマ *nomisma*（貨幣）と呼ばれる所以である。其意は自然的に存在するものでなく、ノモス *nomos*（法律）によつて成立したものである。其意は自然的に存在するものでなく、ノモス *nomos*（法律）によつて成立したものである。といふことで、而して、これを變化せしめ、竝にこれを廢止することは、我々の權能内に存す

本文の通りに、
譯出して見た。

(十四) さり乍ら、將來の交換について、或人が或物を現在に於いては要せざる場合ありとせよ。此場合には、貨幣は、其人が、それを要するに至るとき、これを得ることを得せしめる保障となるものである。何となれば、貨幣を其手に有して居りさへすれば、其人は、何物にても、己れの望むところのものを取る可き機能を有つものであるから。元より、貨幣について、他の貨物と同様なことが行はれる。即ち、これに對する需要は、必ずしも、常に同一ではない。(グラント並にロックス兩氏は貨幣の價值は常に同一でないを譯す。私はバーネツト氏に從つて其れを需要とする方が正しいと思ふ) 乍去、貨幣は、他の貨物に比すれば、より、固定的なる傾向を有するものである。

(十五) 其の故に、すべての貨物は一定の價格を附與せられてあらねばならぬのである。(即ち公定價格のことで、市場の取引によらざる價格の意) かくてこそ、交換は常に可能であり、從てまた人と人との間に流通が成立し得るのである。かく貨幣は一の尺度として働いて、すべての財を通約的ならしめ、而して、すべての財を均等ならしめるのである。蓋

し、交換が行はれなければ流通は成立たず、均等がなければ交換は行はれず、通約性が成立たなければ均等は行はれないからである。さて、眞實に於いて、かく多くの相異なる諸物が通約的となることは、不可能なことである。乍去、需要の立場から見れば、相應に可能である(*προς δε τῆς ὑπερῆρας ἰσότητος*) (通約には) 單位となるものがなければならぬ。而して、それは合意によつて定められたものでなければならぬ。(亦るが故にこれをノミスマ(貨幣)と名く。) 何となれば、すべての物は、貨幣を以て測られ、これによつて通約せられるから。Aを一户の家屋、Bを貨幣十ムナイ、Fを一個の寢床とせよ。今、其家屋が五ムナイを値し、即ちこれと均等なりとするときは、AはBの半に當る。而して、寢床FはBの十分の一に當つて居るとすれば、寢床何箇が家屋一户に當るかは明白である。其れは、即ち、五箇である。(十六) 貨幣の存するに至りし以前にも、交換は、此くの如くにして行はれたことは、明瞭である。一户の家屋に對するものが、五箇の寢床であらうとも、又は、五箇の寢床に當るだけのものであらうとも、其間些も異るところはないから。』以上一三三b
第二十八行まで

第五章は、猶ほ繼續してゐる。しかし、私の問題とするところに關係ある條は、以上を以て盡きてゐるのである。何となれば、其れだけが、マルクスによつて其の評論の對象とせ

られたもので、而して同時に、また、A氏の流通の正義論の中核を爲すものであるから。

十六 ロッス氏の解

ロッス氏は第四章のAとIと、BとΔとの結合は正しき配分を示めすとあるを説いていふ。

配分の正義は、配分せらるべき名譽または報酬を、其れ／＼部分に分ち、其各部分相互は、其分け前に與る人々の功績の比例に應ずる様にすべきである。即ち、 $A(\text{罪一}) : B(\text{罪二}) : I(\text{罪一}) : B(\text{罪二}) : \Delta(\text{罪二})$ であり、これを轉置すれば、 $A : I : B : \Delta$ となり、更らに、これを結合すれば、 $A+I : B+\Delta :: A : B$ となる。換言すれば、かくて立てられた地位は、各當事者の相對的功績に應ずるものであると。

次に、氏は、匡正の正義に進み入つて、説いていふ。匡正の正義の問題は、刑罰其ものとは、何等の關係ないものである。其れは、損害を賠償することによつて、爲された害を匡正するのみである。換言すれば、匡正の正義とは、民事法廷の問題であつて、刑事法廷の問題ではない。各當事者は、法廷に於いては、全く均等の者として取扱はれる(何となれば、法廷は

道德を掌るところでないから)。而して、不正行爲は、其行爲者に與へた利益と、其被害者に加へられた損失とを、均等のものとして計算する。即ち、不正行爲は、AをA+Iの地位に、BをB-Iの地位に持ち來たす。裁判官は、即ち、此兩者の間に、算術的中间を見出すを職分とする。彼れは、IをAからBへ移すことによつて、これを爲す。かくてAをBと取扱つて、我々は、次の如き算術的『比例』を得るのである。

$$(A+I)-(A+I-I)=(A+I-I)-(B-I)$$

$$(A+I)-(B-I+I)=(B-I+I)-(B-I)$$

以上一三三脚註
並に一一三二a脚註

かくて、ロッス氏は、流通の正義の章に入つてから言ふ。『比例的報復』の作用に關するアリストテレースの説明は、甚だ明瞭なものとは云ひ難いが、其眞意は、次ぎの如くであらうと思ふ。AとBとは異なる業に従事するものとする。而して、通例、其價値の度合は異なるものであらう。従つて、此兩者の製品は、不均等な價値を有するものであらう。換言すれば、(但しアリストテレースは此問題を明白に時の問題に還元はしないが)

$A = nB$ ならば、 $\Gamma(A)$ が例へば、一時間に仕上ぐるところの仕事は $\Delta(B)$ が一時間に仕上ぐるところの n 倍の価値を有するであらう。此場合、公平な交換とは A が Δ を得、 B が Γ を得ることを意味する。言葉を換へて云へば、 A が一時間かゝつて仕上げたものに代へて、 B が n 時間費やして作ったものを得るとき、其交換は公平なのである。^{a 脚註 一一三三}

交換後の状態について、比例を立てゝはならぬ、交換前各當事者が未だ各其の製品を有つてゐる状態について、其れを立てねばならぬ云々の句を、ロツス氏は解いていふ。此の A 氏の一言は多くの困難を惹き起したが、其れは、第九章第一節と照合すれば、説き得るように思ふ。(中略) 其れによれば、 A 氏の意味は、次ぎの如くであらねばならぬ。交換を行ふに方つて、勝手次第な額を受授し置いて、然る後に其當事者を比例圖に持ち來たす様であつてはならぬ。何となれば、左様するとき、各人は、他人に與へた己れの品物を、不當に高く評價し、反對に、他人から受取つた品物を、不當に安く評價するであらう。而して、其行ふところの調節は、當事者らの懸引の技倆によつて、左右せられるであらう。かくて、一方の得るところは、超過分二個を有つことにならう。何となれば、彼れの得るところは、中間

240342

を超ゆる一分であり、其相手方の得るところは、中間より不足なること一分であるから。^{a 一一三三}
^{b 一一三三} 故に、唯一の公平なる方法は、各當事者が、己れの物と、他人の物とを評價するは、交換を行ふ以前に於いてし、其評價に基いて、可能なる合意に到達すること、これである。^{b 脚註 一一三三}

今ロツス氏の解説は、甚だ簡單ではあるが、 A 氏の眞意を明かにするに、一の助けとなるものである。但し、私は氏の匡正の正義の解釋と、比例的報償についての其れとは、多少無理があるのではないかと思ふ。

十七 グラント氏の解

グラント氏は第五章の要旨を指摘していふ。此一章は、正義に關するアサゴレオイ學派の定義の批評から論を起し、彼等が『正義は報復なり』とする定義の不十分なることを指摘し、續いて、國家に於いて行はるゝ報復の法則に關して、興味ある討論を開始する。而して云ふ、比例的報復、即ち奉仕の交換は、社會を結び付ける連帶である。比例の法則は交換

を統制する。而して、最も異様なる産物の價值を定める。貨幣は價值を測り又た言ひ表はす。而して、單なる物々交換を、商業に轉化せしめると。前掲書 一六頁

グ氏は、更らに各條を次ぎの如くに註解する。

ピサゴレオイ學派の正義に關する見解の不十分なるは、疑もなく、單に、彼等の不完全なる論理的方法の爲めのみでなく、當事の政治及社會思想の未熟なりしが爲めである。(中略)

ア氏は、地位もまた、財産の一種なりと做すものである。其れは、個人的善惡の問題ではない。福田註。多くの英獨佛譯本に此條を單に「殴打 beat, schlagen, knupper」とするは、誤りと思ふ。これは「傷害」でなければならぬのである。せられるときは、(其地位の關係から)一兵卒が其報復として傷害せられるよりも、失ふところは多い。従つて、(單に)報復しただけでは、正義とはならぬと云ふのである。

相互的需要が、社會の基礎たることについては、プラトーンも、其『國家論』三六九bに於いて説いて居る。此原則を認識することは、經濟學の黎明と云つて宜しいだらう。此れか

らして、アリストテレースは、幾多の結論を導き出してゐる。即ち、價值、價格、貨幣に關するものこれである。ア氏の此れらの論は、タトへ其梗概を示したにはすぎぬとも、彼れの名にふさわしいものであり、興味深きものである。但し、價值の法則と正義の他の種類との關係は、説かれてない。

ア氏は、一平方形の對角の結び付けは、比例的報酬を示めすと云つて居る。對角の結合は、各生産者に與ふるに、他人の生産物を以てする。而して、これによつて、交換が成立つ。しかし、其交換物其れ其れの價值は、先づ設定せられねばならぬ。然らざれば、公平な交換は成立ち得ぬ。此場合を支配する價值の法則は如何なるものであるか。アリストテレースは、第十節に於いて、これを示してゐる。曰く大工(又は農夫)が、靴工に對する如く、靴何箇が家一戸又は食物若干量に對してあるのでなければならぬと。言ひ換へれば、製品の價值は、それ[△]に費や[△]された[△]労働の[△]品質[△]によつて決せられる。茲に、アリストテレースが、農夫の品質と靴工の品質の間に下した種類の比較は、人格的品位に關する或る希臘的概念並に *Baivoria* (手先労働、手工業)の嫌忌と關係あるものと見へる。しかし、後節に至つて、

經濟學(現代の)により善く合致する一見解が取られて居る——何となれば、其處では、すべての産物は、一の標準によつて測られねばならぬ。而して、此標準は、眞實に於いては、需要(χρεια)なりと明言してあるから。故に、一戸の家屋に對して、何箇の靴が與へらるべきかを定むるものは、需要換言すれば、市場の懸引 *higgling of the market* これである。然し、其結果、*παιδιὰ καὶ ἀνδράσιν ἕκαστος ἔχει τὴν ἰδίαν ἀνάγκην* (各々其の必要あり) が、*παιδὶ καὶ ἀνδρὶ ἕκαστος ἔχει τὴν ἰδίαν ἀνάγκην* (各々其の必要あり) の對する關係は、當初に於いて、大工が靴工に對してありし關係と等しかるべきである。換言すれば、各生産者は、各其分を得たのであらねばならぬ。——一九頁

第九節に於いて、分業各業の相互依頼關係、需要供給相關の理等は、よく説かれてある。此節に於ける『爲すこと』と『爲されること』(「バーネット氏は此兩語は今日の語で云へば『需要』『供給』に當ると云ふ) *ποιεῖν* と *παύειν* なる兩語は、恐らく、此章の主題たる報復 *ἐπιμετρήσεις* と何等かの關係を有つものと思はる。

第十一節は、貨幣について、甚だ勝れた定義を下してゐるが、これは、必ずしも、アリストテレスに始るのではない。プラトーンも、同様に其『國家論』三七一Bに於いて言つてゐる。本章は、重複によつて紊されてゐる。即ち價値の法則は、第十節と第十二節とに、繰返して説かれてゐる。

第十二節は、甚だ難澁な章であるが、それは、商取引に於ける過程を記述したものである。其れは、次ぎの如くであらう。異なつた種類の諸生産の間に、相互の需要がある。彼等の生産物は均等化せられることを要する。これを爲すには、諸生産物を、反比例の一標準に持ち來たすことを要する。即ち、一農夫の一靴工に於けるが如く、靴は食料品に對立せねばならぬ。例へば、農夫の労働が、靴工の労働よりも、五倍丈け善いものならば、*πενταπλασίονος ἀνάγκης ἔχει ὁ ἀγροῦντις ἢ ὁ ὑπόδημα κατασκευάζων* (農夫の必要は靴工の五倍である) とされねばならぬ。此の均等化の過程が成立した上にて——それは、需要又は市場の懸引によつて爲される——始めて、單純なる報復即ち *εἰς for tat* が始まる。一の交換が成し終られたる後、換言すれば、一物の價格が一度、貨幣によつて表現された後は、最早『労働の品質』如何を論すべきではない。また、何れの當事者も、『労働の品質』を言前として、何等の要求を提出すべきではない。若し、其れを許すなら、其人は兩個の優越、即ち、彼れ自らの相手

方に對する優越(勞働の質の優越)と、彼の生産品の相手方の生産品に對する優越とを占むることになるであらう。彼は既に價格の上に於いて優越を占めて、彼の勞働の優れたる品質を認めさせて置き乍ら、猶其上に彼の勞働其ものの優越を認めよと要求するのは、一つのものを二度計上せよと云ふことになる。一物の價値は、それが賣られた後に定めらるべきではないと、云ふことを主張するのは無用である。むしろ、各品物が既に市場に上つた後、而して、其れに對して、一定の價格が定められた後は、生産についての考慮は停止すべきである。

アリストテレスの此章の言は、明晰でないが、以上解説したところを以つて、其眞意と認むべしと思ふ。

第十五節貨幣は便宜上設定せられたものであることについては、アリストテレスは、政治學第一篇第九章第二節に、力強く、これを論じてゐる。

第十六節商業の起源は、ア氏の此節の言に基いて、パウルスが詳論してゐる。

以上一二二頁
までから抄録

十八 二つの仕事

以上を以て、ア氏の狹義の正義の三種、配分の正義、匡正の正義、並びに、流通の正義に關する發言の全部を紹介し終つた。私は、出来る丈け、細心の注意を以て、一言一句をも洩さぬやう、また、原意に戻らぬやう、各種の譯本や註解を頼りとして、譯筆を下したのであるけれども、度々斷つて置いたように、ニコマホース倫理の第五篇は、甚だ難解なるを以つて知られて居るものであり、而して、箇所によつては、明かに、錯簡、混亂が存するものであるから、私の譯文は、或は、甚しい誤謬を含んでゐるかも知れないのである。また、諸註釋家に誤ありて、私は、それを知らず、または氣が付かずして、其儘に、これを傳へてゐるかも知れないのである。故に私は、綿密に、私の出典をあげて置いた。其れによつて、先覺學者の叱正を得られることあらば、幸此上もない次第である。

さて、私に残された仕事は、二つある。第一は、ア氏の狹義の正義は、配分、匡正の二つからのみ成り立つものであつて、更に第三の正義として、流通の正義なるものを認む可からず

とする學者たちの見解の吟味これである。第二は、以上私が紹介したア氏の説に對するマルクスの解釋並びにこれに對する彼の評論の當否の吟味これである。

以下、順を追ふて、これらの吟味について、極めて簡単に筆録しよう。但し、私に残された仕事に比しては私に残された紙数は、今や極めて僅かなるものとなつて仕舞つてゐる。故に、私の吟味は、極めて、簡単に、其の梗概のみをあぐるに止めなくてはならぬ。

前段 前段一九
一二三頁 にあげて置いた通り、ツエラー及ヒルデンプランド兩氏は、グラント氏と同じく、ア氏第四章冒頭の一句「残る一つは匡正的の其れであつて」云々を以て、流通の正義を、第三種として別在するものと認めない理由として居る。これはさまで重要な議論でないことは、すでに述べた。重要なのは、兩氏が第二の理由とするところのもの、これである。即ち、ア氏は「匡正の正義」を論ずるに方つて、諸々の任意的取引をあげ、就中、重なる流通行爲として、賣買、貸借、雇傭及貸借等を指摘してゐる云々といふ一點これである。パーネット氏もまた、前段
二二三頁 匡正の正義は、不任意の諸行爲に適用せられるのみでなく、同時に

また、任意の諸行爲にも適用することを意味してゐる云々と主張して、粗ぼ、ツエラー、ヒルデンプランド兩氏と同様の見解を取つてゐるのである。

ところが、これについては、プフェンドルフ 前段
二四頁 は、夙に、第三種の正義としての「流通の正義」の別在を、明かに認めて、左の通り言つてゐることを見出すのである。

“Quae ad omnes homines pertinet particularis iustitiae tres facit species.”

“Tertia iustitiae species ipsi est rō dypareceporōs, retaliatio.

Loc. cit. p. 120. Iib. I. Cap. VII §12.

「すべての人に關する狭義の正義は、三種より成る」

「第三種の正義は、報復(レタリアチオ)これである」

前掲書一二〇頁第一篇
第七章第十二節

而して、此のプフェンドルフ説は、有名な哲學史家のトレンデレンブルヒの承繼するところであつて、更らに、フェヒナー、ブラントル兩氏も、別の立場から、同様の説を執つてゐるのである。ノイマン教授は、トレンデレンブルヒの解は、ツエラーによつて破られたりとは

するけれども、プフェンドルフ其人の説は、遙かに、其れに勝つて正しいものであると主張してゐるのである。前掲論文
五三六頁

今私は、アリストテレース其人の説を商量することによつて、此問題に關する、私の淺薄な見解を述べて見る。但し、大體に於いてはツエラー、ノイマン、フエヒナー、ブランドル、而して、バーネットを頼りとするものなるは、言ふまでもない。(ブランドル氏説も、若干参照して。)

先づ、ノイマンは、ツエラー及ヒルデンブランドの此の第二點なるものは、次の考察によつて打破らるべしといふ。

「匡正の正義は、賣買、貸借、雇傭及貸借等の任意取引にも適用せられるから、これらについての独自の正義なるものは認められぬと云ふが、此れらの任意の決定から生ずる諸取引が、侵害されたときは、それは勿論、匡正の正義によつて、支配さるべきである。アリスト

テレースの意味するところは、それである」と。前掲論文
五三四頁。

此點は、バーネット及びブランド兩氏も、また、これを論じて居る。即ち、バーネットは、前六〇頁「非行が一度生ずるときは、其取引(スナラグラマ)は、直ちに、不任意的のものに變化する。ア氏の與へた例を見ても、其れは、事前に取引の諸條件を協定することに關してゐて、事後に、發生非行を是正(匡正)することには、關してゐないのである」といひ、ブランドは「彼ア氏」が、此く云ふ意は、此等の諸取引に際して行はれた諸々の不正義行爲の是正(匡正)は、匡正の正義によつて爲さるべきものなりとするにある。(後段第五節に於いて、我々が見る通り、賣買は、幾何的比例の原則によつて支配されてあり、若しくは、支配さるべきものである。従つて、其れは、配分の正義の場合に類してゐるのである。(だから、賣買の行爲が、匡正の正義の下に持ち來たされるのは、詐偽若しくは錯誤が發生した場合にのみ限るのである)といつてをすることは、すでに、前段頁六一に紹介して置いたところである。

即ちブランドによれば

賣買其他の不正の行はるゝ場合 (不任意取引に變化す) || 匡正の正義 || 算術的比例
 任意取引 不正の行はれざる場合 (即ち常正の場合) || 配分の正義 || 幾何的比例
 となるのである。

十九 『任意行爲』と『不任意行爲』

茲に、ア氏第四章の最末句が問題となる。曰く、『故に、正義とは、或種の利益と、或種の損失との中間である。即ち、損を蒙むる者に取つては、不[△]任[△]意[△]的[△]なものである。それは、取引の前に於ても、後に於いても、同様な分け前を有つことを云ふのである』^{一三二b 第十八—二十行}

今其原文をあげて見る、

*διὰ κέρους τῶν καὶ ἤγους μέρους τὸ δίκαιον ἔστι τῶν
 παρὰ τὸ ἔκνομον, τὸ ἴσον ἔχει καὶ πρῶτερον καὶ ἕστερον*

右の内 τῶν παρὰ τὸ ἔκνομον ても句を、バーネットは τῶν ἐν τοῖς ἀκροῖσις ἀναλλήπτων, in obligatio-

nibus ex delicto (不法行爲より起る諸債務に於いて)と解く可しと云つてゐる。^{二三三} 而して、氏は附言していふ。任意的取引については、次章に於いて論じてあるが、其理は全く同一である。^{同上}

即ち、此句によりて、前段の考察は裏書されるのである。何となれば、不法行爲より起る諸債務は、不任意的なものであつて、それについては、匡正の正義が支配し、算術的メソソ(中間)を得ることが本旨であることは、ア氏が、斯く明言してゐるに徴して、一點の疑の容るべきものがないから。

言葉を改めて云へば、不正の行はるゝ場合には、流通行爲は、不任意行爲となり、其諸關係は、明かに、匡正の正義の領域に落ち來ることについては、ア氏の説くところに、何ら疑は存しないのである。故に、これについて、算術的アナロジのみが適用することも亦明々白白なのである。

従つて、また、此場合について、流通の正義の別在を否認する論據を見出さうとするのは、決して妥當なりと云ふべからざること、一點の疑を容れないのである。かるが故に、ツエラー、ヒルデンブランド諸氏は、ア氏は、匡正の正義を論ずるに方つて、流通行爲をあげてゐる云々と主張するのは、少しも、流通の正義別在否定の論據たる力を有たぬものなりと思ふ。何となれば、ア氏は、此條に於いては明かに匡正の正義の支配下に立つものとしての、侵害せられたる、不正行爲の行はれたる流通行爲、即ち、最早任意行爲でなく、不任意行爲としての *obligationibus ex delicto* に變化し終つたものについて、言つてゐるのであつて、常正の流通行爲、任意取引としての其れ、何等不正行爲の行はれざる其れのことを言つてゐるのではないから。従つて、ツエラー、ヒルデンブランド氏等が「匡正の正義の中には、私經濟的流通の諸關係は含まれてゐる」云々前二頁と斷言してゐるのは、これを首肯することが、出來ないのである。

然らば、不正行爲の行はれざる常正の流通行爲についてのみ、流通の正義別在、不別在の問題が存するものなることは、明かであらう。

さて、此の場合については、商量すべきア氏の發言は、前後數箇條に涉つて存することが見出されるのである。

パーネット氏は、前段にあげて置いた通り、「損失、利益てふ兩語は、最後に至つて、任意取引から、不任意取引に轉置せられてゐる。即ちこれによつて、我々は、此兩種(任意、不任意)の取引は、共に同一種の正義に屬するものとせられることを推測すべき強き理由を有つ」前八頁といつてゐる。私は、却つて、此條からして、兩種の取引は異種の正義に屬すと、ア氏が做せるものと思ふものである。何となれば、ア氏は、任意、不任意兩種の取引の間に、大なる差別の存することを明言してゐるから。即ち、第五章第五節に曰く「更らに、任意の行爲と、不任意の行爲との間には、大なる差異が存する」と。

ア氏は、匡正の正義を名くるに、明かに *to diknon to doopharikon* 又は *to diknon to enadopharikon* なる語を用ひて居る。然るに、パーネットは、私が前段にあげた通り前六九頁「茲に用られる語の『デオルソウン』の眞の意味は、匡正(エバノルソーシス)手段によると否とを問はず、『調節

する』ことである』と云ひ、更らに前二頁「グラント氏は、匡正の正義と云ふ語(ト・デオルソチコン、または、後に、第六節に於いて用らる語では、ト・エバノルソチコン・デカイオン)其れ自らは、選を誤つた用語である。何となれば、其れは、唯だ、補償に對する諸原則を下すに止るが如くに見へて、不當であるから、かくて其れは、我々の考察を、不任意的取引のみに限局し、人と人の一切の取引(不任意的たると、任意たるとを問はず)に於ける正義の原則たるべきものを説明しないで終る嫌がある。此の第四章に於いては、初めには、任意的諸取引は、匡正の正義に屬すと云ひ置き乍ら、其後に於いて論ずるところは、單に、不任意的取引に適用するものに限られてゐると云ふことは、注意に値することである。而して、最後に至つて曰く、こゝに用ゐた語は、任意取引からの比喩語であると。これによれば、任意取引は、全く別種に屬するものゝ如く見へる』と。

二十 グラント對バーネット

私は、均しく流通の正義別在否認論者たるグラントをバーネットに對向せしむることによつて、別在肯定の強き論據を見出し得ると信ずる。

バーネットは、ア氏の明言した「エバノルソチシス」の意を強めて調節の意に解すべしと修正の試みを爲し、グラントは、デオルソチコンも、エバノルソチコンも、共に、用語の選を誤つたものであるとしてゐる。私を以て見れば、茲にすでに無理が潜在してゐる。アリストテレスが明かに用ゐた言葉(此語には錯簡も誤寫もないことは、諸家の一様に認めて居るところである)を否認したり、又は、其意味を變更したりして、さて、即ち、ア氏は流通の正義の別在を認めずと主張するのは、疑もなく一の無理である。其れは、兩氏が、別在否認論を立つるについで、ア氏の言葉其儘、又は、言葉の正當の意味其儘では都合が悪いから、此無理を出立點に於いて敢てしたものであるまいかと、私は推察せざるを得ぬのである。真正直にア氏の言葉其儘、其言葉の本來に有つ意味其儘として受取るときは、右兩氏の別在否認論が成立たないことも、斯くて亦た明かであらうと思ふ。

而して、バーネット氏は、損失、利益の兩語が、最後段に至つて、ア氏によつて、任意取引から、不任意取引に轉置せられてゐることを以つて任意、不任意兩取引は、共に同一種の正義に屬するものとせられることを推測すべき強き理由となして居るのに、同じ否認論者たるグラントは、『最後に至つて曰く、こゝに用ゐた語は、任意取引からの比喩語であると。これ

によれば、任意取引は、全く別種に属するものの如く見へる」と。否、其れのみではない。ア氏は、第五章第五節「任意の行爲と、不任意の行爲との間には、大なる差異が存する」と明かに断言してゐるのである。即ち、バ氏の解は、更らに、第二の無理を重ねるものであつて、此點グラントは、卒直に、ア氏の原意を其儘に傳へてゐるのである。ア氏は、明かに、任意取引は、不任意取引とは、同一の正義の下に立たざることを認めてゐることは、右二箇所の明言によつて、これを否定することは、出来なかるべき筈と、私は思ふものである。

グラントは、ア氏は、「第四章の初めに於いて、任意的諸取引は、匡正の正義に属すと云ひ置き乍ら」と云ふ。然し其れは、任意取引が、不法行爲によつて、不任意取引に變化された場合のみ、の事を云ふので、常正の任意取引其ものについて云つてゐるものでないことは、グラント氏自らの解説によつて、私が前段に示して置いた通りである。グラント氏は、此點何か勘違をしてゐるものと思ふ。しかし、氏自ら、右句に續けて、「ア氏は、第四章に於いては、(即ち、匡正の正義の支配下に立つものとしては、單に、不任意取引に適用するものに限られてゐると云ふことは、注意に値することである」と告白してゐる。茲まで、洞察の明を示したグラント氏が、猶否認論を固守することは、私に於いては、殆んど諒解に若まざるを得ざ

るところである。私は、グ氏の果して猶生存の人なるや否やを知らない、若し、生存の人たるを知らば、私の此のたどくしい文を、氏に示して、此點について、教を乞ひたいと思ふものである。

最後に、私は、ノイマン教授に倣つて言ひ度い。ア氏が特に、第五章に於いて、單純なる、何等の制約なき報復を正義なりとする、アサゴレオイ學派の説を駁して、流通行爲について、詳論し、更らに、其れから導き出して、價值、價格、貨幣に關して、倫理學の議論としては、場所違ひと思はるゝ(前掲諸氏概ね斯く云ふ)經濟理論を、稍々詳かに試みた所以は、彼が流通行爲を以つて、別種の正義の支配の下に立つと認められたものと推定するに、強い根據を與ふるものであると。其は決して、算術的比例と幾何的比例との橋的中間物として考察せられたのではない。其様な理路の一貫せざることを、ア氏が思惟したりとするは、むしろ、一の冒瀆であらう。

幸にして、我マルクスは、此點については、「ダブララサ」である。乍去、彼が先づ此問題の考察を試みなかつたこと、(或は、考察したかも知れないが、其事について、一言も記してない

こと)は、彼のア氏説解釋の出發點について、尠からぬ疑惑を惹き起さしめることを免れないのである。

二十一 『カタキシアン』

ツエラーは、前掲書「交換取引に於いては、均等は、價値の均等に存す、價値の普遍的尺度は、欲望である、すべての交換は、欲望より起る、而して、欲望を表現するものは、貨幣である」云々と、ア氏の論を要約して示した一項に長い脚註を附して、トレンデンプルグの説を駁してゐる。私は、此點に於いて、ツエラーの解を以て、トレンデンプルグの其れに勝るものなることを認めざるを得ないのである。殊に、氏が、匡正の正義は、算術的比例に支配さるとの原則は、流通諸行爲については、一擲せられたるものたるは疑なしと言つてゐるのを見て、會心を禁じ能はぬものである。乍去、同時に、氏が、*καὶ ἄλλοτεναι*(任意諸取引)は、報復の原則に基くものではあるが、それは、*καὶ ἰσογυα*(均等に從つて)でなく、*καὶ ἀναλογίαν*(アナロギーに從つて)によるべきものであると云ふに止り、それが、同時に *καὶ δίκαιον*(功績に從つて)によるものなることについて、一言もしてゐないことを、——而して、氏が其故を以つ

て流通の正義別在否認論を取ること——甚だ惜むべしと思ふのである。何となれば、流通の正義別在は、實に、*καὶ δίκαιον*(功績に從つて)原則の運用に發端するものであるから。而して流通の正義別在否定肯定の問題について、マルクスが、何事をも考へざりしか、若くは、考へたことはあつても、其れについて、何事も言つて居らぬことは、此の『カタキシアン』の原則についての、アリストテレースの深い思索を、彼が果して、理解し得たものなるか否かを、私共に疑はしめるのである。

其關係のア氏文は、次ぎの通り、「此の道理は(物の側でなく、物の配分を受ける)人々の功績を見ても同様である。(又譯。配分は、各人の功績に從つて、これを爲すべしとの原則から見ても、同様である。)何となれば、正しき配分とは、何かの意味に於ける功績に從ふべきものなりとは、すべての人の認むるところであるから」前段 六四頁

ア氏の原文をあぐれば、

Ἐν ἐν τοῦ κατ' ἀδίκου τούτου ἀδίκου τὸ γὰρ

δίκαιον ἐν ταῖς ἀναλογίαις ὁμοιογενεῖς πύρες

κατ' ἀδίκου τὰν δειν εἶναι, τὴν μὲν τοῦ ἀδίκου

οὗ τῆν αἰτίαν λέγουσι πύρες ἕταρτες.....

『アリストテレースの『流通の正義』

フエヒナーは、前掲書 三四頁此の『カ・タキシアン』を以て、道德的品位の謂なりとしてゐる。これは、明かに誤りであらう。これは、少くとも、タキトスの『ゲルマニア』志中にある有名の一句 *secundum dignationem* と同様、若くは、更らにもつと内容の廣い語と解すべきであらう。即ち、すべての『功績』『品位』『優越』を意味するのであつて、従つて人間労働の品質を當然に含むものである。此く解するとき、アリストテレースの價值論が、また、當然其處に、出立點を置くものなることは、多言を須たないのである。

猶ノイマン氏前掲論文五四二頁を参照されたい。また前段六九—七〇頁のパーネットの言を玩味されたい。

『カ・タキシアン』を認むれば、流通の正義は、一に全く幾何的比例にのみよつて支配せられることは、パーネット、グラント兩氏の、明快に斷言した通りである。然るに、マルクスは、此の最も重要な點について、甚だ大なる——許し難き——誤解若くは曲解をしてゐるものではないかと、私は疑ふのである。即ち、彼は、私が前段に、長々と、河上、高島兩譯本から引用した一條に於いては、單なる算術的等價の式を以つて、ア氏の説を言ひ表はしてゐるのである。パーネットは、明言して云ふ、算術的比例の式は、 $\frac{a}{b} = \frac{a+d}{b+d}$ であつて、 $\frac{a}{b} = \frac{a}{b}$ ではない

い。此場合にいふ『イソソ』は、次の事實から起る。若しも、四個の數量が、『算術的比例』に於いてあるならば、中間數の和は、極端數の和に均しい。即ち、 $a+d = b+c$ である。これに反して、所謂『幾何的比例』とは、 $\frac{a}{b} = \frac{a+c}{b+d}$ の式によるものであると。前掲書 二一八頁

然るに、マルクスは、

5枚の紙=1軒の家

(*κίβια πέυρε άυτι οικίας*) τδ'

5枚の紙=若干の貨幣

(*κίβια πέυρε άυτι... οσού αι πέυρε κίβια*)

と異るところはない。

と、アリストテレースが言つたものとしてゐる。河上博士等譯本八二頁の譯文を、其まゝに引いて置く。

今念の爲め、此條のアリストテレース原文をあげて見る。

δρε διοσως ή άλλαγή ή κρισι τδ νόμισμα

είναι, δήλον διαφέρει γάρ ούδέν ή κίβια πέυρε

άυτι οικίας, ή οσού αι πέυρε κίβια.

(前段譯出第五章第十六節)

「貨幣の存するに至りし以前にも、交換は、此くの如くにして行はれたことは、明瞭である。一戸の家屋に對するものが、五箇の寢床であらうとも、又は、五箇の寢床に當るだけのものであらうとも、其間些も異るところはないから。」

讀者は、マルクスの引用と、アリストテレースの真正の原文と、兩々相對照して、何と感ずるであらうか。其れは私しには、實に異様の印象を惹き起さしめずしては、已む能はざるものである。

アリストテレースは、算術的等價式を、少しも、用ゐて居らぬは勿論、左様に解釋すべき疑の餘地を、寸毫も與へては居らぬのである。元より、ア氏の意を、明瞭にする爲め、數式を用ゐることに、何の差支あるわけではない。諸註釋家は、其れに、それを試みて居る。而して、私は、其の若干を、出來るだけ綿密に、前段に譯出して置いた。しかし、其の數式化は、

して、ア氏の意に悖るものであつてはならぬ。ア氏は、常正の流通行爲を支配するものは、算術的比例ではなく、幾何的比例であること、殊に、之れは、正方形の兩對角の結合によつて見出さるべきものであることについて、甚だ詳かに説いてゐるのである。然るに、マルクスは、ア氏の此一段を、純然たる算術等價の式を以つて表示してゐるのである。其の不當なることは、言ふまでもない。しかし、其點を追窮するのが、私の趣意とするところではない。此くア氏説の最も重きを爲すところについて、全く取り違へた解説を下したマルクスは、果して眞にアリストテレースの『流通の正義』論其ものを理解してゐたものであるか否か、私は、茲に若干の疑感を惹き起さずして、措く能ざるものである。

算術的比例によらぬと云ふことを説くのが、ア氏の大眼目である。然るを、算術等價式を以て、其説を言ひ表はすのは、ア氏説の中核がマルクスによつては、殆んど全く諒解せられてゐないことを暴露する所以ではあるまいか。更らに、ア氏の説を熟讀玩味して見て、『カタキシアン』の根本見解が、マルクスに全く缺けてゐることを見出した。而して、其の結果、マルクスが、私の引用の一條に於いて、ア氏説として説いてゐるところは、ア氏説其もの

の眞意を幾多の點に於いて、全く没却して居るのではないか、幾度か商量し、幾度か厚意的解釋を繰返した後、此點猶ほ依然として釋け難い疑惑として、残るに至つたのである。

二十二 マルクスの無造作なる解釋

マルクスはいふ。「アリストテレースは、商品の貨幣形態は、たゞ簡單なる價值形態のすなはち一商品の價值の任意なる他の一商品における表現のより發展せる姿であることを、明白に述べる」河上博士等譯 本八十二頁と。私は、先づ此の説き出しに蹟く。而して、マルクスの解説の餘りに無造作にして、餘りに「ナイーブ」なるに驚く。讀者は、すでに前段の稍々詳しい私の紹介文によつて、粗ぼ、私と同様の感を抱くを禁じ得られないであらうと思ふ。アリストテレースは、決して、決して、其様に無造作なことを言つてゐるものではない。

フエヒナーは云つた。「配分の正義は、人々の間に、財貨を配分することに關するものであるから、其の意味する均等とは、人と人との間に於ける關係に於てのみ言ひ得るものである。何となれば、諸々の財を、諸々の人に均等にするのでなく、財の人に對する關係を均

等にするのであるから。即ち、均等の財が、均等の人々に、不均等の財が、不均等の人々に、分たるゝ謂である。其の均等とは、諸財貨の數量、品質の均等の謂ではなく、關係の均等の謂である。二つの關係の均等を、數學者は、幾何的アナロジーと名ける」前段 七九頁云々。

ツエラーも亦謂ふ。此場合、各人が均しく多く受取るのではなく、各人は、其の功績に應じて(カタキシアン)受取ることゝを要求する。従つて、此場合に於ける配分は、幾何的比例に従つて行はれる。即ちAの功績のBの其れに於ける如くに、Aの受くる名譽又は利益は、Bの受くる其れらに對すべきである。前段 八〇頁

私は、今此點を推して論ずる餘白を有せぬことを、甚だ憾まざるを得ない。乍去、讀者は少くとも、A氏の解説は、マルクスのような無造作なものでないことの一端を、十分に看取せられたであらう。

マルクスは、つゞいていふ。「彼は、更らに、かゝる價值表現を含んでゐる價值關係は、その

もの自體において、家は褥に對し質的に平等とされることをまたこれらの感性的に異なる物はかゝる本質上の平等なくしては同一單位にて測りうべき大きさとして互に關係しえないだらうことを條件づけてゐるといふことを、洞察してゐる。彼は「交換は平等なくして存在しえない、しかし平等は通約性なくしては存しえないと。」河上氏等譯本 八十二頁

此一條は、ア氏文の第五章第十五節のことを言つたものである。私は、再び、私の其條の譯文を引く。「其の故に、すべての貨物は、一定の價格を附與せられてあらねばならぬのである。(即ち、公定價格のことで、市場の驅引によらざるの意)。かくてこそ、交換は常に可能であり、従つてまた、人と人との間に、流通が成立し得るのである。かく貨幣は、一の尺度として働いて、すべての財を通約的ならしめ、而して、すべての財を均等ならしめるものである。蓋し、交換が行はれなければ、流通は成立たず、均等がなければ、交換は行はれず、通約性が成立たなければ、均等は行はれないからである。」前 九六—九七頁

讀者は兩者を比較して、其含むところに、著しい相違あることを容易に看取されるであ

らう。況んや、私が前段にあげて置いた諸家の解説を玩味するに於てをや。「家は褥に對し質的に平等とされること」などは、ア氏説の正反對である。「これらの感性的に(?)異なる物はかゝる本質上の平等なくしては」とは、まさに、アリストテレスの顔面を痛打する底の誤解ではあるまいか。而して、マルクスは、ア氏は此く「洞察してゐる」といふ。覗き込んだのは、マルクスであるに疑はない。覗き込まれたものは、アリストテレスである。「斯く、私は洞察する」と、マルクスが言ふならば、其は、若干の意味を爲す。ア氏が斯く洞察したりとは、誣ふるも亦甚しいものではあるまいか。

マルクスは、此の世にも恐るべき「洞察」の上に立ち上りて、而して、聲高く、ア氏を責めていふ。「しかし、彼はこゝで立ち停つて、價值形態のより以上の分析を拋棄した」と!?!? 拋棄したのは、ア氏ではない、マルクス其人である。ア氏は、價值形態のより、以上の分析は、其の立ち停ると稱せられる箇條よりも、ズット前に、事も詳かに試みてゐることは、私の前段の紹介の示した通りであるのである。マルクスは、立ち停りはしなかつただらう。其反對に、彼は全然アリストテレスの丹念に歩み來つた長い旅程を飛び越えて仕舞つて

ゐるのである否、其様な道程の存することに、注意をすら拂つた跡を示して居らぬのである。

マルクスは、つゞけていふ。「かくも、多種多様な物が同一單位で測られうるといふことは『すなはち質的に等しいといふことは、』しかし實際には(!?)不可能である。』かゝる平等の取扱は、物の眞の性質とは何等か無關係のものでしかありえない、従つてたゞ『實際的必需應急手段たるにすぎない』かくて、アリストテレースは、彼れの上の分析が、どこで挫折したかを、すなはち、價值概念の缺亡を彼自ら吾々に語つてゐる。梅の價值表現において家が梅に對して表はすところの、ある平等なるもの、すなはち共通なる實體は、何であるか? かゝるものは、『實際には在りえない』と、アリストテレースはいふ。何故? けだし、家は、梅と家との双方に存在するところの現實的に平等なる或るものを代表する限りにおいて、梅に對し平等なる或るものを代表する。そして、それは——人間労働である』

河上氏等譯本八二—八三頁

二十三 マルクスの著しき誤譯

此條に當るアリストテレースの原文を、再び私譯によつて引く。「さて、眞實に於いて、かく多く相異なる諸物が、通約的となることは、不可能なものである。乍去、需要の立場から見れば、相應に、可能である」前段 九七頁

念の爲め、ア氏の原文をあげる。

τῆ γὰρ οὐ ἀγθεία τῶν αὐτῶν τῶν αὐτῶν ἀναφύονται

οὐκ ἔστιν ἐν ἑαυτῶν, πρὸς δὲ τῆς χρείας ἐπιπέσειν

ἰκανίως.

第一一三頁b
第十八—二十行

マルクスは、此一條を、全く誤譯してゐる。「實際的必需の應急手段」などとの與太譯は、如何して考へ付いたのであらうか? マルクスの諸書は、我邦其他の國語に於いても、其れ相應に誤譯されて居るようであるが、マルクス彼れ自ら、「偉大なる研究者」と崇めて、殆んど師事せん計りにして居るア氏文の、而も、マルクス自らの評論に取つて、甚だ輕からざる關係を有つ此一條を、斯くも、無慘にも誤譯してゐるを見出すことは、笑止此上なきことではあ

るまいか。しかし、或は思ふ。誤譯は、マルクス其人がしたものではなく、誰人か(多分獨譯本の何れかに於いて)が、此の罪深い誤譯をして置いたのを、マルクスは、其儘、何等の思慮を用ゐることなく、吞吐したのであるかも知れない。

其の何れにしても、此の誤譯は、甚だ *verhängnisvoll* なものである。(忠實篤學なカウツキが、此の誤りを匡さないのも、亦一の滑稽事たるを免れないが)。何となれば、其れは『カタキシアン』の原則の認容に基くア氏説の最重要點の一に關するものであるから。ア氏は『乍去、需要の立場から見れば、相應に可能である』と云つてゐるのであるのであつて、諸物其ものは、眞實に於いて、通約的となることの不可能なるを明言すると同時に、乍去、需要(*Bedürfnis*)の立場から見れば、それは、相應に(*im voraus*)可能(*im Voraus*)なりと主張してゐるのである。單に、實際的必要の應急手段たるにすぎないなどの曖昧な出鱈目を吐露してゐるのでは、斷じてないのである。

マルクスは、此の誤譯に基いて、さていふ『アリストテレースは……どこで挫折したか

を自ら吾々に語つてゐる。』と。私は言ふ。マルクスは、其のアリストテレース解釋に於いて、どこで自らが挫折したかを、いとも明白に、自ら吾々に語つてゐるのであると。

“also nur “Notbehelf für das praktische Bedürfnis.” Volktausgabe. S. 25

と、マルクスが茲に變造したのは、たとへば、ロルフエス譯本(哲學叢書本)には

“für das Bedürfnis aber ist es ganz gut möglich.” S.101.

とあり、ガルヴェ譯本には、

“aber in sofern, als diess zum Gebrauch und dem gesellschaftlichen Leben nöthig ist, findet es allerdings statt”. S. 216—7.

とあり、チエローの佛譯には、

“Mais on y réussit assez exactement (? suffisamment) pour le besoin.” p. 218.

バルテレミー・サン・イレールの佛譯によれば、

と念ずるものである。

二十四 河上博士らの更に著しき誤譯追加

最後に、河上博士たちの譯本に於ける更らに著しき一の誤謬について一言して置かう。

其れは、以上のマルクスからの引用文中、私が前段に指摘した等價式の邦譯これである。マルクス自ら此等價式について、アリストテレースを全く誤解又は曲解したのであらうと私が考へることは述べた。ところが憐れなるマルクスは、自己の誤謬に更らに加へて、河上博士たちによつて、更らに、一つの誤謬を背負はされることになつたのである。マルクスは、

„5 Polster = 1 Haus“ unterscheidet sich nicht von :

„5 Polster = so und so viel Geld“

と記してゐる。其れは、アリストテレースの意味を正確に傳へたものでないのみならず、

肝腎の彼の幾何的比例の論を全然足下に踏みにじつたものである。恐らく、マルクスは、茲の *ποστ* なる語を読み違へたのであらう。*ποστ* と云ふ字は、 \parallel といふ符號と同義として用られることは、バーネット氏 二三頁 が、マ氏の一一三三頁と第二十二行を例示して居る通りである。*ποστ* は、其れとは違ふ。其れを直ちに \parallel の符號とすることは、當を得ない。

此語は、拉丁語の *quantus* (Stephanus, Lexicon Græco-Latinum seu Epitome Thesauri Græce Linguae. Genevæ. 1616. 693.—Passow, Hwbch. d. griech. Sprache. N. A. Leipzig 1847. S. 1504. „So viel werth als“). Liddell & Scott, A Greek-Engl. Lexicon. Oxf. 1901, p. 1083——) „as great as, as much as, as far as, as long as, as many as, as loud as . . .“ に當る語なのである。即ち、私の拙い譯では「に當るだけのもの」の意である。無論其れは此場合では「に當るだけの貨幣又は貨幣價值」の意である。拉丁譯では、、フイルマン、ヤドー 版の其れに「*po*」此一條は

Nihil enim interest utrum lecti quinque, an quod tanti sit

Quanti lecti quinque, pro domo detur. p. 59.

となつてゐる。マルクスが、これを、單に、sondso viel Geldとしたのは、無論、甚だ不正確である。しかし、彼は、其下に、希臘の原文を入れてゐる。其れによると、彼は「アンチ」なる希臘語をIIの符號で譯出し、「五箇の寢床に當るだけのもの(又は價值)」を單に「其れだけの貨幣」と譯出してゐる。希臘文が添へてなかつたら、無論これは、誤譯の疑を惹き起さしむるに十分なる不正確譯であるが、希臘文が添へてあるによつて、此點は、書き方の不十分な丈けで、マルクスがア氏文を讀損ねたものとは云ひ得ないのである。然るに、マルクスが、折角原文までを挿入して、正確を期した其一條を、河上博士たちは、「若干の貨幣」としてゐる。これは明かに、一の不正確譯若しくは誤譯である。殊に、正確を期すべく、わざと希臘語の原文が挿入せられて居る其一節が無殘にも、全く違つた意味の日本語を以つて譯出されてゐるのである。其れは、等價形態論に取つて、致命的な誤譯である。「若干の貨幣」などが、如何にして、等價式に持ち來され得やうか。博士たちは、其事を些も商量せられなかつたものと見へる。マルクスの等價式のア氏の意味するところに全く反すること、「アンチ」がIIであつたり、「オソン」が其れであつたりすることの妥當か否かの問題の如きは、かくては、猫に小判となる。

x x x x x x x

今筆を擱くに當り、私は、此文中多くの誤謬や獨斷を犯したものであらうことを、深く懸念せざるを得ぬ。私の商量や吟味は、何れも、極めて幼稚千萬なものである。唯だそれを表はさなければ、終に、自ら改むるに機會を得る能はぬであらう。私は、切に、先覺學者の遠慮なき叱正を希ふものである。(二・十一・五―三・三・六)

(『改造』昭和二年十二月至同三年四月號掲載の文を稍々著しく添削補訂して茲に收む)

二 餘剰の生産・交換・分配

|| 資本主義社會に於ける共產原則の展開 ||

目 次

- 一 アリストテレスの『流通の正義』と共產原則
- 二 費用原則とマルクスの労働價值論
- 三 生産に先行する分配
- 四 餘剰と生産及流通
- 五 資本主義社會に於ける餘剰と所得
- 六 價格と所得。二つの流れ
- 七 發展する資本主義社會に於ける貨幣所得の流れ
- 八 共產原則の展開
- 九 マルクスの解いた二の難問

一 アリストテレスの『流通の正義』と共産原則

費用原則と利用原則との對立は、永く我々の經濟學に纏綿してゐる。學問の考察は先づ利用原則に目ざめる。希臘の經濟學は、利用の經濟學であつた。

勞働原則の形ちに於ける費用原則を發見したものは、基督教の教理を以て、アリストテレスを解釋したアルベルトウスとトマソとであつた。トマソのニコマホース倫理の註釋は、名は註釋であつて、實は修正であつた。誰人も殆んど氣の付かぬ間に、此の巨匠は、利用原則を費用原則に回轉せしめた。アダム・スミスからマルクスに至る勞働價值論の基礎はすでに其處に置かれてあつたのである。而して、明瞭に其清算を爲したものは、實にマルクスその人であつた。この清算に於て、マルクスはアリストテレスの價值論從つて其經濟學の全體を、正當に描出し、其根柢を翻すべく努めた。勞働原則としての費用原則は、明かに利用原則と對立するものなることが、茲に明かにされた。併し其れと同時に、マルクスは、其信條たる共産原則の實現を遙かに遠い將來へ押しやつた。

費用原則を固守する限り、共産原則は其實現性を失ふ。資本主義社會の本體を暴露す

る爲めには、費用原則は、最もよく役立つ。然し其れと共に、唯物辨證法によらざる限り共産原則の展開は、絶望的とならざるを得ない。其反對に、アリストテレスの價值論從つて少くともニコマホース倫理に現はれた其の經濟觀は、共産原則の展開と相容るゝものである。其所謂流通の正義とは、これを言ひ換へて、共産原則の正義と做すことが出来る。

『流通社會の任意的取引流通にあつては、報復は人と人とを結び付ける連帶である。即ち、それは一〇の比例に基く報復であつて、均等の報酬に基く報復ではない。何となれば、一のボリス(國家、社會)を結束するものは、比例的報酬の原則であるから、……我々は平方形の兩對角の結合によつて、比例的報酬を見出すことが出来る。……若し始めに、兩者の財の比例等均等が存してゐて、而して、これについて相互交換の行爲が起つたのならば、我々が示した通りの結果は、得られるであらう。反對に然らざる場合には、其取引は(始めから)均等でなかつたもので、從つてそれは安當でない。何となれば、一方の仕事が、他方の仕事に(價值の上に於いて)勝ることあり得るを妨ぐべき何物も存しないから。從て、兩者は(先づ始めに)均等に持ち來たされてあらねばならぬのである。……醫者と醫者との間には、流通は起らぬ。醫者と農夫との間には、流通は起る。一般に流通は相均しき者の間に起らず、互に相異なる者同志の間に行はれる。何となれば、相異なる者たちこそ、均等に持ち來たされることを要するものであるから。これ即ち、交換されるものは、すべて、何等かの方法に於いて、通

約的でなければならぬ所以である。……すべての財貨は、何か或る一物によつて測られるのでなければならぬ。此の評價の單位は眞實に於いては、需要である。需要は、すべての物を結び付ける。(何となれば若し人々が相互に、他人のものを要すること全くこれなく、若しくは、均等に、相互のものを要することがないならば、交換は全く成立たないか、若しくは、相互同等の交換は、成立たないであらうから)。しかし乍ら貨幣は、唯だ便宜上設定せられた、一種の需要代表物である。……すべての貨物は、一定の價格を附與せられてあらねばならぬ。かくてこそ、交換は常に可能であり、従つてまた、人と人との間に、流通が成立し得るのである。貨幣は、一の尺度として働いて、すべての財を通約的ならしめ、而して、すべての財を均等ならしめるのである。蓋し、交換が行はれなければ、流通は成立たず、均等がなければ、交換は行はれず、通約性が成立たなれば、均等は行はれないからである。さて、眞實に於いて、かく、多くの相異なる諸物が、通約的となることは、不可能なことである。乍去、需要の立場から見れば、相應に可能である。(通約には、單位となるものがなければならぬ。而して、其れは合意によつて、定められたものでなければならぬ。』前段九〇―九七頁
について補録す。

需要に對照して通約せられる比例的報復は、單なる均等の報酬であつてはならぬと云ふのが、ア氏の力點を置くところである。比例的報酬の原則は「一方の仕事が、他方の仕事

に(價值の上に於いて)勝ることあり得』従つて、兩者は、(先づ始めに)均等に持來されてあらねばならぬ『醫者と醫者との間には、流通は起らず、醫者と農夫との間には起る』流通は相均しき者の間に起らず、互に相異なる者の間に行はれる。何となれば、相異なる者たちこそ、均等に持ち來たされることを要するものであるから『人々が相互に、他人のものを要すること全くこれなく、若しくは、均等に、相互のものを、要することがないならば、交換は全く成立たないか、若しくは、相互同等の交換は成立たない』といふところの比例的報酬の原則は費用原則ではない。所謂交換原則でもない。其れは、共產原則の最も早い、而かも或意味に於いては、甚だ徹底してゐる言ひ、現はしでなくて、何であらうか。單なる均等報酬の原則とアリストテレスの名くるもの、其れは即ち費用原則であり、所謂交換原則であつて、ア氏は明かに、其の比例的報酬の原則を、之れと對抗せしめてゐるのである。匡正の正義と配分の正義とを對立せしめ、前者は算術的比例に従ひ、後者は幾何的比例に従ふとし、流通の正義も亦た幾何的比例に従ふものとしたのは、更らに此の對抗を明瞭ならしめたものである。費用原則は、匡正の正義に屬し、算術的比例に従ふ。共產原則は、流通の正義に屬し、幾何的比例に従ふ。

流通の正義は、單なる利用原則を認むるものではない。其れは、共產原則の展開を許容するものである。此點に於いて現代の經濟理論家中最も深くアリストテレースに通ずるロシアのゲレスノフ氏の説も、未だ説いて精しからざるものと思ふ。『經濟學原論』アルトシユル氏編譯第二版（一九二

八年刊）一九七頁以下、及『社會科學及社會政策叢報』第五十卷第一冊の其論文「アリストテレースの經濟學的思辨」。

マルクスは、たしかに、アリストテレースの論點を捉へた。しかし乍ら、私が嘗て前段一の拙文に於て指摘した通り、マルクスには尠からざる誤解が見出される。此誤解が、彼れに累して、彼はついに、アリストテレースの流通の正義の中に、赤き絲の如くに貫通してゐる共產原則を逸し去らしめたものと思ふ。否、彼がブルジョア社會の本體を暴露するに、最も有力なる理論として拉へ來つた費用原則——労働價值説——こそ、マルクスを束縛して、此の誤解に陥らしめたものであらうと思はれる。其處には、未だ見出されざる一の深い陥穽があるのであらう。私はマルクスの側からもアリストテレースの側からも、此の陥穽の見出しは、決して怠るべからざる仕事であると信ずる。

二 費用原則とマルクスの労働價值論

『各人からは其能力に應じて、各人へは其需要欲望に應じて』なる『共產原則』は、ひとり、フランスの社會主義の獨占物ではない。分配論を大事そうに取扱ふことを以つて俗流社會主義を嘲つた『ゴッホ領批判』に於てマルクスも、亦これを、共產主義の高階段に於ける原則なりとしたのである。而して、此原則は、共產主義の第一期たる過渡時代、即ち、プロレタリア獨裁時代に於いては、未だ展開され得ず、其處に於いては『各人へは其給付に應じて』なる『給付原則』報復原則が行はれるにすぎないとする。マルクスはいふ。『茲に我々が考察する社會は其れ自らの基礎の上に發展したのでない一の共產的社會である。其れは反對に資本主義社會から發生したものである。即ち經濟的にも倫理的にも、精神的にも、何れの關係に於いても、未だ其れから發生し來つた母胎たる舊社會の母斑を以つて纏はれてゐるものである。かるがゆえに、各生産者は、——諸々の差引をした上で——彼が社會に與へたものを、正確に還付して貰ふのみ▲▲を附せるは、私の補入した字句、以下同じ。である。彼が社會に與へたものは、彼の個人的労働量である。例。社會的労働日は、個人的労働時間の總和から成立つ。各個生産者

の個人的労働時間は、社會的労働日の中、彼れの提供した部分、其れに於ける彼れの参加分である。彼れは何程の労働を給付したとの證明書共同基本に對する彼れの労働を控除して、社會から受取る。而して、此證明書と引換へに、消費手段の社會的蓄積から——彼れが提供した労働と——同量の労働を値するだけを取り出す。彼れは一の形態に於いて、社會に與へた労働量と同量の労働を、他の形態に於いて、還へして貰ふのである。——故に——此場合に於ては、明かに、同一價值者間の交換たる限りの商品交換を左右すると同一の原則が支配するのである。但し、其の内容と形態は異なる。何となれば、斯く變化した諸事情の下に於いては、誰人も、彼れの労働以外何ものをも——社會に——與ふることは、また、個人的消費手段以外、何ものも、各個人の所有に歸し能はぬから。しかし、消費手段の各個生産者間に於ける分配については、商品等價體の交換に於けると同様なる原則が支配する。即ち、一の形態に於けるだけの労働が、他の形態に於ける其れだけの量の労働と交換されるのである。……此くの如き進歩あるに拘らず、此の平等の權利は、未だ一のブルジョアの制限を蒙るを免れない。諸生産者の權利は、それらの労働給付に比例的である。平等は労働てふ平等の標準を以つて測られると云ふことに存する——のみ——

である。……これらすべての缺陷は、資本主義社會から、長い生みの惱みの後、やつと生れ出たばかりの共產社會の第一形相には、不可避的なものである。權利は、經濟的形狀と、其れに條件付けられた社會の文化發展以上のものたり能はぬ。——然るに——共產社會のより、高き形相に於いては、分業の下に於ける個人の奴隸的從屬、其れと共に、精神的對肉體的労働の對抗が消滅した後、労働が單に生活の爲めの手段たるのみでなく、其れ自ら、第一の生活欲望となつた後、各個人のすべての側に於ける發展に伴つて、生産諸力が増大した後、而して團體的富の一切の源泉がより豊かに流るゝとき、此時に至つて始めて狭きブルジョアの權利水平は全く超越せられ、而して、社會は、其旗の上に「各人は、其能力に應じて、各人へは、其需要(欲望)に應じて」と記し得るのである。『フイエツァイト』第九卷第十八號五六一—五六七頁。『ドイツ労働黨綱領標註』(普通「エタ綱領批判」と名く)拙著經濟學全集第五集一—七頁參照。約して、これをいへば、マルクスは、資本主義社會の原則を搾取原則とし、第一次共產主義(レニンの解によれば、即ち社會主義)社會の原則を給付報復原則とし、高次共產主義(完全なる共產主義)社會の原則を共產原則なりとするものである。

正統派經濟學は、給付報復原則を、現社會の最根本原則と見る。其れは、グスタフ・カッセ

ルの明かにした通り、事實に於いて費用原則である。『理論經濟學の出立點』國家學雜誌第五十八年度(一九〇二年刊)六六八頁以下。費用原則は、取りも直さず労働原則であり、同時に所謂交換原則シユムペーターの交換原則と餘剰原則との對立を見よ。であつた。

カッセルはアダム・スミスに據る自由競争の前提下に於ける價格の成立は三の根柢の上に立つと云ふ。(一)各生産物に對しては、唯一つの價格のみが成立つ。(二)其價格は生産費と一致す。各生産要因に對しても亦唯一つの價格のみが成立つ。而して、一方に於いては、すべての有効需要——價格を支拂ひ得る需要——は必ず充され、他方に於いては、また、すべての生産給付は、悉く所要せらるゝ様に、生産は嚮導せられる。これ即ち『費用原則』である。同上文六六九頁。かくて需要 \parallel 供給、價格 \parallel 費用てふ均衡が成立するといふのが、アダム・スミスの出立點である。唯だ自由競争が妨げられるとき、此の均衡は破られる。經濟政策の當爲は、自由競争を完全ならしめて、此均衡を支持することのみに存する。リカルド更らに、此の生産費を労働に歸一することによつて、アダム・スミスの多元觀に纏綿する矛盾と曖昧とを一掃し、費用 \parallel 労働、即、價格 \parallel 費用 \parallel 労働なる公式を打建てた。カッセル『リカルドの生産理論と理論經濟學の第一の任務』國家學雜誌五十七年度(一九〇一年)六八頁以下。

マルクスの労働價值論は、此の正統經濟學の費用原則を拉へ來つて、逆まに、資本主義社會の本體を暴露したものにすぎない。資本主義社會を事實に於いて支配するものは、搾取原則である。費用原則は、價值の唯一眞實の解釋なりとせられる。此解釋を、其儘資本主義社會に適用するとき、其處に、資本主義社會の矛盾せる正體は暴露せられる。他の何の解釋を輸入し來る必要もない。資本主義者其人の出立點に立戻りさへすれば、事は足りる。若しもアリストテレスの價值論の如きを拉し來るならば、其れは不可能である。ソコデ、彼は其の等價形態論の條下に、稍、詳密に、アリストテレス説を商量して、之を排撃するに力を用ゐたのである。前段一参照何となれば、ア氏は、費用原則に對する一大敵國の觀を有つものである。だからカウツキーはいふ。「事實に於いて、マルクスの價值理論は社會主義とは、何等相渉る所なきものである。價值の理論は、社會主義の根柢ではない。却つて、今日の資本主義經濟の根柢である。マルクスの價值理論を排撃し得たりとて、社會主義は、爲めに些も排撃し得られるものではない。此の理論は、我々に社會主義を教ゆるものではない。却つて、其反對に、資本主義の運営を理解せしむるものである」『ソイエツァイト』第三卷二八二頁。